

はやし(林)方

當代(たうだい)御評判(ごひやうはんぱん)高(たか)う(う)り(り)升(ま)れ(れ)ど、是(こ)れより公條(こうじょう)を以(も)つて申(まを)し上(あ)げ(あ)げ(あ)げ(あ)げ)る(る)此(こ)の度(た)御(ご)改(か)正(せい)に付(つ)き、  
 何(なに)がな希(ろ)らしき藝道(げいどう)を御覽(ごらん)に入(い)れ度(た)く存(ぞん)じ升(ま)れ(れ)ど、御存知(ごぞんち)の坊主(はうしゆ)中野(なかの)碩翁(せきおう)を初(は)じめ、  
 諸(しよ)俊(しん)人(じん)原(はら)の仕組(しくみ)ましたる藝道(げいどう)は、道(みち)ならざる儀(ぎ)にて、中々(なかなか)當時(たうじ)の御意(ごい)には叶(あ)は  
 り升(ま)い。右(みぎ)に付兼(つ)かぬ心(こころ)附(つ)きましたる、肥後(ひご)下(くだ)り尾(お)厄(やく)五(ご)免(めん)太(た)連(れん)中(ちゆう)、かなしくる  
 業(わざ)、馬(ま)鹿(か)林(はやし)にて御覽(ごらん)に入(い)ります。先(まづ)五(ご)免(めん)太(た)御(ご)目(め)通(と)り差(さ)控(ひか)せ升(ま)す。最(さい)初(しよ)相(あ)動(どう)升(ま)る  
 藝道(げいどう)は、僅(わづ)か旗本(はたもと)より段々(だんぜん)と經(へ)上(あ)り升(ま)す、四(よ)ほん(品)竹(たけ)の上(うへ)に飛(と)移(うつ)り升(ま)す。是(こ)れを  
 名(な)け權家(けんか)の一(いち)足(あ)飛(と)り。是(こ)れより又(また)口(くち)先(さき)の勢(いきほひ)を以(も)つて、諸(しよ)方(ほう)の金銀(きんぎん)を追(お)ひ手(て)許(もと)へ取(と)り  
 入(い)ります。個(こ)様(やう)いたして中(ちゆう)段(だん)を相(あ)動(どう)まする者(もの)共(ども)は、手(て)合(あ)を致(いた)し、自(じ)然(ぜん)と横(よこ)し  
 に成(な)ります。是(こ)れより猶(なほ)々(々)登(のぼ)り升(ま)れば、はやし(林)につれて賄(わ)路(ろ)多(おほ)き儕(せい)輩(はい)は、次(つぎ)  
 第(だい)に立(た)身(み)の體(てい)にムり升(ま)す。これ(こ)れを名(な)付(つ)て運(うん)の目(め)、怨(うら)の川(かは)浪(なみ)、是(こ)れも御(ご)目(め)に止(と)り升(ま)す  
 れば、入(い)方(ほう)の縁(えん)の綱(つな)は、一(いち)度(た)にフツツと切(き)て一(いち)萬(ま)八(はち)千(せん)石(いし)を引(ひ)く返(かへ)し、高(たか)は

運の目窓  
の川浪

平(ひら)の一(いち)萬(ま)石(いし)と替(か)り、八(はち)千(せん)石(いし)を棒(ぼう)に振(ふ)ります。誠(まこと)に此(こ)の段(だん)ははなれ業(わざ)にムり升(ま)れば、  
 閉(へい)門(もん)の節(せつ)は、幾(いく)重(じゆう)にも御用捨(ごようしや)御免(ごめん)の程願(ほどねが)ひ奉(たてまつ)り升(ま)す。此(こ)の儀(ぎ)相(あ)濟(さい)ますれば、御  
 先代(せんだい)の御方(ごかた)は、一(いち)切(さい)に御入替(ごいれかへ)、御評判(ごひやうはんぱん)に。御  
 尚(な)ほ斯(か)る類(るい)は、枚舉(まいきよ)に違(ちが)ない。然(しか)も之(こ)れを見(み)ても、自(ま)らから人(じん)心(しん)の趨(おも)ひ所(ところ)を知る(しる)に  
 餘(あま)りあらむ。

【三】 最初の血祭

當時(たうじ)の任官(にんくわん)は、器能(きのう)にあらざして、請托(せいたく)であり、實力(じつりき)にあらざして、賄路(わいろ)であ  
 り、適所(てきしよ)適材(てきざい)と云(い)ふでなくして、資縁(いんえん)最(さい)厚(こう)であつた。されば如何(いかに)なる無能(むのう)の者(もの)  
 でも、權家(けんか)の玄關(げんくわん)に、毎(まい)日(にち)伺(うかが)候(こう)し、其(その)機嫌(きげん)を窺(うかが)ひ、御逢通(ごあひつう)勤(きん)と云(い)ふ名(な)で、一  
 年(ねん)も通(と)へば、官途(くわんず)に有(あ)り附(つ)く風習(ふうしゆ)であつた。世(よ)の中(なか)は廻(めぐ)れば返(かへ)る元(もと)の場(ば)所(ところ)で、松

當時の任官

平定信が天明七年に新任せられた當時の情態に、恐らくは一層輪を掛けて、其ののだらしのなき官紀の廢弛、社會風儀の潰蕩、特に旗本の墮落、一般奢侈の流行を繰り返してゐた。

例 榮枯の一

今又一例を擧ぐれば、田口加賀守なる旗本元は五郎左衛門と稱し、代官を勤めてゐた。其妻は水野美濃守妾の妹とかにて、その縁故から立身し、長崎奉行まで成り上つた。而して天保十二年四月十五日、御勘定奉行に擢任せられ、同夜は榮轉の祝宴を催したが、豈に料らんや、翌十六日登城したるに、林、美濃部と與に、水野美濃守も亦た「其方儀勤方思召に應せず候に付、寄合仰付られ、御増加の内、五千石召上られ、差控仰付られ、居屋敷家作とも召上らる」との嚴命を奉じたらんとは。

田口加賀等の免官

斯くて彼れ田口加賀守も亦た五月十四日に至り、長崎奉行在勤中罪あるを以て免官、小普請入、二百石を收め、其子五郎左衛門平常不行儀を以て、家督不レ被下旨の命が下つた。當時の落首に、

みの(美濃)にさる、笠は破れて五月雨、田口のかゞ(加賀)し、見る影も無し。  
かゞ(加賀)笠も、みのべ(美濃部)も雨に朽果て、ふたりか、しふ(興業)泣て居らる、。

此れは田口の邸が、美濃部の隣で、兩家の妻女が、悲嘆に暮れてゐる様を詠じたものであらう。

忠邦の先輩と同僚

抑も當時の幕府には、大老として井伊直亮があつた。彼は天保六年十二月二十三日任命せられた。賢明の名ある老中大久保忠貞は、天保八年三月十九日逝いた。而して老中の先任たる松平乗寛は、天保十年十二月三日逝いたから、其の年功に於ても、其の勢力に於ても、水野忠邦に比す可きものはなかつた。當時彼の同僚は、太田資始、脇坂安董、土井利位、堀田正睦、眞田幸貫等であつた。而して大老井伊直亮は、天保十二年五月十二日に罷め、老中の中にて、水野忠邦に楯をつくと云ふ程でなきも、聊か手答へのあつた太田資始は、同年六月十日に罷め、其の十三日に眞田幸貫は老中に任せられたれば、眞田は恰も太田

忠邦施政  
に邪魔物  
なし

亦腹心股  
敷無し

の後任とも云ふ可き譯合であつた。而して幸貫は實に松平定信の子だ。されば最早幕閣には、誰一人として、水野忠邦の自由手腕を揮ふに、邪魔物は居なかつた。否な彼は其の改革の政治を斷行するに先ち、邪魔物を一掃し去つたと云ふも不可なきであらう。何れかと云へば、松平定信は、改革の政治を行ふには、我が陣立を嚴重にし、堅固にした。即ち同志の士を、我が同僚及び下僚に抜き來りて、十二分の備へ立てをした。之に反して水野は寧ろ異分子を淘汰するに先んじ、其の味方の陣立てには、左程重きを置かなかつた。此れは定信は新進の壯年であり、水野は練達の老功者であり、自己の力を恃むに於て、定信よりも多大に過ぎた爲めであつたかも知れない。

何れにしても彼が同僚に、腹心の親友なく、彼が下僚に、眞實の股肱無つたことは、水野の改革をして、中途に沮廢せしめたる唯一原因たらざるも、其の重なる陥穽であつたことは、看過し難き事實だ。然も如上の陥穽を補ふ可き、彼の剛精と、努力と、而して勇力とは、亦た看過し難き事實と云はねばならぬ。

い。何れにしても水野は、幕府最後の改革者として、其の舞臺に出で來つたものだ。而して其の手始めは、大御所家齊の死後、間もなき時からであつた。即ち三寵臣の廢黜は、最初の血祭りであつた。

### 太田資始の退隱

太田備後守資始、同列の水野忠邦と論合はず議異なるを以て、加判列を免ぜられしが、その執る所の是正なるにより、溜間格に坐せしに、即日病を告て退隱し、道醇と改め、駒込なる下邸に潜居せし時の作

四十餘年夢一場。掛冠解綬臥兩莊。如今身似歸耕客。閑讀三陶詩對二夕陽。然れどもその正しきに失するを以て、隱退の後も登營して御機嫌を窺ひ、拜謁をも爲せり。當時隱居にて登營するは、宇和島の老侯伊達伊豫入道と、此道醇二人特別也。(燈前一睡夢)

【三三】 水野の改革動機

水野の時  
勢洞察力

忠邦改革  
要綱

抑も水野忠邦は、當時に於て決して新知識者ではなかつた。彼には島津重豪、若しくは其の曾孫齊彬の如く、新知識汲收欲も旺盛でなかつた。併し亦た決して内外の趨勢に就て、濛々職々者の一人ではなかつた。彼は外患内憂の日一日と來り逼りつゝ、あるに感付いた。而して徳川幕府の基礎が此れが爲めに日一日、危殆に近きつゝ、あるを猜知した。されば如何にして此の趨勢に對す可き乎。それが彼の改革の要綱であつた。語を換へて言へば、外國は外から我を壓迫せんとし、大名は動もすれば、自立の舉動に出んとし、而して幕府を支持する旗本は、殆んど朽木、糞土たらんとす。此の趨勢に對しては、何よりも先づ其本を鞏固にするを專一とせねばならぬ。其本とは幕府及び之を擁護する、凡有る勢力のことだ。彼は決して唯だ風紀の頹廢したるを見て、之を一新せんとしたのではない。彼は決して改革の爲めの改革家ではない。

忠邦の  
王心

光格天皇  
の寵親

彼は實に幕府の爲めの改革者だ。水野は決して尊王に就て、無關心ではなかつた。彼は文政八年五月には、大阪城代となり。九年十一月には、京都所司代に轉じ、十一年十一月、西丸老中に任ずる迄、京都に勤務した。されば京都側の消息に就ては、誰よりも能く知つてゐた。彼には好古の心掛けもあり、殊に雅樂を好みたれば、光格天皇の御登遐(天保十一年十一月)の後、御遺命の旨にて、鷹司家より鳴條と云ふ名譽の御筆を恩賜せられた。彼が所司代勤務中、皇室の御用度等に就て、奉仕したること、決して少くなかつた。されば光格天皇には、殊に御寵親あらせられ、屢ば御愛器を賜はつた。彼が幕府の老中として、御勝手掛、兼改革掛となつたことを聞食され、密に女官の御文を以て、越前守忠烈の氣質は、兼て知ろしめし頼母敷く思召す所である。時世を省みて同僚の嫉妬を負はぬやう。謹慎して永く身を保護す可しと仰せ下された。(遺老閑話)

低頭天皇の筆を聽

濱松侯(忠邦)嘗て西上、京尹の邸に在り、傳奏某公と與に對して飲む。酒間笙聲嘹々として風に隨ふて而して至るを聞く。其の誰たるかを問ふ、曰く是れ上皇(光格天皇)の戲弄する所也。侯色勃然として乃ち座を避け、而して低頭地に抵り、以て聽くもの之を久しくす。弄畢る、始めて座に復し、杯を擧ぐ。聞く者相ひ傳へ、以爲らく侯能く大體を知る、從前東人の比に非ずと。(齊藤拙堂)

斯る次第なれば、彼には彼相應の尊皇心もあつた。

義府中心主義

主幕第一

されど彼の一身は、幕府中心主義の大塊であつた。彼は幕府中心主義の爲めには、一切を犠牲とするを辭しなかつた。彼は幕府中心主義の爲めには、群小の怨を買ふことを敢てした。親藩の順を招くことをも虞れなかつた。彼の執政中には、未だ朝幕の確執を見る迄には、時勢が進まなかつた。されば彼は斯る場合に對して、果して如何なる措置をなす可きかを實驗する機會無かつた。若し彼をして伊井直弼の位置に立たしめば、彼は果して直弼同様の事を

傳統的幕府支持者

改革激成の理山

敢てしたる乎、將た然らざる乎。それは終古の謎として解き得可きものではない。但だ幕府對諸大名の關係に於ては、彼は斷乎として幕府第一主義を取つた。否な恐らくは幕府唯一主義とも云ふ可きものであらう。彼は飽く迄幕府の爲めに慮かり、且つ助めた。

天下と共に天下の政を爲す大規模は、不幸にも彼には見出し難かつた。彼は寧ろ傳統的に、徳川幕府を、如何にして將來に支持す可き乎に就て、其の畢生の肝血を絞つた。此れが爲めには、彼は親藩さへも信用し能はなかつた。此れが爲めには、彼は天下の力を以て、日本を守るよりも、幕府の力を以て、日本を守らんと欲した。

松平定信の寛政度改革が、田沼混濁政治の跡を一掃するに在つたことは、云ふ迄もない。水野の天保度改革に至りては、家齊晩年の潰蕩政治の跡を一掃するに在つたが、之を激成したる理由の一は、海外の勢力が、我國に來り迫らんとする豫感、若しくは暗示、否な寧ろ其の徴候の爲めであつたと思はる。

【三三】 改革劈頭の諸布達

布達本文

天保十二年五月十五日(慎徳院殿御實紀には十七日とある)愈よ改革劈頭の布達は發表せられた。

上意之趣

一 御改革之儀、御代々之思召は勿論之儀、取分亨保寛政之御趣意に不違様思召候に付、何れも厚く心得可相勤一候。

御老中方被仰渡一候趣

一 寛政之度、御初政之例、向々心得方之儀に付、厚き上意有之候旨、其節達置候は、一統相辨居可申儀に候處、年月押移り、場所々に古く相勤候ものも、残少に成候より、自然御趣意取失ひ候歟、前々御規定之心付薄く、當座之御用辨而已事務と心得候様に成行候は、如何之儀に思召候。自今以後、御代々様被仰出候儀は勿論、分ては享保寛

自然御趣  
意取失ひ

何事も正  
路第一

徹底の  
困難

政之御政事向に相復し候様との御儀に付、縦令御沙汰之儀にても、御規定に振候歟、或は筋合之穩ならざる儀は、不ニ差控一申上候様との御沙汰に付、誠に難有恐悦之御事に候。乍然是迄何れも不行届御安心不レ被遊候御儀と、深く恐入候事に候。右之御趣意各奉承知、享保寛政之度觸達之御書付類、熟慮いたし、向々厚く相心得、是迄仕來候事たりとも、筋合に違ひ候儀は、改革いたし、何事も正路に御爲第一に取計被遊御安心候様、精々可レ被相勤一候事。

附享保寛政之度を始、惣て度々被仰出一候儀、當座同様に相心得候輩有之、甚如何之事に候。殊に御役人之儀は、表向之手本にも相成候事故、別て厚く相心得、新役被仰付一候節も聊不洩様、精々傳達可レ有之候。

此の如く改革の目標は、享保寛政度に復歸するにあつた。然も如何せん時勢は寛政の比にあらず、況んや享保の古をや。寛政初年度より、天保十二年

東農民  
への布達

度に至る五十餘年の間に於て、時勢は實に急轉直下した。諸大名の態度も、動もすれば従來の恭順を放失するの虞があつた。侍以外の階級も、愈よ擡頭し來りつゝあつた。特に對外關係に於て、最も然りとす。されば其の改革を徹底的に行はんとするは、決して尋常一様の業ではなかつた。尙ほ五月二十三日附もて、代官中村八太夫をして、關東の農民等に、左の如き諭達を下さしめた。

近來諸向風俗取締不<sub>レ</sub>宜<sub>レ</sub>趣、今般上向より御沙汰有<sub>レ</sub>之候。近在之義は兎角江戸之風義、推移り、家作、衣類、食物等迄、百姓不<sub>レ</sub>似合之體に相成、右は兼而之觸達、其外五人組共前書之趣も有<sub>レ</sub>之候へども、畢竟自分共、制度不行届<sub>レ</sub>故、いつとなく、相弛み、上へ對し、支配致し候。詮無<sub>レ</sub>之、恐入奉<sub>レ</sub>存<sub>レ</sub>候事<sub>ニ</sub>候。依<sub>レ</sub>之追々内幕取調の上、取締方急度及<sub>ニ</sub>沙汰、銘々不正之義は勿論、聊<sub>レ</sub>にても如何と心附候筋は、速に相分<sub>レ</sub>候。分は、是迄之義は致<sub>ニ</sub>用捨<sub>一</sub>候間、住居衣類朝夕之食迄、古來百姓之風義を守り、初物其

外無益之賣物相仕込之義不<sub>レ</sub>致、人別取締等迄、五人組帳之趣をも見合、急度相<sub>レ</sub>慎<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>申<sub>レ</sub>候。且又兎角觸書村役限りに致し置、小前之者には不<sub>ニ</sub>申聞<sub>一</sub>趣意に相聞、不<sub>レ</sub>埒之至りに候。此書付小前末々迄、能々吞込候様、一々可<sub>ニ</sub>申聞<sub>一</sub>候。此觸書村々名主令<sub>ニ</sub>請印<sub>一</sub>、右申觸候趣、小前之者惣連印をとり、可<sub>ニ</sub>差出<sub>一</sub>者也。

五月

御代官 中村八太夫

右布達  
旨  
永井大番  
頭免官

之を見れば、如何にも徹底的に、江戸を中心としたる關東の農夫共に、都會の風儀に染まざる様、若しくは染みたるものを、復舊せしむる様、嚴達したるか<sub>レ</sub>判知<sub>レ</sub>。六月晦日には、大番頭永井播磨守を免官差控に處し、左の如き命を、大番頭に傳へた。

一 御役之義に付、同役中諸事申合等之義は、前々より仕來りも有<sub>レ</sub>之候間、厚相<sub>レ</sub>嗜<sub>レ</sub>候所、近頃古役之者權高にて、新役へ對し、傳達之義、萬端六ヶ敷致し、手數も相掛し哉に相聞、如何之義に有<sub>レ</sub>之。其上二條大坂在番之

大番頭  
統へ布達

萬石以上  
以下への  
布達

節、追々無益之失費相嵩候趣にて、家來共申付方相弛み取縮不レ宜筋も有レ之由、不束之事に候間、向後在番先之義は勿論、於ニ彼地一夫々假役並組中共、取縮不レ弛精々厚く相嗜、同役中も、新古之差別なく、質素節儉第一に相心掛、可成丈失費無レ之様可レ被レ致候。此上若相違候様不レ被ニ取用一義も於レ有レ之は、嚴重可レ被レ及ニ御沙汰一候。此れは大番頭一統に向てあるが、同月更らに萬石以上、以下の面々に、左の如き令を達した。

一 質素節儉、其外心得方之義、天保九戌年四月相達し候趣、尙又去子(天保十一年)年十二月相達置候通り、萬石以上以下共、奢ケ間敷儀無レ之、衣服飲食之儀は勿論、都而無益之費を省き、武備鍛鍊之手當等、專一に可レ被ニ心掛一儀は、兼て相達し置候得共、此度厚き御沙汰も有レ之候に付、彌一質素節儉を相守り、御趣意に不違様可レ被ニ心得一候。右之趣可レ被ニ相觸一候。

儉約履行  
の普及

此れは幕府直轄の百姓若しくは、旗本のみならず、一般の外様譜代大名にも、質素節儉履行の命令を普及せしめたるものだ。而して如上の達文は、大目付から大名の留主居等に達した。蓋し當面の責任者一即ち對象者一は、實に留守居たる彼等であつた。

【三四】忠邦の封事

忠邦の熱  
心

當時水野忠邦が、如何なる熱心を以て、改革の業に當りたるかは、彼が將軍家慶に上書したる、其の草稿を見て、想像するに餘りありだ。今之を左に掲げんに。

一 此度御改革に付、諸役所向之義、舊弊變洗、御取締一際相見候様無御座一候ては、御趣意難ニ相立ニ命令不レ行ば、國家之御恥辱にて、不ニ容易一義に



役人常習の因循

町奉行等の俗論

御座候間、自先頃中、御役人々度々申達候得共、小普請奉行川路三左衛門は、格別勵精世話仕候に付、不日奏功候様可相成候。其外之役々は、兎角仕來りに因循仕、十分に委身、改革之氣色も更に無御座候に付、尙又此上之心得方、左に申上候。

因循の二字が、實に當時役人共の常習であつた。忠邦が折角手始めの改革が、其聲のみ大にして、其實の擧らざるを心配したのも、決して異しむに足らない。

一 町方之義、享保は暫差置、先寛政度之通相成候得ば、人情輕薄之風俗を初、萬事文華を去、質朴に歸り、金銀融通も互に以信義相便候間、凶年火災等の困厄相重候とも、可也活計も相立候故、上より御世話も薄く有之、武家之面々も、猥に商賈に被貪候義も無之候。然る所奢靡之類、悉く相禁じ、質素之風俗第一に相成候へば、市中衰微いたし、諸國蠶集之大都會には、不都合の光景にも相成、御家人口にも係り可申。御城下はいかにも繁華に致置不申候ては、不相成義に有之候間、其手心に差略

俗論横行奢止す

挽回一洗を要す

世話可仕見込之旨、町奉行共申聞候。此れが當時一般に行はれたる所謂俗論で、町奉行等の意見も、先づ此の通りであつた。

右之心取より萬端取締向等相調候故、寛裕にのみ相流、下地年來蕩奢に馴居、質素之風尙は不好、小人共え、最初より繁花を旨と致し可申など、唱へ、姦猾の下情に合候様之世話候ては、有名無實にて、一日たりとも御趣意不被行義、眼前に御座候。享保寛政も、第一は驕奢を被禁候義、何れの個條にも顯然仕候。百年五十年前より、既に其弊は有之、まして文政以來之風習澆漓之極に御座候間、此度之機會にて、挽回一洗仕候へば、都て世上にも面目を改め候間、又三四十年は可也持守可申哉に付、たとへ御城下衰態を極め、今日之家職難相立、商人共離散仕候共、聊不頓著、淳朴之號令行届候は、兩三年も相立候へば、自然と程能名分も相立可申候。

反對の聲  
また大

尤如此繁花の地故、中々究乏候程之義は、決して無御座候得共、右程之見込に無之候へば、逆も濟世の御趣意は不行届義に御座候。松平定信、寛政度の改革も、世の中を不景氣となすと云ふことが、反對論の第一聲であつた。されば天保度の改革に就ては、驕奢の程度は、寛政に倍し、而して其の刷新、改革の程度も、寛政に倍するからには、その反對論も、亦た寛政に倍するは、已むを得ざる次第だ。されば忠邦は張膽明目して、その反對論に頓著せず、勇往邁進す可きを献言した。

奉行頭  
も  
荷且

一 御作事方、御普請方、御納戸御賄所、御細工所、何れも御入用場所に候所、前件町奉行同様にて、奉行頭ども、只々下方氣受をのみ兼居、御爲筋は次に相成、因循苟且の擧は難免事に御座候。既に風聞書等、度々相下候得共、毎度取成體之義のみ申聞候間、御取締之義は、未だ見付不申候。

當時の人心

所謂る「只々下方氣受をのみ兼居、御爲筋は次に相成、因循苟且の擧動難免

事に御座候」の一句は、實に當時の役人共の心事と、所作とを照魔鏡にかけて見る心地がする。

烏頭大黃  
の  
激劑な  
要す

右之通にて、小普請方(川路聖謨の所管)之外は、何れも不束千萬之心得に御座候。たとへば宿痾の胸腹に凝滯仕、一圓快癒之兆無之委に付、一旦烏頭大黃の激劑相施し不申候ては、逆も功驗難得候間、今一應嚴しく申諭し、若此上奉行頭ども不進の者有之候は、速に御人撰にて、御入替にも相成候様仕度、此所篤と伺置き、右之威權を含居り相諭候は、際立候様可ニ相成と奉存候に付、此段御内慮奉伺候事。

忠邦の決心

此れは彼が改革の事實容易ならざるを看取し、家慶に封事を上りて、其の内意を伺うたるもの、所謂る烏頭大黃の激劑を、無遠慮に使用せんとし、而して之を應用したのが、所謂る天保度の改革だ。

【三五】改革風世上を一掃す

是より法  
令雨下

忠邦の改革は、日一日と微に入り、細に及んだ。江戸府内に於ける法令は、殆んど雨の如く降つた。彼は其の部下を督勵して、寸毫も假借する所なかつた。而して其の一般にそれが、如何に受取られたかは、彼より殆んど唯一の能吏として稱認せられたる（參照 三四）當時の小吏請奉行川路聖謨（左衛門尉）の自ら記せし所に徴して知る可しだ。

世上風流  
儉素に向

去年（天保十二年）四月十六日以來之御改正にて、文武の道だに行はれけるによりて、今まで刀拔すべも知らじと思ふ人も、己れがたけよりも、長さ刀をさし、又密にきくに、常に三弦もて、樂しむ杯といふものも、奏樂を妻子と共にきくといひ、美麗の服、著飾りたるもの、如何にして斯る僿服はありけむと、驚かるゝまでのものを著せし等を見て、心によくもかゝることは出来にけり、恥しからぬ輩かなと、密にさみしみるに、常に奢侈なるもの程、早

川路獨り  
舊狀を改  
めず

く儉素の風をなすことと思ふが如きなり。かく忽に儉素の風に變せし者共は、他日必ず第一番に、奢侈に變ずべきものぞと思ひあされぬ。

我は刀槍のこと常にかはらずなせしも、人に隠すが如くにし、婦女子に耳遠き唐土のこと聞せむよりは、孝子、節婦の事、記せし義太夫のかた、よろしかるべしなど、いひしこともありて、われはさして僿服はせず、され共帯に小倉を用ひ、足袋の裏を、我が妻の補ひて、薙の如くなせしなどは、當時我が俸祿にても、それ迄にはおよばぬ事なりと思ひしも、只いづれにも、上の御沙汰のことは、必ず一身のうちに用ゆべしとて、一ヶ所宛は、目だゝぬ様に用ひ、折々葛の袴、芭蕉布の野羽織は用ひたり。

世上の阿  
從み憎む

惟ふに川路は餘りに世の當路の意向に阿從するを心憎く思ひて、獨り自から平生の態度を維持したものであらう。亦た以て如何に改革の風が、當時の官僚及び旗本を一掃したかを知る可きだ。然もその川路さへも、其の獨自一己を主持するの決して嘉す可らざるを、自から悔い戒めた程だ。

右の如くせし故に、餘りに龜服等のことを、此節好むものは、傍腹痛き奴なりと思ふ位なりしが、今日ふと思ふに、いかなれば我小人にて、斯る了簡はありけむ。宜からぬことなり、韓魏公が政府に居られし時は、青苗法のことをいたく議せられしが、外に居られては、是れ上の御法なりとて、うけ行れけるといふ例しあるを、僅かに徴々たる今迄のことを恃みて、前の了簡、ゆめ／＼必あるべからざるを、今日までかく思ひしは、恥しきことなり。我れかく御騰用に相なりたることなれば、斯る世の勢につれて、人の麻布を著むには、我はさよみの布を著し、人の小倉の袴用ゆる時は、我は只の木綿の袴つけ、縦令ひ世の人は如何にいふとも、それに拘らず、いかにも龜服を食して、人の目につく程になし、少しも上の御沙汰を、用ゆるもの多き様にするの心こそ、我が當時の職、當時の世にありての所置なるべし。畢竟今までここに心付ざりしは、我が誇り心ありしより、起りたるとなる可きか。よく思へば、去年四月以來、格別に變りたることする面々は、所謂凝滯

せずして、よく世と推移る君子なるべきなり。韓魏公をして、今世に出て我が方今の職にあらしめば、必ず龜服を目に立程に、著る人なるべきか。

〔自戒録〕

川路は平生自から儉素の者であつたが、此の豹變者流の事を、苦々敷思ひ、強ひて故らに外見的儉素の風を妬はなかつたが。更らに思ひ返して、他人には一向頓著せず、此れより一層上法の實行せらるゝ様、故らに世間の目に立つ程の龜服食す可しと云うたのだ。川路一個の了簡は、鬼もあれ角もあれ、如何に此の改革風が、強く吹いたかは、之を見ても知る可きだ。

【三六】法令雨下

法令は矢次早に出で來つた。忠邦の手は、一方に於ては、諸家の足輕が、絹羽

參勤延引  
を禁ず

織を用ふるは、法令の内、弓鐵砲の者は、紬布木綿を用ふ可しとの旨に反くを以て、爾來木綿を用ふ可しと令し○(天保十二年七月十三日)而して他方には、諸大名の參勤交代に迄及んでゐる。乃ち其の細大漏らす所なかりしは、之を以て知る可しだ。九月朔日の令に曰く、

一 參勤之面々、病氣にて、定例參勤時節より延引、且御暇被下候面々も、病氣之由を以、滯府之衆多候に付、是迄度々及、噲候次第も有レ之候處。近年別て滯府被相願一候衆多、其内には久々在所へ不レ被相越一並參勤延引之輩有レ之候。病氣無レ據事と乍レ申、先可成丈、其定例之時節參勤致し、且滯府無レ之様、被ニ心掛、押ても旅行可成様體に候は、被ニ相越一候様、寄々可レ被ニ咄置一候。但是迄病氣等之申、立にて參勤致ニ延引、且病氣願候様體相尋一候上、願之通り被ニ仰付一候、振合に有レ之候へ共、以來は次第に寄り、御沙汰の品も難レ計候。此段は申達一候、品には無レ之候得共、爲ニ心得一噲に及一候。

綱紀肅齊  
中に及

兩番頭等  
へ申渡

斯る次第なれば、水戸齊昭が、其の在國中に、其の夫人登美宮を下國せしめんとして其の翌日九月二日には、大名登營の輩、坊主部屋に入るを禁じた。即ち綱紀肅齊が、千代田城中に迄も及んだ譯だ。而して同十四日には更らに、

大目付へ

一 先達て兩番頭、新番頭、御徒頭、小十人頭、被ニ申渡一候趣は、諸向にても風義宜敷義は、勿論之事に候條、質素節儉を第一に相心得、取締等之様も聊か等閑に無レ之様、家來末々に至る迄、嚴敷被ニ申渡一候様云々。

献上物手  
輕の觸

鮮銅代金納の事

様有之度候。献上物之儀に付ては、度々追々手輕之方に被<sub>レ</sub>仰出<sub>一</sub>候得共、古今同種之價も、時勢に寄ては、高下可有<sub>レ</sub>之事に候へば、仕來之献上物之内にも、江戸表にて調進之品を、在所に引替、又は國産之品も、江戸表之調進に替<sub>レ</sub>候方、勝手次第之向も候は、聊<sub>ニ</sub>斟酌<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>相伺<sub>一</sub>候。御用向無<sub>ニ</sub>御指支<sub>一</sub>分は、申上通りにも可<sub>ニ</sub>相成<sub>一</sub>候。且又年中<sub>ニ</sub>定<sub>一</sub>式、臨時御祝儀事に付、鮮銅献上<sub>一</sub>之節、暑中<sub>ニ</sub>或<sub>一</sub>は連日風雨等之砌、品柄<sub>ニ</sub>調<sub>一</sub>兼、心配其上<sub>ニ</sub>相當<sub>一</sub>之入用も有<sub>レ</sub>之趣相聞、且は温暑之節<sub>ニ</sub>猶<sub>一</sub>更厚心配可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之候得共、差上<sub>一</sub>候後、時刻も移り候様に付、御用には不<sub>ニ</sub>相立<sub>一</sub>儀も有<sub>レ</sub>之、旁<sub>ニ</sub>以<sub>一</sub>諸家無益之失費に候間、御樽代<sub>ニ</sub>鮮銅<sub>一</sub>代等之准例を以、向後鮮銅献上<sub>一</sub>之節、十萬石以上は、金貳千疋、五萬石以上、金千疋、五萬石以下、金五百疋、代金を以て相納<sub>一</sub>候様可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>致<sub>一</sub>候。

遊藝禁止

是れ献上物に付ての調節だ。而して同月廿一日には、更らに、  
一 在々に於て、狂言、操、相撲之類<sub>ニ</sub>不<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>致<sub>一</sub>旨は、古來より之定<sub>ニ</sub>有<sub>一</sub>之、

徹底的厲行

既に遊藝、歌舞伎、淨瑠璃之類、總て芝居同様之人集、堅く制禁可<sub>レ</sub>爲<sub>一</sub>旨も、寛政御觸も有<sub>レ</sub>之候處、近頃猥<sub>ニ</sub>成<sub>一</sub>、神事祭禮虫送<sub>一</sub>等に事寄、右等之儀催<sub>一</sub>候<sub>ニ</sub>村々も有<sub>一</sub>之哉に相聞、如何<sub>ニ</sub>之<sub>一</sub>事<sub>ニ</sub>候<sub>一</sub>、右は風俗を亂し、耕作を怠り候<sub>ニ</sub>基<sub>一</sub>に付、向後何事に寄らず、人集<sub>ニ</sub>ケ<sub>一</sub>間敷儀<sub>ニ</sub>催<sub>一</sub>候もの有<sub>レ</sub>之ば、其ものは勿論、村役人共迄、吟味之上、各可<sub>ニ</sub>申付<sub>一</sub>條、右之趣<sub>ニ</sub>急度<sub>一</sub>村々<sub>ニ</sub>可<sub>一</sub>申渡<sub>一</sub>候。尤<sub>ニ</sub>私領分郷<sub>一</sub>之村、或は村境<sub>ニ</sub>紛<sub>一</sub>敷場所にて、右様之催<sub>ニ</sub>致<sub>一</sub>候もの有<sub>レ</sub>之ば、早速注進<sub>ニ</sub>可<sub>一</sub>致<sub>一</sub>旨、是又<sub>ニ</sub>村々<sub>一</sub>え可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>申渡<sub>一</sub>候。

天保改革は、其の法令の雨下と共に、それが徹底的に厲行せられたとを以て特色とする。乃ち此の一點に於て、最も水野の手腕を認む可きである。

天保の御改革

此天保の御改革ほどめざましきはなし。むかし享保寛政の御改革を、いみじき事にきゝわたりしかど、此度のごとくにはあらじと思ふ。かの丑の春雲がくれありしより、やがて世の中層に火のつけけるが如く俄に事あらたまりて、士農工商おしからめて、おのゝくばかりなり。わきて世の中いひ

めざましき改革

芝居小屋  
轉居

猿若町の  
起り

商物直段  
下げ

もてさわぐば、去年の春夏のころ、堺町ふきや町兩芝居焼失せしかば、いまだ普請もせずしてありけるに、十二月になりて轉居被三付、淺草聖天町の小出信濃守の下屋敷上ヶ地になり、その跡へ引移るべきに定められて、寅正月より二月に至り、その屋しき取拂になりて、二月下旬兩芝居を建べき地所も被下、地割をせしとぞ。下屋敷の跡なれば凸凹なりけるを、山をくづし池を埋めなど、人夫おびたくしく出て賑ひければ、遠近の見物群集せし事なりとぞ。かくて普請成就して、すべて芝居にあづかるものは皆此一廓の中に住居する事にて町名を猿若町と號して、一丁目二丁目など唱るとぞ。昔人ゆすりていひもてさわぐり。(癸卯の年になりて、木挽町の芝居も取拂になりて、猿若町へ引移り、三芝居全く集れり)。此頃芝居役者は、皆編笠を着て他行する事に定りける。此役者は已後は素人突合をする事を禁ぜられて、きらくと際立たる事なり。錦繪に役者の肖像、この外に行はれしに、是も禁ぜられたり。但にしき畫は役者の肖像のみにあらず、美人繪も何もすべてたはしき事をかく事はみな禁ぜられぬ。又丑の冬より寅の春に至るまでに、神佛の堂社所替なりたるも多く、見附々々の外のよしづ張の茶屋、藏前などの日店の類、みな取拂になれり。武士の抱屋敷拜領地面など、三ヶ所已上持るものは二ヶ所をのこしおきて、其餘はみな上地になり、下々の拜領やしきなきものへは、大かた一ヶ所宛下されたり。かゝるほどにおのが拜領やしきをさし置て、人の地に借地するものは、其おのが地へ引うつりしなり。百姓地を武士町人の借地はならぬ事になれり。けふは是もみな立のけり。商人の商物直段下げになりて、商家の軒々に引下げの直段付を張出せし事なり。是は寅の二月頃なり。髮結錢などはむかしは二十四文なりけるはなしなるを、おのが物心つきてしれるは二十八文になりての事なり。かく定まりてありしを、一昨子十一月より、油高直の

十組問屋  
廢止

よしにて、三十二文になりしを、ことしは此一件にて二十文になれり。女髮結といふもの、近年この外の外におこなはれて、みな髮結にゆはせしを、此女髮結といふもの、はたと禁ぜられて跡なくなりぬ。江戸中の町町人寄をして、唄淨り、落咄し、影繪、講釋杯をして渡世せしもの禁ぜられて、江戸中にて人寄商賣をする家、たゞ十五軒のみゆるされたり。それも心學軍書講釋と落ばなしのみ興行、すべて音曲はならぬ事になれり。十組問屋といふもの廢せられて、すべて問屋と唱ることはならぬ事になり、何商賣にても勝手次第にすべき事になれり。(寐ぬ夜のすさび)

### 【三七】 感應寺の破却

腐敗日蓮  
宗の處分

天保十二年十月五日には、下總國中山法華經寺中、女犯不如法の僧侶を處刑し、智泉院八幡を取拂ひ、並に雜司ヶ谷感應寺を廢し、堂社を毀ち、領地を收公し、本尊什物は本門寺に引渡さしめた。中には感應寺一件は、當時頗る世の注目する所であつた。

文恭公(家齊)御寵女お美尾の方(實はお美代の方)と云へるは、中野播磨守の養女なれども、その實の素性は、感應寺の邪嬭に出生せし兒也……石翁(播磨守)これを大城に献じて、寵眷を深ふし、男女の公達を多くもふけ奉り、(原註)越前、川越、及び金澤侯、佐賀侯の室、皆な此の生田にかゝる)かゝる身の上に成りしゆへ、何事も皆この人に便らざるはなく、女中の堯舜にはあらざれども、椒房中の泰斗と仰がれ、其言行はれざるは無し。女謁の熾なる、未だこの時より甚だしきものあらず。

然る故に、その實父なる和尚を程よく取成し申立て、七堂伽藍を取建て、御祈願寺の號を申下し、御朱印を附與し、宮女の御代參等を恣にし、延命院の覆轍を省みず。……文恭公升遐の後、林、水野、美濃部等が謁せられしも、莊内、川越、長岡等が領地替の事も、皆なこれより起りし事なりと聞く。また濱松(水野忠邦)も、その初めは、このおみをの方へ賄賂を佞して、御用部屋へは入りたる也。

扱又感應寺の事を聞しに、この寺の住僧の不行跡なるは、中々延命院日道などの、遙かに踵及ぶべきにあらず。それと云ふは、上にも御信仰あり、林、水野、美濃部、中野等、これを庇護して聲援を爲すをもつて、脇坂安董も、如何ともする能はず。……その頃營中に佛工を召して、日蓮の木像を刻ませられ、大城よりして池上へ寄附せられ、それよりして感應寺へ御奉納などありし事、元來將軍家より御寄進の物なれば、殿中よりして鹵簿正しく整へ、諸人の往來を止め、警蹕を唱ふる程の形装あるをもつて、諸侯にも從來の宗旨を替て、法華宗に改めたりと評する程也。

ゆへに奥向より御代參と稱して、宮女大勢恒に參詣する故、住職を初め、伴僧等申合せ、各自に競争して不義を行ひ、これに奸通し、後には増長して、女中互に申合せ、奥向よりして感應寺へ寄進の物也とて、代る代る長持の中へ入れて、錠を卸し、寺へかつぎ込めて、恣に姦淫を行ふやうに成りしゆへ、脇坂大人これを怪しみ尤めて、大目付へ沙汰して、ある時その長持を檢



一類處分

して、生人形の女をあらはしたりと云ふ。……間もなく感應寺捕縛せられて刑に就て、連累の鼠輩及び宮女大勢刑を被れり。(大谷木葉同著、燈前一睡夢)

大奥政治の腐敗

以上によりて、如何に此の感應寺が、家齊晩年の女謁政治と、聯絡のあつたかが判る。天保三年九月、頼山陽が死に垂んとして、其の時務策なる通議に、更に内廷篇の一文を書き加へしめたる所以は、惟ふに此の大奥政治の弊害を深刻に感じ、之を矯正せんと欲するが爲めであつたらう。

感應寺興隆の話

此の感應寺は、天保五年五月、雜司ヶ谷に、二萬八千六百四十二坪の地を、將軍家より賜はり、造營したるものにて、其の造營に就ては、士は大小を帶しながら土を運び、女は縮緬等、其外色々結構成衣類の儘、或いは板じめ縮緬杯のたすきをかけたるもあり。……侍女すら如レ斯、況や農工商に於てをや。皆々舉て集り、其人數夥し、一日に何萬人か量り難く候。此日御本丸御女中、加賀侯の女中も來りて、地形築候由。前代未聞と云

ふ可し。(世珍録)

斯る事情の中に湧き出でたる感應寺なれば、其の取毀ちも決して偶然ではあるまじう。

### 【三八】更に改革の法令

一般奢侈の戒飭

十月二十五日(天保十二年)には、享保寛政の舊令を引き來りて、更らに一般の奢侈を戒飭するの令を出した。

一 右之趣、享保寛政之度、並其後も相觸候趣も有レ之候處、累年世上花美に相成、銘々身分をも不辨、立派を競ひ、且又外見は不目立二様にても、内實金高なる品々、猥に賣買いたし候者共も有レ之由に候。たとへもてあそび之品に無レ之候とて、度々觸示置候儀を、當座之事之様相

所持品改

從來法令との差

心得候より、畢竟等閑に成行、法度を背候段、不埒之至に候。併是迄之儀は、格別之御宥免を以、先御咎之不被及御沙汰候條、難有奉存、今般厚き御主意を以て、風俗改り候様被仰出候儀に付、不輕相心得可申候。尤是迄仕込置候品も可有之候に付、來寅年(天保十三年)より急度停止可爲候條、觸面之趣相背候もの有之に於ては、役人相廻し遂ニ吟味、無用捨一嚴敷咎可申付候。尤紛敷改方致し候者、或は途中にて、往來之ものを捕改候儀等、決て無之事に候。若右體之者有之候は、其者を留置、早々可訴出候。自今奢侈高價の品、武家方に候とも、あつらひ候もの有之候は、奉行所へ相伺可仕差圖候。右之通町々え觸候條、被得其意、總て花美高價之品、誠申間敷候。此度之御主意彌厚心得、諸事奢ケ間敷儀無之様可被致候。

從來の法令は、三日法令であり、令すと雖も行はれず、行はるゝも一朝にして熄んだが。今度は、筒の皮を剝ぐが如く、飽迄も徹底的に行はしめんと決心

農村戒飭

農村困窮の因

が、法令の文句の中にも、ほの見えてゐる。尚ほ十一月六日には、左の如く令した。

一 在々に於て、神事祭禮之節、或は作物、虫送、風祭などと名付、芝居見世物同様之事を催し衣裳道具等をも拵へ、見物人を集め、金銀を費し候儀有之由相聞、不埒之事に候。右様之儀企、渡世に致すものは勿論、其外等も風儀悪敷旅商人、或は河原者など、決て村々え立入せ申敷候。遊興惰弱よからぬ事を見習、自然と耕作等も怠り候よりして、荒地多く困窮に至り、終に其果は離散之基にも成候事に候。間、右之次第を能く辨へ候様可心掛候。依て自今以後遊藝、歌舞伎、淨瑠璃、踊之類、惣て芝居同様之人集、堅く制禁たるべく候。今度右之通相觸候上にも、若不相止に於ては、無用捨急度咎可有之もの也。

右之通寛政十一未年相觸候處、近來猥に相成候趣相聞、不埒之事に候。以來觸面之趣急度相守、人集めケ間敷儀一切不致、惰弱之風儀相

改、耕作を專一に心掛可申候。若相背候もの於有之は、吟味之上急度各可申付もの也。

醫師戒筋

此れは農村に向ての戒筋だ。而して十一月十九日には、

一 近來醫師之供方、風俗一體にあしく相成、病家へ罷越度毎に、酒料又は辨當代と唱、金錢を受候趣相聞、病體に寄候ては、時刻並風雨等之無差別、療治受候事有之候に付、病家之心付を以て、供方之者共え手當致候を、受納候は格別に候得共、供方之者よりねだりケ間敷申候は有之の間敷筋にて、小心又は身上不如意等之者は、療治受候儀難相成、右は畢竟家來え之申付方、不行届故に候。已來右様之儀無之様、嚴重可被申付候。

注意社會政策に及

此の如きは極めて小事の様なれども、單に惡風矯正と云ふばかりでなく、社會政策の上にも、其の注意が能く行き届きたるものと云はねばなるまい。尙ほ同月二十七日には、法會に付、上野、芝兩山拜禮の輩の奢靡を戒しめ、二十九日

百姓の奢侈に禁ず

には、面體をかくす異風の頭巾を用ふるを禁じ、又た富突札賣、又は風の繪彩色等を禁じた。又た同月發令の中には、

一 近來百姓共、奢侈に長じ、衣服飲食共、身分不相應に相成、遠在迄も、平日油、燒蠟燭、雪駄を用ひ、少しも手廻候者は、家作結構にしつらひ、都て農業に怠り、餘業に走り、農家に不似合遊藝等いたし候ものも有之由に付、自今以後、右體奢ケ間敷もの有之由相聞候は、當人は勿論、村役人共迄、急度各可申條、兼て其旨村々可被申渡候。關東筋在々にては、上菓子を製し、又は江戸菓子を商ひ、髮結床は村毎に有之様成來候趣に相聞候。右體之儀は、早々相止候様、厚く世話可被致候。

此れが實際幾許の程度迄實行せられたるか、知り難きも、少くとも斯る法令や、布達が、此の期間に於ては、疾風急雨の如く、一般に及んだには相違あるまい。

〔三九〕 問屋、仲買、株札組合の停止

最重要改革の一

此際に於て最も重要なる改革の一は、江戸町中の問屋、仲買、小賣等株札組合の制を全廢し、一切を解放し、何人も勝手次第としたる事だ。乃ち天保十二年十二月十三日の令は、左の通りだ。

問屋禁止  
布達本文

一 菱垣廻船問屋共より、年々金一萬二百兩づゝ、爲三冥加一上納金致來候處、問屋共不正之趣、相聞候間、以來不レ及ニ上納候。尤向後右仲問株札は勿論、此外共すべて、問屋仲間組合杯と唱候儀不ニ相成候。右に付ては是迄船積來り候諸品は勿論、都て何國より出候何品にても、素人直賣買可レ爲ニ勝手次第、且又諸國産之類、其外すべて江戸表へ相廻し候品も、問屋に不レ限、諸々出入之者共に引受、賣捌候儀勝手次第に候。右之通り問屋共に不レ限、町中不レ洩様可ニ觸知一者也。尙ほ十八日には、更らに左の如く令を下した。

菱垣樽荷物の解放

一 菱垣樽荷物の儀、規定有レ之候處、此度問屋組合等令ニ停止、諸品素人直賣買可レ爲ニ勝手次第旨申渡候に付ては、菱垣樽船積荷物の儀、向後是迄之規定に不レ拘、船主相對次第、便利の方へ積込、差支無レ之様運送可レ致候。尤菱垣之方は、文政之度紀伊殿より貸渡有レ之候。天目船印、差障候儀有レ之間、已來相用申間敷候。尤紀伊殿へ御返上可レ致候。

廻送業者の怨嗟

此の如き多年大阪江戸間の商品廻送業を、専ら壟斷したる組合の輩は、一朝にして其の特權を奪はれたれば、彼等が怨嗟の聲を放つたのは、決して異しむに足らない。改革の手は、同時に俳優及び劇場にも及んだ。

俳優劇場改革布達

一 此度市中風俗改候様にとの御主意に有レ之處、近頃役者共、芝居近邊に致ニ住居町家之者同様立交り、殊に三芝居狂言仕組、甚猥に相成、右に付ては自然市中えも風俗押移り、別て近來野鄙に相成、又は時々流行の事杯、多くは芝居より起り候儀に付、依ては往古は兎も角も、當時御城下市

狂言座引  
拂布達

中に措置候ては、御主意にも相戻り候事候。一體役者共儀は、身分之差別も有之處、いつとなく其隔も無之様に相成候は、不取締之事に候。此節堺町、葺屋町、兩狂言座、並操座芝屋、其外右に携候町屋之分、不殘引拂被仰付候。乍去二百年來土著之地に相離れ候に付ては、難澁之筋も可有之候哉に付、相應之御手當可被下候。替地之儀は、取調追て可及ニ沙汰候。木挽町芝居の儀は、追て類焼致候歟、普請及大破候節は、是又引拂申付候間、兼て其旨可存。尤權之介狂言座の儀は、來春興行相始候は、狂言仕組並役者共、猥に素人え不立交様、取締方の儀をも、厚可被相心得候。

斯くて手當として五千五百兩を與へ、淺草聖天町最寄に引移る事とした。而して役者共他行の節は、編笠を被り、素人に紛れざるやう申し渡した。十二月廿一日町奉行矢部駿河守定謙免官し、二十八日目付鳥居耀藏忠耀町奉行となつた。而して彼は叙爵して甲斐守と稱した。

矢部定謙  
免官

矢部鳥居  
共に人物

矢部は當代に稀れなる能吏であつた。而して鳥居も亦た異りたる意味に於て、一種の人物であつた。是等兩人の進退は、天保度の改革に於て、頗る重大の關係がある。是れは別に記することとして、天保十三年三月二日には、更らに左の令を下した。

問屋名儀  
の禁止

一 舊冬相觸候、問屋組合仲間等唱候儀は、停止之旨申渡候處、屋商賣計は勝手次第に候得共、矢張問屋と名目相唱候故、組合迄も不様に心得、同商賣之内、下直賣買いたし、又は素人にて、荷物仕入等致し候類に差障り候儀も有之哉に相聞候。大金之冥加も御免に相成候上は、難有相守可申處、無其儀一段不埒至極之儀に候。依之以後組合仲間等は勿論、問屋と相唱候儀堅令ニ停止、米商は米屋、炭商は炭屋、油商は油屋と計相唱候。商賣方も仲買え卸候計に無之、小賣を專にいたし、品物拂底之節卸方見合候とも、小賣は不ニ差支様可致候。且又仲買之ものと申合、卸方より小賣之方直段高直に賣買致間敷候。此上申付候趣

十組外同  
様禁止

不<sub>レ</sub>相用、組合無<sub>レ</sub>之候ては差<sub>支</sub>候、杯申觸、又は内々申合、願立等いたすもの有<sub>レ</sub>之候は、時刻を不<sub>レ</sub>移、嚴重に吟味之上、御仕置可<sub>ニ</sub>申付<sub>一</sub>候。

一 都て株札並問屋仲間組合杯と唱<sub>一</sub>候儀不<sub>ニ</sub>相成<sub>一</sub>段、相觸<sub>一</sub>候處、右は十組外は不<sub>ニ</sub>差構<sub>一</sub>様、心得違<sub>候</sub>者も有<sub>レ</sub>之哉に相聞、不<sub>埒</sub>之事に候。彌先達て相觸<sub>一</sub>候通、相心得、十組外にても株札問屋仲間組合等、決て難<sub>ニ</sub>相成<sub>一</sub>候間、可<sub>レ</sub>存<sub>ニ</sub>其趣<sub>一</sub>候。是迄爲<sub>ニ</sub>冥加<sub>一</sub>無代納物、無賃人足川渡駈付等之儀、都て差<sub>免</sub>候間、銘々正路に可<sub>レ</sub>致<sub>ニ</sub>賣買<sub>一</sub>候。追々同商賣之もの出來候共、決て差障り申間敷<sub>一</sub>候。御用に付前々より仕來<sub>一</sub>候納物、人足等之分は、其筋にて調之上、追て可<sub>ニ</sub>相達<sub>一</sub>候。

一 品物手前に買込置、追々賣出<sub>一</sub>候儀は、勝手次第に候得共、他國へ前金等遣し、買留積込爲<sub>ニ</sub>見合<sub>一</sub>、其處え圍置<sub>一</sub>候は、則<sub>一</sub>締買に相當、不正之筋に候間、以後右様之儀は致間敷<sub>一</sub>候。萬一不<sub>ニ</sub>相改<sub>一</sub>趣、外より於<sub>ニ</sub>相聞<sub>一</sub>は、可<sub>レ</sub>處<sub>ニ</sub>嚴科<sub>一</sub>候。

締買の禁  
止

湯屋髮結  
組合また  
禁止

一 湯屋髮結之類は、諸色直段に不<sub>ニ</sub>相拘<sub>一</sub>もの故、組合仲間停止之儀は不<sub>レ</sub>及沙汰<sub>一</sub>候處、同商賣之内、賃錢下直に致し<sub>一</sub>候もの有<sub>レ</sub>之候得ば、組合之ものより差障<sub>一</sub>候趣、相聞、不<sub>埒</sub>之事に候。依<sub>レ</sub>之以後右商賣之ものも、株札は勿論、組合仲間等相唱<sub>一</sub>候儀令<sub>ニ</sub>停止<sub>一</sub>候間、町内其外同商賣之者、何軒出來候とも、決て差障<sub>一</sub>申間敷<sub>一</sub>事。

此の如く一切の問屋、組合、株札を停止し、何人も勝手次第としたのは、大いに營業の自由を高調したる譯合に似たるも、其の組合や、團體組織を停止したるは、各個營業者をして、個々別々に孤立せしむる所以にして、其の結果は、彼等をして微弱、無力ならしむるに外ならず。營業者に取りては、迷惑至極の事であつた。

右布達の  
結果

天保改革政令

天保十三年三月十四日、淺草の堂前といふ所に御見世といふ賤しき娼婦を召捕へられ、折より、官  
第五章 三九 問屋仲間株札組合の停止

令下り江戸中の料理茶屋に、隠し賣女と云事を渡世とせし者ども、同年八月迄に商賣を改むべし、住家をも外の所へ移すべし、また吉原町へ移りて遊女屋とならん事は心のまゝたるべし。是迄抱置し女も、吉原町へ賣渡し住替させん事も心の儘たるべしと命ぜらる。かの料理屋のものども、御仁惠の有がたき事を知り、生營を改めて四民の中へ入るも有、また吉原町へ入てくつわやになるも有し。是につゞきて政令有し條々には芝居の事は前に擧たり。寄場は江戸中に十五軒に數を定め、娼淨瑠璃、女髮結、地獄の類を禁じ、博奕の諸勝負事きびしく御咎めあり、役者繪、女繪、すべて風俗を亂す繪草紙の類、或は庭石、石燈籠、鉢植の草木、世上花美なる事をとめ、小兒の弄物も價銀は百文、銀は壹匁以上の品を禁じ、儉約質素、正直に家業精出し、賣物の價は正札に附置、諸色の價また地代店賃も値下げをなし、家越しに店振舞といふ事すべからず、家守の者權代を取るべからず、念佛講、題目講、若い者仲間梵天杯、すべて仲間といふ名、株式といふ名目立可らず、昔より御制禁有し金銀細工籠甲の類、隠し置たるを御取り上げになり、野菜物の類、時節より早く初物といひて賣出すべからずと令せらる。是等の御仁政の御改革、雖有しといふも餘りあり。恐れつゝしまざらんや。(寛大見聞紀)

## 第六章 澁川と後藤

### 【四〇】 澁川六藏の建白 (一)

六藏の學

澁川島居の關係

水野忠邦の改革に、直接參畫せざる迄も、間接に其の意見を提供したる者の中に、澁川六藏、後藤三右衛門等がある。今ま試みに彼等の意見の一斑を、左に摘載することとする。勝海舟は、澁川六藏は、天文方の小官、當時幕府の士等、蘭學を修むる者、絶而有る無く、獨り同氏は、其學に通曉す。時の要路に信せらる。(開國起原)と云ふてゐる。彼は天保十年七月には、蘭學、蘭書取締方の義に付、水野忠邦に意見書を提出してゐる。惟ふに渡邊、高野等の疑獄に付ては、彼は發頭者でなき迄も、若干の干係あつたに相違あるまい。彼は蘭學者でありながら、其の希有の知識を、却て蘭學反對者島居忠耀などに提供してゐる。或る意味に於て、

彼は鳥居の爪牙であり、而して鳥居は水野の爪牙であつた。果して然らば彼と水野との關係亦た知る可きだ。彼の意見書は實に丑(天保十二年)八月附である。即ち天保改革劈頭の年だ。

一 當今最可恐事は、諸向之因循姑息に御座候。折角厚き被仰出をも、眞實に喜び候者は、多く之御人之内、僅數人に不レ過と奉存候。……永く御世話も被爲續間敷候得ば、先此儘に候て、時勢之推移るを見候はんなど申心より、何事も表向のみにて、内實は四月十六日(改革手始の時)以後疎み候者、多分に御座候。……先日より追々不レ可然人々をば、夫々御貶逐御座候得共、猶其弊も難レ去様奉存候。此上猶更公正を以て、群臣を御制取被遊、其武を以萬事を御決斷有レ之、剛明を以、隱微を御洞察被爲在候而、聊も御心に弛み無御座候は、濫官汚吏も心を革め、因循之弊も去り可申候。

右筆衆の改良

一 當時未だ流弊改り兼候は、就中御右筆衆に御座候。右之御場所は、

六藏建白  
本文  
因循最  
恐るべし

御勘定所  
人撰の事

機密にも關り候御役儀故、大切之儀に御座候處、各人物不レ宜不學の者多く候て、賄賂公行し、御政事向速に漏洩仕候に付、下々に阿諛迎合仕候様成行申候。諸大名え被爲對候ても、外聞如何と奉存候。學術相應に出來仕、人物温厚成者を御撰被遊、右御場所被仰付、輕俊之者と御引替可被遊候。且人數も多過候に付、御減少被遊候も苦かる間敷哉奉存候。

一 御勘定所は御國用を司り候御役所故、不レ輕御場所に御座候處、是亦一向人物無レ之哉に奉存候。其奉行に至ては、零碎之頓著不レ仕、大本を世話候人物御精撰可被遊候。御目付など相勤候者之内には、其人必定可有レ之候間、其者を御舉被遊候節、諸事因循不レ致、流弊を一洗可仕旨、可被仰出に哉に奉存候。

右兩御場所、早々御改正無レ之而は、又候前之通紀綱弛み可申候に付、御熱慮可被遊候。



御直儀の事

一 厚き思召下々々相分り候様可仕儀は、布衣以下之御役人之内、夫々被召出御直に御諷諭御座候は、如何様之者にても、實以難有奉存候より、同列えも御趣意之旨、備に申論候様可相成一哉に奉存候。

縁邊役人の事

一 重き御役人之縁邊有之者、要路に布列仕居候は、御政道之害と奉存候。其人賢明に候は、論も無御座一候得共、左も無之候得ば、父兄之威權を假り候に付、終には賂遺之路開け可申候。

言路洞開の事

一 先達而被仰出候通、御政事向之義は、たとへ御役外之事たりとも、心底十分に可申出との義は、即言路を御開被遊候に御座候。併古來より兎角存意申上候者少く候。改而猶又被仰出候は、士氣も引立、且は下々之疾苦、御政事之得失等達御聽一可申候。其上に而を以て、人を察し候て、追々御登用可被遊候。

人少敷敷の事

一 當時は人才乏敷事極り候様奉存候。其故は近年人物之善不善には無二頓著、賄賂權威に因り、追々立身仕候故、人々御奉公向蹈込相勸候者は無御座一候。偶有之候ても、夫をば同列を始、他向之者迄も、仇敵之如く取扱候故、次第に節義も挫け候様成行、終には時勢を追ひ、心術正敷者も青雲之ために素志相變じ申候。夫故一統に子孫え御爲筋之事等は教導不仕、只管少年より權貴之家に立入致させ、諂諛のみ仕候に付、習ひ性となり、且無學輕浮に而立身仕候。其故其者、志を得候得ば、中年より見覺へ候通、賄賂を以、人々を推舉仕候に付、逐々人才下り候様相成申候。寛政年中と只今と、年數僅四十年餘に御座候得ば、左迄人才之變替可仕様は無御座一筈に候得共、各其才其職に應じ不申故之儀に奉存候。以上は其の建言の上半だ。其の所説何れも一理あり、人を以て言を廢す可らずだ。

【四一】 澁川六藏の建白(二)

浮薄の徒多し

澁川六藏の意見書は、尙ほ混々と續いてゐる。

一 當時は惣而人情に拘り、外觀を務め候に付、浮薄之者多罷成候而、御役義に身を入、相勤候者無御座候。只々一階宛も、相進可申心組に付、其職事に馴候間も無之候内、又候他え轉役仕候に付、其御場所向、流弊を改革可仕様無御座候。……速に諸役人之精不精に隨ひ、夫々御賞罰有之候は、諸向一時に改革可仕候。是等惣而御英斷に不レ可レ過と奉存候。

賄遺盛行の弊

一 近年賄遺之義盛行に而、蘇軾之申候如く、擧ニ天下ニ一毫之事、非ニ金錢一無ニ以行ニ之と申様罷成申候。夫故金銀さへ所持仕候得ば、何事も難成事無之人々存居候に付、要路之人は官を賣り、御威光を露ぎ候而、御威權次第に下に移り候様罷成、尤以不レ可レ然儀に奉存候。

清廉の士任用

候。上是を好めば、下是より甚きの理に而、其家來共も亦主人之威權を竊み、黃白を貪り候に付、其富主人にも劣り不レ申候。其外輕き御役人に至る迄、何事も賂遺之多少に而、御用向取扱候に付、上裁に出候御賞罰には無之、諸臣之賞罰に御座候間、各其功過相當不仕候。而は、下々上を嘲り、御法をも取用不レ申候様成行候儀は、至是より起り候儀に御座候。

學問振起の事

右御新政以來、此弊相止候様には相見へ候得共、實に改め候にも無之、當分慎居候迄に御座候に付、御油斷難成奉存候間、如何にも嚴敷御禁止無之之由は叶間敷奉存候。當時とても清白の者共無之にも候得ば、其人々を御撰被遊、平生清廉之趣御沙汰有之候上に而、諸向え急度賄賂之儀、嚴禁せられ候て、可レ然奉存候。左候ても猶舊染を不レ改、竊に其弊を醸し可申者をば、急度御察當被遊候様可レ然奉存候。

第六章 四一 澁川六藏の建白(二)

武備訓練の事

處。近來御用立候程に、學術宜敷者も無之、重々御役相勤候者に而も、少々漢語認入候書面等は讀兼候者も有之、御外聞も如何と奉存候。其上學問所も、追々衰微仕候趣に御座候。御先例も御座候儀に付、一ケ年兩三度宛、聖堂え御拜禮被遊候様仕度、御政務之御暇には、屢林大學頭等を被召出、御定日を御建不遊、講釋被仰付候は、上に而格別御學問御好被遊候趣、人々承知仕候而、追々興起いたし、御人も出可申奉存候。

一 武備之儀も、祖宗より追々御世話被爲在候得共、昇平打讀き、兵革を見ざる事二百餘年に候得ば、士氣之萎蹙仕候事、尤甚敷御座候。然る處、此節追々武術上覽之御沙汰御座候得ば無此上一儀と奉存候。猶此上年々秋冬之際、追鳥狩に事寄せ、武備御訓練被爲在、進退之法御覽被遊候は、兵理も精敷、士氣益振ひ、人々干城と罷成可申奉存候。

諸臣相和の事

一 舜之九官に命じ、濟々相讓り候は、和之至に御座候。然處近年何れ之向も、同列相和し不申、各其非を許さ候様に相成、甚不宣奉存候。諸役人一統相和し、御忠節一圖に相勵み候様、被仰出可申候。然哉に奉存候。惣而君子小人之相忌候は、今古一軌に御座候。正臣之進退は、治亂之機に御座候間、小人讒賊之口を閉ぎ、君子之正路を被開候は、自ら、諸臣相和し可申候。

水野の建白迎合の意

鳥居忠耀が爪牙となりて、彼が評發の手先となり、往々正人君子を罪辟に陥れ、若しくは陥れんとしたる澁川六藏が、君子小人の論をなす杯は、餘りに舌長き沙汰なれども、彼は主として水野忠邦の意に迎合す可く、此の建白を上りたるものなれば。其の所言は、彼が言はんと欲する所よりも、寧ろ水野忠邦が、聽かんと欲する所のものである可きは、毫も疑を容れない。されば彼が因循姑息に向て、一大痛棒を下したる如きも、全く水野の心を付度して、斯くなせしものと見る可く。然も其の賄賂嚴禁説の如き、其の天保改革に及ばしたる

効用如何は、姑らく措き、如何に當時賄賂の弊が、幕府の各要部に浸潤し、幕府の諸機關を侵蝕しつゝ、あつたかと思ひやらるゝ。

【四二】 澁川六藏の建白 (三)

代官其職に當らず

澁川六藏は、更らに一步を進めて、左の如く献言してゐる。

一 近年御領所之衰弊尤甚敷由に御座候。去申酉(天保七年、八月)年之飢歲より、猶更衰へ候儀と奉存候得共、多くは御代官其職に當り不申故と奉存候。一體御代官之儀は、重き御役に而御徳化を宣布仕候。職に御座候處、百姓共を教育仕べき義等は頓著なく、唯其年之租税之多少のみ心掛、其手附手代共に至りては、百姓之膏油を絞り候故、民之父母たる御徳も無之様、百姓共存成し、却而公領より、私領之方を羨

奥羽荒涼の憂ひ

み候由に御座候。畢竟諸國巡檢使被ニ差遣一候も、國郡之治否、可達御聽一ために而、具に御承知可被爲在候得ば、能々御思慮可被遊候。中にも奥羽之戸口減し候儀、前々之百分一に相成、數萬畝之良田荒涼たる趣に御座候。江戸表糧米並武備之義、蝦夷地方御備等之義は、全く右武ヶ國に係り候義に御座候。神祖(家康)大藩を奥羽に被爲レ封候は、御深慮之程恐入候義に御座候。然處、右様衰弊仕候義は、深御憂慮可被遊義に御座候。早々御沙汰を經られ、其人を被撰、萬民悅服仕候様仕度奉存候。四海困窮せば、天祿も終り可申と之古經之言をも可被ニ思召一候。

四海困窮の語

此の四海困窮の一句は、大鹽平八郎が、檄文の劈頭にも掲げ記したるもの。知らず澁川は偶然に此句を引用したる乎、抑も大鹽のを読んで思ひ附きたる乎。大鹽のは天保八年の二月、澁川のは天保十二年の八月だ。

一 近來諸向御人多過候に付、一時御用便宜敷様には御座候得共、人情輕

元官淘汰の事

薄に相成、種々之流弊も、是より起り候事と奉存候。追々冗官を省かれ候はゞ、御用向取締宜敷、諸事清廉に相成可申奉存候。乍去有來候御役人を、一時御減少被遊候も、御手重之様に相聞候得共、夫々御糺明被遊候はゞ、一と御場所に兩人づ、は、必姦邪無恥之者可有之候得ば、好機會に御貶逐有之候はゞ、可然哉。是等は權變之御仕成方にて、常經にては難參事と奉存候。

一 前々より世上通用之爲め、度々金銀吹替被仰出候得共、其度毎に金銀之位劣り候様相見申候。既に文昭院様此儀を御憂慮被遊、慶長之元に被復度思召之様、舊記に相見申候。其後も度々吹直し被仰出候處、近來物價之平かならず、下々上を侮り候も、是より起り候様奉存候。其子細は御吹替毎に、其目方並候も減候に付、名は壹歩、或は貳朱と申候ても、其實は甚だ劣り候に付、上より下を御欺さ被遊候故、人々心服不仕儀に御座候。譬へば古へ金貳朱之價之物は、當時は金貳朱之直

金銀改悪  
物價騰貴  
の事

對外時務  
の事

段を以て賣捌き候ては、損失も不少し候に付、次第に物價引上げ候由に御座候。但物價之儀必定金銀吹替より起り候と申儀には無御座候。其原は多端に候得共、畢竟其筋役人之路遣と、御手元金並奥向女中之金子御貸附との事にも關り候と、下々取沙汰仕候。眞偽之程は素より不奉存候得共、其理は必然之様奉存候。

一 近來清國えイギリスと申候外夷より交易之儀に付、及ニ戰爭一申候追々風説之趣に而、清國敗亡も難計奉存候。萬一敗亡仕候は、勢に乗じ本邦え取掛り可申哉。就而は長崎奉行は勿論、浦賀奉行其外海岸へ附候御役人は、別而性質沈重にて、外國之事情をも諳練仕候者御撰被遊、邊費を開き不申様仕度奉存候。清國は本邦と唇齒之地に御座候得ば、尤御熱慮可被遊候。右に就而も蝦夷之義は、島傳にロシヤに通、北蝦夷之地は、黒龍江に接し候に付、兼而より外國に而窺ひ居候間、前々之通御取締御座候様奉存候。近年外夷之風、別而土地

聖切の一語

改革黨進の因

を開き、人民を殖し候儀をのみ心掛候に付、政令不行届、民心動き候國をば、猶更其輩を窺ひ申候。畢竟清國争亂之儀も、其政事不行届より之事と推察仕候得ば、御油斷被遊間敷候。是等之儀は、天下之大議に御座候得ば、能々御熱計被遊候様奉存候。

以上を通覽するに、大抵其の所説は、水野忠邦の意を迎合したるものと見るも、若しくは其の意見の符合したるものと見るも、差支あるまい。但だ最後の一節、即ち英清の葛藤を叙して、我國の外患の近きにあるを切論したるもの、尤も時務に緊要の言である。

惟ふに水野忠邦の改革に向て慕進したる所以も、内憂外患、土崩瓦解の趨勢を豫察して、之を未然に防止せんとするの志に外ならなかつたものであらう。

【四三】 後藤三右衛門の建白(一)

澁川と相違

寧ろ同穴の狐とも目せらる可き後藤三右衛門の、同年同月(天保十二年八月)提出したる意見書は、澁川六藏のと、頗る趣を殊にしてゐる。澁川は全く水野忠邦の意志を迎合するにあつたが、後藤は聊か批評を加へ、其の反省を促がしてゐる傾向が無いでもない。

直言の理由

太守様(水野忠邦)御評判之儀、是迄始終世上に而虚を吠候得共、此度御改革被仰出候次第、別而童謡に均しき種々之戯作出來仕。去共當時之御威勢に而は、聊も御懸念筋は被爲在間敷候得共……豫め其未萌を防ぐ御用心も無レ之候而は、萬一不慮之患、俄に至り候節は、千悔不及、所謂轉ばぬ先の杖と申俚言も有レ之、斯直言申上候。

君を思ふは身と思ふ所以

太守様御身之上、若々御手違之儀被爲在、御執政家之御手相變候様之儀御座候而は、輕輩之私共儀、又々如何なる憂目に逢可申哉も難計、其

段も痛心至極、其鑿不遠、小田原侯（大久保忠義）御執政之時に當而、二十萬金之上金、外臣生涯之厄難是に止り申候。右等之前蹤も有之、諺に曰、君を思ふは身を思ふと申事に候得ば、甚恐入候得共、内實兩端を持し奉申上度……勿論御英才に而被爲渡候上は、私不材之資性たり共、其誠より出る所之意味、御賢察被成下候は、強而御咎之筋も有御座間敷哉と、恐察仕候。

世評取次

彼は此の如く前口上を陳べ、豫じめ直言の禍を避け、而して次の如く、世評を取り次いでゐる。世評と云ふも、其實は彼が云はんと欲する所を云うたのであらう。

寛恕に乏

一 或人曰、濱松公（水野忠邦）は當世之御俊傑、自餘之御役人、中々以企及ぶべきにあらず。此御方ならでは當節之御改革筋も成就仕間敷、其功尤高し、其段感ずるに餘りあり。乍併可惜は寛と恕とに少く御乏さとの御噂も有之……寛容、恕察之二ヶ條御差加御行有之候は、海内濟世

寛政改革との相違

之功多くして、中興之賢宰相と奉崇敬候而も、溢美之言には相成間敷と評議仕候。

野蠻共だしく人心不安

一 又或老人曰、寛政度白川公御改革は、既往は不咎、是を將來に戒との御越意に而、則被仰出之。其日より、萬事可相改との御沙汰に有之。僅に田沼侯、稻葉侯御兩所のみ官職を被止れ、其餘は早卒に左遷之御沙汰も不相当、寛裕之御政事、寔に難有御儀……然處今般之御改革は、又是其相違せり。四月十六日三將（林、水野、美濃部）之左遷は、乍恐至極御尤、右に而御政事一變仕、世上一統難有狩、其以來引續公卿大夫士庶人に至る迄、追々貶謫せらるゝ之人々、最早彼是數十人に及べり。其人々え御察當之趣は、乍恐一々御尤至極に奉存候得共。乍去年來之流弊に付、一應は御教誨有之、其上不取用もの有之候は、如何様嚴科に處せらるゝ共、屈服可仕に、俄之儀、改心之暇も無之處、追々辱を蒙り候體、是恐らくは偏に既往之儀迄も、御咎有之哉に推察被致、自餘之御役人は不及

諸人怨憤の恐れ

後藤の痛言

申、輕輩之町人に至る迄、此上如何可ニ相成ニ哉と薄氷を履之心地、身分之安危難定、先其日々々々を無事に送光仕候のみを僥倖といたし、勤向も手に附兼候程之次第に有之……左候得ば、當時之御執政家を、自然と忌避するの意生じ可申歟。又是迄追々左遷を被レ蒙候徒は、其身之不束は不ニ相顧、其家臣從類に至る迄、内心一統怨志を合居らるべし。左候得ば、海内舉而不和と相成候而は、濱松公御一人恨之府に成らせ玉はん歟。假令御才力を被レ盡、君邊之御寵遇時を得玉ひ、間に髪を不レ容之御手段有り共、所謂才者不レ勝レ徳、又地理不レ如ニ人和と申事之候得ば、天之譴責、人之怨一旦に到來せば、恐らくは御禍之端共成らん歟。深く御遠慮有度者也と申聞候事。

後藤は松平定信が寛裕なる改革をなし、且つ世を擧げて賢相と稱せられたつ、も、其の邸宅は、火災に見舞はれ、借邸にて逝いたではない乎、況んや水野の峻嚴、酷烈なる改革は、當人に如何なる天人の咎を齎らす可きかと、痛言してゐる。

要するに彼は水野に倚りて、其の富を爲し、且つ大ならしめ、而して其の世間的地位を博取せんとする者なれば、彼が水野の爲めに謀るは、自からの爲めに謀る所以であることは、云ふ迄もなす。

【四四】 後藤三右衛門の建白 (二)

後藤の意見は、水野忠邦が、遣り過ぎない様にとの老婆親切であつて、澁川の水野忠邦の遣り口に、一層油を掛けたるものにして、云はゞ、一方はより猛く、他方はより寛にと云ふ譯合なれば、其の水野の爲めに謀ると云ふ點は、或は一致するかも知れないが、其の意見は、互ひに背馳してゐる。

一 或人曰、此度之御改革は、飛入之松代公(眞川幸實、天保十二年六月三十日老中補任)被ニ執行一候はゞ、善惡共諸人異論有之之間敷儀に候得共、濱松公(水野忠邦)

餘人の難

後藤の一致點



苛察の誹

醇厚の情

之御差配に而は、矢張是迄俱に舊染仕來之内に任し玉ひ、俄に人を制せらるゝに付、世上異論區々に起れり。……先以餘人而已を責玉ふは、天下之士民不服之基、御才子に而乍爲レ渡、些と此段は御思慮之程如何可有レ之哉。然上は諸向之御察當も先程能に被レ成候而、早々御停止せられ候はゞ、世の中も穩に相成べきに、今以告密之徒を盛に遣はれ、隅之隅迄手を入られ、諸人危苦に不堪。……重箱之内之味噌は、杓子を以てすくひ取べし、必楊枝を用ゆべからず……濱松公も此意を篤と御會得の上、御處置被レ成候はゞ、世の誹も寡かるべしと申聞候事。

一 又或儒者曰、濱松公御英才には候得共、兎角嚴格之御性質にして、醇厚之情に疎く、おはしけるとの評判あり。諸人感服之者寡しと云。……御子孫之後榮を被レ思召候はゞ、當時御執政之御場所に於て、頻りに御仁徳を被レ施候様致度もの、天に代て海内を御し給ふ執政家は、則天吏也。天吏なれば天の意に協候様、仁徳を以て士民を撫育し給ひ、如レ烹ニ小鮮一寛大之意な

市中商人の不景氣

分限者の恐懼

ければ、天下の士民、皆々塗炭之苦に不堪。……

以下更らに改革の現状に就て、指摘する所がある。

一 又或博物之老人曰、此節市中吳服太物類、荒物屋、道具屋、茶屋、船宿、青樓、割烹家、諸職人其外何商賣に不限、一統不景氣難澁之由、只米屋、藥種屋のみ特り不相替と申事に御座候。芝居、青樓、遊船等に出候者は、問者來り、内々其姓名を記し、美服飲食を貪り候ものは、同心名主之徒、是を咎との風聞専有レ之候に付、依レ之兩國、淺草、都而之諸盛り場も、自然と衰微之體、此儘兩三年も相續き候はゞ、貧民口を糊し兼、多分他國へ通候者出來可レ申哉。却而四五年以前之饑飢よりも渡世向六ヶ敷由、武家、町方身之分限有レ之者、其恐懼甚敷者に至而は、門外禁足、婦女子三絨之積古も差止め、頗る諒闇の如し。是偏に執政家嚴酷之命令より出る處之弊也。白川樂翁公之壁書に、障りにならぬ蜘蛛の巢杯は、取盡すべからずと、後に發明の仰あり。……當世の如きは、所謂重箱之隅迄、楊枝を以て

凌とも可レ申歟。……餘りに下々迄、細密に御手入かき廻しは、御廢徳の基とも可レ申歟。……

古歌に、

そつとせよ人の心と井戸の水、掻き廻してはすべて泥水。

一 右同人曰、當世は御目付方其外より、隱密數多徘徊、先其人の不善のみを穿鑿いたし、其善をば掩ひ隠すの弊ありて、聖人の教と表裏齟齬尤甚し。凡人々其若輩之時より初老に至る迄之事跡、一々洗濯致候はじ、聊にても無瑕之者はあらず。十人の内九人迄は、小過ありて全きものは、稀なるべし。諸御役人之向も、自然と此風儀押移り、人の讒訴は、潔白に聞へ易申上、人之執成は、賄賂筋にも拘り候様に而、難ニ申上ニ振合に成行、貴も賤も恐怖是より甚敷はなし、不平亦是より大成はなし。惟ふに後藤三右衛門が、世上の諸ろの風説を援き來るもの、何れも當時の輿論と云ふ能はずんば、それに庶幾さものと見る可きであらう。而して其中には、

隱密徘徊

何れも輿論

彼れ後藤其人の意見を加味しつゝ、あることは、固より云ふ迄もあるまい。

水野越前守風説咄し

越前守殿近頃髪之結風日々替り、根上り結或は根下り、油付水髪と日々替り、髪結直し、出仕登城被レ致けるに、坊主衆心付申合、越前守殿閑暇の砌、坊主衆髪を伺ひけるに、御答には成程尤成尋ね、どふも越前のかみは六ヶしいと被レ仰けるに、坊主共、夫は何故と伺ひけるに、イヤ家來はじめ此節、越前のかみをよくいふものはない。(天言筆記)

【四五】 後藤三右衛門の建白 (三)

一 當益中(天保十二年七月)或智識の禪師、私に語て曰、其許(後藤三右衛門)は、

第六章 四五 後藤三右衛門の建白 (三)

種よく見切の諫

濱松公え出入候由。公は當時之御英才にておはしましける由。され共嚴敷御改革被仰出候上は、五年七年御精勤被成候共、御加増杯は思ひも寄らず。又被下候ても、容易に御請有之候は、世の人望に背き、是以不穩儀。左候は、餘り嚴酷之御政事筋被仰出、御子孫之爲に罪を造るより、能き程に見切、越之范蠡、漢之張良之場合之御心掛なき時は、野獸盡て獵狗烹らる大夫種、韓信如き憂あるべし。……能々此段密々私より申上候而可然。……

人情に逆ふるの僻

一 或博識の老人曰、……年來之舊弊、一時に御改革思召に候は、舊染之性、民悉く奇異之思をなし、人情に逆るの僻可有之哉。乍恐營中之御華美先以御改革有之候は、夫れにて御費之方は、餘程省け可申歟。餘り一概に下々迄之御世話行届候は、人氣に拘り、却而衆人承伏仕間敷、士民共連々行渡り候方、永續可仕哉。……御時節柄之義に付、諸役人此虛に乗じ、諸場所鑿り込、御減筋取調、自分之功を現し可申工夫可申

香物の事

親族家臣引立の事

上候得共、是等は乍恐容易に御用濟無之方可然歟。是等を減候逆、濱松公の御爲にも不相成、又公儀之御爲には猶不相成。……  
一 或老人曰、都而諸權家音物筋、潔白に相成候義は、此上もなき儀に候得共、人之怨志を可懷之人情は、又是とは別也。心願成就之上、自分之身祝と號し、分限相應之音物差出候義は、其當人聊も惜み不申、又怨者も無之、却而致安堵、内心悦可申候。夫よりは御親族、御家臣、或は年來立入候、懇意之者は、其權家之青雲を俱に待、俱に悦もの也。左すれば其權家之君、若志を得させられ候上は、右等之向は、人情として、夫々程能引立被遣候方、人望をも得させらる、之術。然るに一旦時之勢を得るに隨ひ、其創業之始を不被思召、右親敷者等を蔑如なされ、自他平等嚴酷之御取扱有之候而は、右之人々其望を失ひ、大に怨を醸す事之基に而、骨肉、親族、家臣、從類立入候、御懇意之向に至迄、不殘人心離れ、眞坂の時の御用には相立間敷。……

荒療治人命を失す

古歌に

外よりは手もつけられぬ要害を、内よりやぶる栗のいが哉。

一 或醫云、古醫法家吉益流に而、攻撃之劑、頻に相用、病根は治し可申候得共、其代り命は受合はぬと申。是は吉益氏一派の見識に而、如レ此之療治相立候得共、餘り荒療治に而多く人命を失す。今般之御改革も、濱松公御見識を以、隅々迄無ニ殘所ニ攻撃之御療治被レ成候はゞ、後々は意外之珍事出來、御後悔之義可有レ之。……先緩方を用ひ置、時節を見計ひ候方、誤寡からん歟。所謂藥せざるは、中醫を得るの理也と申べき味ある哉。

一 或老儒曰、都而御改革筋之義、法の爲に縛せられては、怪我人多くして、怨を生ず、時に臨み、權道を以て所置すべし。神君(家康)の仰に、以レ直報徳といふは、聖人之所作也。當今亂争之世にては、徳を以て怨に報わねば、諸人服従し難し、我一生涯是を守れりと、御意なされたり。……當時執政家も此意を得て、御會得ありて行はれ候はゞ、世の悪評は速に消失申へら者

法に縛せらるゝの弊

悪評の弊

也と申聞候事。

右同人曰、旦那之爲に相成候得ば、自分は何程之悪評を受候而も不レ苦と申者、世間に之、有レ之候得共、是は大なる負借に而僻事なり。喻へば商法の家に而、其主手代悪評を受る程ならば、其主人諸共怨を得るの理あれば、豈其手代の不忠にあらずや。且悪評之弊や、後變して必禍となる、可レ不レ慎や。當時之御執政家も、此理を密に御心得あらば、大に御政務之益あるべしと申聞候事。

當局迷ひ傍觀者明

以上は後藤三右衛門が、世評として水野忠邦に建白したるもの。而して彼は之に附記して、兼て御宏才に被レ爲レ渡候上は、聊かも傍より可ニ申上言葉無ニ御座候得共、鄙諺に、圍碁の術、當局之を迷ひ、傍觀之者明也と申事候へば、其御大任に被レ爲レ當候御身之上に而は、萬機御多端之爲に、少しは御耳目之被レ爲レ關たる處も、可レ被レ爲レ在候半哉。……旁以畢竟する處、世上悪評之

元惡評の根

興る根元は、怨と妬みの二筋より外には有之間敷。左候は、前條彼是多端之評議等には不レ被レ爲レ拘、只此所に於て懲忿窒慾、俄に世上え御仁愛之道を主として被レ爲レ施候は、海内之士民悉く悦服可レ仕儀、相違有ニ御座間敷哉と奉レ存候。……

海舟の後

と云うてゐる。後藤は商人ながらも、其の博辯宏辭、實に人を動かすに足るものがある。勝海舟が「其の識度非凡、士大夫として漸愧せしむるに足る」(開國起原)と云うたのは、亦た自から一片の眞理なしとはしない様だ。

### 【四六】 後藤と水野

又別の後藤建白

後藤三右衛門は、前に掲げたる(參照 四三―四五)長文の建白以外に、その序開きとして、別に左の如き建白をもしてゐる。

儉約趣意の行渡

町方七歩積金等差免の事

祭禮人用等の事

蔭富の禁の事

乍レ恐兼而奉レ蒙ニ御内命一居候に付、先日愚案相認言上仕候得共、(案するに先日愚案云々は、前掲の建白ではあるまい、末文を讀めば其の理由は分明的)猶又世評衆目傍觀之趣、乍レ恐爲ニ御心得一左に奉レ言上一候。

一 御儉約並文武御引立之御趣意、武家は勿論、町方下々迄、能々行渡、都而世上一般質素に相成、葛布之袴、麻之袴、東西に奔走仕候事。

一 町方七歩積金、河岸場運上、十仲間商人取極之儀は、先上書にも申上候通、七歩等は町人共甚難澁之由。十仲間仕法は、物價貴直之障、

是より大成事はなしとの儀、依而何も寛政度御趣意に復古之御儀に御座候は、是等も夫々御差免に相成候様仕度、一統希望之由に承及候事。

(案するに此の希望はやがて納られた。)(參照 三九)

一 祭禮町入用等は、何れにも厚く御世話被下、相減候様被成遣一候は、町方地方とも一統相悦可申候事。

一 御免之富興行之節、蔭富と唱候一種有之、町家貧賤のものは、皆々是

が爲に身上を果し、難澁仕候由、是等は嚴禁に被仰付可然との風聞に御座候事。

名目金貨附の事

一 名目金高利貸附之儀、當時御免に而、所々會所相構、小前之者えも辨利に貸附候由。此仕法は往々身薄之者共、難澁之濫觴と相成候由及承候事。

戲場取締

一 戲場之淫奔之所作、並清元、新内節等は、先上書にも申上候通、世上之風俗を亂し、殊に處女之爲めにも尤不宜、如何にも忌々敷事と奉存候事。

御日付御事の事

一 此節御日付、町方其外よりも、間々所々に徘徊いたし、先以人之惡事計を算へ揚、其善をば掩隠し候由に聞へ、武家町方共一統薄氷を踏み、心配自然と世上寂寥に相成候譯は、全是等之所爲も、少しは相加り候哉と申唱候事。

作事方等私曲

御作事方、小普請方、御繪師、御繪懸之坊主、右等之邊に而、御用箔、金泥

附言

粉、御遺用之儀に付、餘程私曲相見へ申候事。

右は凡通例之申上方に而、何方よりも、是等之儀は可被申上候。私共筆を取相認候而も、兎角人之不善を先づ稱するの弊に陥り、實に流俗難進、逆も御取用には相成間敷と奉恐入候得共、心附候に付、奉言上候。此外太守様(水野忠邦)御身上に於而、専ら御心得にも可相成一哉と奉存上候。世評善惡之義等、追々承り及直言一密に認置候得共、此義は御政事筋之評論も有之、又甚申上兼候御評判等も有之、不ニ容易一義に付、狼りに差附難奉申上、依而差控置申候。若爲ニ御心得、御内覽可被遊、思召も御座候は、可奉入ニ御内覽哉。乍恐今一應御内慮奉伺候上に而、奉差上候。以上。

丑八月

後藤三右衛門

右建白の結果

彼は此の如く、思はせ振りの建白をなし、更らに水野忠邦よりの希望によりて、前掲(四三―四五)の如き長文の、頗る忌憚なき建白書を提出したものであらう。

建白書納

而して該長文の建白書の末には、此外にも種々愚案あれども「此儀は乍恐御目通にて、密に奉言上度」と言うてゐる。されば彼の建白は、追々と疎より精に入つたものであらう。而して水野は、九月（天保十二年）七日附にて、其の公用人岩崎彦右衛門もて、

此間は尺牘上疏之趣、内々心得に相成候義、認差出、大に心得に相成候事共に有之。年來懇意に無之而は、誰も右様心得に相成候儀、申聞候ものも無之、三右衛門には格別之心入と不二方大慶いたし候。依之持合之印籠可遣候。

印籠 一箱

兩人共腹に一物

右可遣候。尙以後共、無遠慮、心得に相成候儀可申聞と可達候。水野忠邦もさるものだ。彼は後藤三右衛門の建白に對して、此の如く寛大なる態度を取つた。然も兩人共にさる者共なれば、何れも腹には一物があつた。後藤は水野の權勢によりて、榮進の路を料らんと欲し、水野は後藤の富によりて、

其の經綸の一端を行はんとしたのであつた。

### 第七章 天保の對外政策

#### 〔四七〕 外船處置寛政度に復す

政權の施

水野忠邦の天保度改革の中には、節儉厲行、風俗矯正を、極端迄徹底せしむるを奨めたるのみならず、外交上にも、軍事上にも、將た財政上にも、而して印旆沼開鑿、江戸、大阪二都十里周圍の私領を上納せしむる等、幾多の施設があつた。今ま少しく順序を趁うて、其の次第を語るに就て、先づ外交上より觀察する必要がある。

忠邦の如  
議見識

本來水野は何れかと云へば、保守黨であつた。彼は漢學、臯學を好み、特に和歌は其の尤も力を籠めて學習したるところで、蘭學は勿論、西洋流の新知識は、故らに深く追求する程の、熱心を持たなかつた。然も如何なる頑冥者と雖も、苟も當局者としては、當時外國の勢力が、北より、東より、西より日本に來

り迫りつゝあるを、無頓著にて過ごす能はなかつた。乃ち幕府の遺老、勝海舟の如きは、

當時之閣老、水野越前守忠邦は、非常之人物、陰に海外之動靜、氣運之一變を以て度外視せず、天保十二年正月、文恭公（家齊）薨逝無二幾許、最初大に内政を改革し、政機を更張せんと欲し、將軍に上言す。（開國起原）

時勢看取

と云うてゐる。即ち海外の氣運に促されて、内政改革に着手したと云ふのだ。彼は果してそれ程迄に、痛切に此の趨勢を看取したか、否かを詳にせざるも、兎も角も決して無關心ではなかつたことは、疑を容れない。乃ち天保九年モリソン到り、通商を請ふの風聞は、當時世間の大評判となり、それが爲めに渡邊、高野等の疑獄を起したるは、既記の通りだ。（參照 二一—二八）然も幕府は、此際文政八年、高橋作左衛門の建議によりて發布したる、外國船打拂令を、參照 文政天保時代、七六—七九）實行するに於ては、容易ならざる事件を惹起す可きを虞れ、更らに緩和的手段を取るととした。而して其の此の如く

對外緩和



モリソン  
號來航の  
事

變化を來したる所以は、左の理由に基くものと云ふ。

天保十三年長崎奉行柳生伊勢守久包より、急便を以て申越せる趣は、我國の漂流民を助け、先年英國モリソン、船を浦賀近海に寄る所、是非を問はずして打拂はる。「參照 文政天保時代、八九一九」をれより薩摩地に至り、又砲撃せられ、清國廣東に歸る。モリソン願意他なし。漂流民を送り貿易を請ふのみと、書を蘭船に托し、長崎に達す。久包飛札を以て、江戸閣老に呈せり。此時にあたり、閣老水野越前守忠邦、土井大炊頭利位、堀田備中守正篤（後正睦と改む）眞田信濃守幸貫、來書を披見す。幸貫は海防の掛りなれば、専ら其件に従事せり。既にして閣老評席をひらき相談す。忠邦始め外二人は砲撃を主張す。獨幸貫意趣を異にす。我國の漂流民を送る、有無を問はずして打拂ふは不仁なり。若外船漂流民送致を名とし、日本地方へ乗寄る時は、一應其趣旨を尋問し、國禁を諭し、薪水缺乏品を助け、我國の至誠を知しむるにしかずと。閣老各意見を將軍家慶公に伺ふ。元來將軍家には、仁慈深き御方なれば、尤幸

閣老審議

幸貫の説  
に決定

幸貫主張  
の因

寛政布達

貴の見込當然也と決議せられ、先年觸達し置處の、外船を見れば、直打拂ふべきの令を改め、眞に漂流民を送る船ならば、長崎港へ可送届旨を諭し、薪水缺乏品の品を與へて歸すべき旨を改めて、浦々を守る奉行、其他諸大名へふれ達せり。（奥右筆宮重久右衛門信愛手録）  
果して全く此の通りであつた乎。堀田正睦の如きは、嘉永安政に際しては、開國論の急先鋒とも云ふ可き一人であつた。作非今是の喻もあれば、或は當時打拂説に左袒したかも知れない。眞田幸貫は松平定信の子にして、其の寛政度の舊に復す可きを主張するは、寧ろ當然過ぎる程だ。寛政三年九月朔日の布令によれば、

以來異國船見懸候はゞ、早々手當人數等差配り、まづ見へか、り事がましく無之様にいたし、筆談役、或は見分之者等出し、様子相試可申候。筆談等も相調、又は見分等をも不拒趣に候はゞ、成丈穩に取計、右をば計策を以成とも繋置、船具等をも取上げ置、人をば上陸いたさせ、番人附

對外亦寬  
政復舊

置、立歸不申様いたし、早々可被三相同一候とある。而して寛政九巳十二月に至りては、更らに以上の趣旨を繰り返し、「若心得違候而、此方より事を好、手荒成働仕出候而は、不便宜候」と迄云うてゐる。諸事寛政の舊に復するの際、外船に對する措置に就ても亦た然るは、決して不思議でもなく、意外でもない。況んや當時の形勢は、寛政度に比すれば、更らに一層切迫しつゝあるに於てをやだ。

### 眞田幸貫の大砲鑄造

天保七年丙申松代藩主眞田幸貫西洋製に擬して、十二支砲數十門を鑄造す。幸貫夙に意を海防に留め、大小火技を研究す。近臣大日方勘介等に命じて諸州に遊歴し、遍く銃砲の利害を講究せしめ、遠く和蘭の火技に及ぶ。此に至て此舉あり、其製一座六門、子より亥に至る。車臺に架して、峻峻の地は二人之を擔ふべし。當時昇平日久しく武備に怠る。人以て異を好となす。(外交志稿)

### 〔四八〕天保の緩和令

緩和命令

幕閣に於ける評議は、何れにしても、兎にも角にも既記の如く(參照 一六)文政八年度打拂命令は、頗る緩和せられた。

異國船渡來之節、無二二念一打拂可申旨、文政八年被仰出候。然る處、當時萬事御改正にて、享保寛政之御政事に被復、何事によらず、御仁政を被施度との難有思召に候。右に付ては外國之ものにて、逢難風漂流等にて、食物薪水を乞候迄に渡來候を、其事情不三相分に、一圓に打拂候ては、被對三萬國一候御仕置とも不三被三思召一候。

時勢推移

試みに「被對三萬國一候御仕置」の一句を見よ。如何に時勢は暗黙の間に推移したるよ。日本は日本で、眼中萬國などあるなく、又たある可き様なかつた。然るに今や幕府よりの布令に、斯る文句を見るに至つたのは、海外諸國の勢力が、何時の間にやら、日本を包圍しつゝありと云はん乎。將た來り迫りつゝあ

食料薪水  
給與

りと云はん乎。抑も亦た日本國民鎖國の夢が、覺めつゝ、ありと云はん乎。何れにしても決して尋常一様の事ではない。

依之文化三年異國船渡來之節、取計方之儀に付、被仰出候趣に相復候様、被仰出候間、異國船と見受候はゞ、得と様子相糺し、食料薪水等之しく、歸帆難成趣に候はゞ、望之品相應に與へ、歸帆可致旨申諭、尤上陸は爲致間敷候。

此れでは、打拂論者の水戸齊昭が、眞甲から反對意見を提出したのも、無理はなす。(參照 一七)

但武備強  
むべから

併此通被仰出候に付ては、海岸防禦之手當ゆるがせにいたし置、宜など心得違、又は狼に異國人に親み候義等は致間敷筋に付、警衛向之儀は、彌嚴重にいたし、人數並武器、手當等之儀は、是迄よりは一段手厚、聊にても心弛み無之様心得可申候。

是當然の  
注意

此れは確かに適當なる注意だ。動もすれば油斷する世の中に、斯る緩和的にし

外船鐵砲  
打掛の標  
取投

て、微温なる布令を發したれば、猶更ら油斷す可きは、寧ろ當然過ぎる程だ。水戸齊昭が、之に就て異議を申立てたのも、彼としては一通りの申分はある。(參照 一七)

若異國船より海岸之様をうかがひ、其場所人心之動靜を試候ため杯に、鐵砲を打掛候類、可有之哉も難計候得共、夫等之事に動搖不致、渡來之事實能々相分、御憐恤之御主意貫き候様、取計可申候。され共、彼方より亂妨之始末有之候歟、望之品相與へ候ても、歸帆不致、及異議候はゞ、速かに打拂、臨機之取計は勿論之事に候。

文化觸書  
の所因

備向手當之儀は、猶追て相達候次第も可有之哉に候。文化三年相觸候趣、書留は可有之候得共、爲心得一別紙寫相達候。此の如く天保十三年七月二十六日(或は曰く二十三日)を以て達した。而して其の文化三年の觸書なるものは、要するに寛政年度の緩和令を踏襲したるものにして、當時露國船長崎に渡來したるより、特に斯くしたるもの。

先達而おろしや船、長崎を致渡來、通商等之儀相願候得共、難取用筋は、其旨申諭、先年與置候信牌も取上之、以來乘渡間敷旨堅申渡、歸帆爲致候付、再渡は致間敷候得共、此後萬一漂流に事寄乘渡、何れの浦方に船を繫申間敷ものにて無之候間、異國船と見受候は、早々致手當一人數等差配、先見分之者差出、得と様子相糺、彌おろしや船に相違なく相聞候は、能々申諭、成丈穩に歸帆いたし候様可取計候。尤實に難風に逢、致漂流一候様子にて、食物薪水等乏しく、直に歸帆難相成次第候は、相應に其品相與歸帆可爲致候。且何程願候共、決而上陸は不爲致、歸帆迄は番船附置見物等も相禁じ、其段品々可有注進候。尤再應申諭候而も相拒歸帆不致、異儀および候は、時宜に應じ不及伺打拂、其旨可申聞候。右體之始末至候節は、諸事寛政三亥年異國船之義に付、相觸候趣に准じ、取計可申候。此れが則ち文化令だ。

要するに寛政令が、寛永打拂令を緩和し、それを文化令に於て請け續ぎ、而して文政令に於て、再び寛永令に復し。天保令に至りて、更らに之を寛政令に返した。

〔四九〕 煮え切らない對外施設

幕閣の外國に對する態度が、如何に變化したるかは、單に打拂命令を緩和したるのみならず、和蘭甲比丹に對し、左の如き諭旨を交付したるを見て、知る可きであらう。

かびたんえ可ニ申渡旨書付

異國船日本之沖合え渡り來るの時、打拂方之儀、おごそかに取計ふに付、阿蘭陀船も、長崎之外え乗よする事有間敷にも無之、船之形似寄候得ば、兼而

外國に對する信義

其旨相心得、不慮之過失無之様心掛通船致すべき旨、文政八年申渡置處。當時何事によらず、御仁惠を被レ施度との難レ有思召に付、外國のものにて、難風に逢、漂流等に而、食物薪水を乞迄に渡來り候を、其事情にか、はらず、一圖に弓鐵砲等を打放候。而は、外國え對し信義を失はれ候御處置に付、今より以後は、異國人渡り來候共、食物薪水等を乞の類は、打拂はず、乞る旨にまかせ、歸帆可爲レ致事に取計ふの間、よつては阿蘭陀人共、心易く通船いたすべく候。外國之者たり共、加程迄に信義を厚く思召難儀を、能々相わきまへべく候。

壬寅(天保十三年)八月三日

蘭學者意見一部實行

抑も幕府創業以來の文書に「外國え對し信義」などと云ふ文句は、實に珍らしきものと云はねばならぬ。如何に渡邊登、高野長英等の對外意見の一斑が、幕閣に於て不言の裡に實行せられたるか、以て知る可きだ。尙ほ天保十三年壬寅十月十一日、左の如く令した。

異船出會に對する様

一 異國之船渡來之節は、無二二念一可ニ打拂一旨、文政八年被ニ仰出ニ候得共、何之別心も無レ之船、風波の難に逢、漂來候類は、格別之御仁惠にて、みだりに打拂ふまじく、よつては武備之義は、彌嚴重に可ニ心懸一旨、此度改而被ニ仰出ニ候事に付、諸國之廻船漁船等、船の乗筋を相考、海上に於て、可成丈、異國の船に不出會一様可ニ心懸一候。乍然無ニ餘義一場合に於て出會候歟、又は異國之船より、此方の船へ近づき、品物などあたへ候様成事も有之候は、猶更之義、他領たりとも著岸之節、其所之役人に有體に屈置可申候。尤御答等は無レ之候。勿論異國人え親しみ候事は、前々より御法度に候へば、其旨兼て船方漁民等相心得、堅く可ニ相守一候。若親しみ候義をかくし置、後日相顯るゝに於ては、用捨なく可レ被レ處ニ嚴科一候。有體訴出候は、一旦同意のものにても、御答は無レ之、時宜により候ては、御褒美をも下さるべく候。聊不ニ相包一可ニ申出一候。其旨相心得、彌ゆるかせにすべからざるもの也。

異人親和の禁止

右之趣 文政八年被仰出候 浦々建札と、引替置候様、向々え可被相觸候。

是一種の消極的退

とある。此れを見れば、如何に鎖國の氣分が、弛み來りたるを察するに餘りありだ。若し鎖國の本色を發揮せんとならば、日本近海に近寄る外國船は、我より進んでも打拂はねばなるまい。然るに海上に於て、外國船に出會せざる様、回避せよと云ふは、何たる消極退嬰の沙汰であらう。而して同日更らに左の如く達してゐる。

和船遠洋航海の禁止

一 近來北國筋、其外諸國之廻船等、異國船に似寄候帆之立方相見え、既に先達て異國船と見違候次第も有之候。全く三本帆之儀は難ニ相成一筋に候處、追々大洋を乗候様子、以前とは相違之趣に相聞、事に寄朝鮮之地間近え乗通候も有之由。其外遠き沖合を乗候節、帆之立方、異國船に似寄候を以て見違候儀にも至り可申候。依之已來は異國船に紛敷帆之立方致、並遠き沖合を乗候儀、可爲停止候。若觸面之趣於ニ相

未だ充分覺醒せず

背吟味之上、急度答可申付候。幕府としては、此際成る可く大船、堅艦を製造し、遠洋航海を爲す可き旨を獎勵するが、時務の急に應ずる所以である。然るに此の如く意氣地なき法令を出すなどは、如何に幕閣の當局者が、未だ時勢の變化に、十分なる目を醒ましてゐなかつたか、判知る。

一面寛永鎖國令の維持

要するに世の中には、既に竊かに海外通商の道を講じ、若しくはそれを實行しつゝ、ある者あるに拘らず、幕閣は猶ほ此の如く寛永鎖國令の附則とも云ふ可き、三本帆禁止の制を維持せんと勗めてゐる。

日本漂流人扱の事

日本之内、外國え漂流致し候者は、手寄次第、唐、阿蘭陀之内え受取可連越候。其外之國々より連越候共不ニ受取旨、此度在留之かびたんえ申渡、外國之者共えも及ニ通達候。右に付而は、向後唐、阿蘭陀之外、外國之者共、若漂流人を連渡候義有之候共、決而受取申間敷候。

早々出帆  
せしむべ

一 外國之船何れ之浦々々乗寄候共、去寅年(天保十三年)相達候通、薪水、食料等之敷候はゞ、其廉而已用辨致し遣、早々出帆爲レ致候様取計可レ申候。右之外都而去寅年相達置候通可ニ心得一候。

煮え切ら  
ぬ對外策

右之通、萬石以上以下領分海岸に有レ之面々々え、不洩様可レ被ニ相觸一候。以上を通覽すれば、水野忠邦等の天保度改革が、對外政策に就て、頗る煮え切らない點多きを見る可きであらう。

精確諒解  
なし

惟ふに天保度の改革は、對外關係から、其の一半は、刺戟せられたに相違なきも、對外關係其物に就ては、彼れ水野忠邦の如きも、不幸にして殆んど何の緊切にして、精確なる諒解をも、持つてゐなかつた。

【五〇】 退嬰的緩和策と積極的鎖攘策 (一)

踏出し第  
一步を誤

水野忠邦の天保改革も、その幾許かは、外國の壓迫を豫感して、それに對する施設と見る可きものがあるが、さりとて其の對外的大規模、大經綸なきは勿論、寧ろ保守退嬰、唯だ一時の苟安を偷取するに過ぎなかつた情態は、如何にも口惜しき次第にて。幕府の最後に至る迄、之を以て始終したる、その踏出しの、第一歩を過りたるものと云ふも、恐らくは申譯の言葉はあるまい。

水戸齊昭  
の積極論

水戸齊昭は、寧ろ無責任とも云ふ可き、書生論とも云ふ可き、文政打拂令履行論者であつた。(參照 一四一七)然も彼が打拂論は、單に議論として見れば、積極的にして、退嬰的ではなかつた。その爲めに遠洋航海に堪ふ可き大艦巨舶製造の議を建て、之を幕府に申請したが、當時幕議の容るゝ所とならなかつた。今更試みに齊昭が、幕閣の有司に對する意見書の草案として、其の信臣藤田東湖に示したる手書を見れば、實に左の通りである。

齊昭意見  
書草案

九月十九日(天保十四年)付之貴書、サる廿一日到來、則令ニ披閱一候。……堅艦は、全く邪宗之譯斗にも無レ之、深遠の御趣意云々よりして、軍艦弘く御免と相成

大艦主義  
開老拒否  
の辨

關老拒否の理由

候義、後弊如何可有之哉。西國大名等種々工夫、不異形一船迄、無二殘處一御示教、右様御大切之義故、御内聽にも不<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>入<sub>レ</sub>よし、拙が愚意御聽に入候て、萬一御取用に相成候ては、天下之御爲不可<sub>レ</sub>然候故、御聽にも不<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>入候段、畢竟天下の御爲を深く被<sub>レ</sub>存入<sub>レ</sub>候ての義にて、拙が愚意とて、御爲と存候處より、發候事に候へば、大同小異令<sub>ニ</sub>多謝<sub>一</sub>候。

以上は齊昭の意見を、將軍の内聽にも入れず、關老限りにて否拒したるに就て、辯じたものである。關老等の意見は、大艦巨船建造の制は、單に邪宗關係のみでなく、邦内治安の爲めにして、一たび此禁を弛むるときは、西國大名など如何なる事を仕出來すか、未だ知る可らず。故に齊昭の意見を、萬一將軍(家慶)聽納することは、天下の爲めに不利であるからとの、意味であつたことが判知る。之を以て見れば、彼等關老は、對外的と云はんより、徳川幕府常套の對内的方針を、依然墨守したるとが判知る。此れでは彼等が、彼理の浦賀灣闖入に、倉皇狼狽したのも、今更ら致方はない譯だ。

打拂御止めの難す

扱又鎖國の御趣意は、御尤至極に候へ共、右に付て打拂御止めの義は、如何いたし候者に可有<sub>レ</sub>之哉。愚味吞込兼申候。鎖國の御主意に候はゞ、たとひ夷狄より此國を虎狼の如く悪く申候とも、夷狄禽獸よりの譽を御求無く、無二無三に打拂可<sub>レ</sub>然候處。なまじの義理立被<sub>レ</sub>遊、聖人臭さを加味して被<sub>レ</sub>仰出、夷狄より好の品遣し候へば、何程先にては譽も致し、喜も致し候半か。左候へば、先よりも禮いたし候は、相違無<sub>レ</sub>之、なまじの漢學致候。腐儒等は、聖人臭を咄候へ共、畢竟は夫より漢も追々夷狄に被<sub>レ</sub>奪候事に有<sub>レ</sub>之候。

大體三家除外例の要

彼は斯の如く、天保緩和令に對して、一棒を與へてゐる。鎖國の御趣意に候はゞ、尙々無<sub>二</sub>念<sub>一</sub>打拂の義は、追々申進候やう致度候。扱又深遠の御趣意云々より、西國大名等云々、御尤には候へ共、三家溜詰、老中杯位にかぎり、御濟せは可<sub>レ</sub>然哉に被<sub>レ</sub>存候。外に大名にて不<sub>二</sub>相成<sub>一</sub>義共、三家共へ御濟せに相成候事も有<sub>レ</sub>之候へば、可<sub>レ</sub>然存候所、夫



幕府に大  
體建造を  
欲す

以御六ヶ敷候はゞ、せめては、上の御船計も、夫だけに多く御出來居に致  
度事に候。

三家に除外例を要請し、然らざればせめて將軍家の持船にても、斯くいたした  
しとのことだ。

既に北地御持の節は、御舟も御座候へき。拙家にも九尺計の雛形有之候  
へき。先年焼失いたし候へ共、乍幼年の節、一目見候故、少しは覺置申  
候。右御例も有之候へば、上にて御出來に相成居候義は、世評も有之間  
敷、深遠云々は、内憂の義に候へ共、上には堅牢の御船被爲在候て、諸大  
名に無之は、深遠とも可申候へ共、上にも不レ被爲在候ては、やはり双方  
に有之も同様に候へば、上の御船計も御拵被遊候やう致度、日夜實意  
に考候へば、考候程に危く、萬々一近海より押込候節、御味方可申  
存候ても、船なくてはうら切も相成不レ申、大銃大船の外にては、夷狄を  
防ぐ手段、愚昧忤にては外に考付不レ申候。

せめて將軍家に於て、大艦巨舶を製造し、所有せられたしとの意、説き得て分  
明だ。

【五一】退嬰的緩和策と積極的鎖攘策 (二)

期下危急  
の豫測

齊昭は更らに滔々として、其の刻下の危急の情態を豫測して、幕閣の注意を喚  
起してゐる。

平々不事なる時は、誰も大なる顔を致し居候へ共、只今押來候と實意に考  
候へば、中々拙拵は大なる顔處には無之、臨深蹈薄心地にて、萬々江戸近  
くへ押入可申處も、命にかけて裏切致させ候事も、船なくては誰とても  
相成申間敷、手當有りて不レ用ば、其分の事、なくて不レ叶節、俄の手當はと  
ても行届申間敷。左候へば、夷狄にかゝはり不レ申、深遠の御趣意にて一統

更に除外  
例要請

へ御濟せ無之ば、無已候へ共、御船は勿論、三家共、溜詰、老中等、海岸  
領分の者は、御濟せにて可然やう存候。  
以上更に除外例の免許を要請す。

三家、溜詰、老中等まで、御疑心有之日に至り候へば、我にも近臣も油斷  
ならずと申やう成行、帯刀も不相成一委に有之候故、浦賀御備の爲にも、  
右の者共のみ御濟せに相成候はゞ、西國等へ拘り不申様被存候。  
更らに前意を、一層深切に痛言してゐる。

大城の位  
置考慮

御大城（江戸城）も御出來の頃は、夷狄の模様如ニ只今、無之、内憂第一に候へ  
ば、大城も海近くに候處、夷狄の患有之の上は、實は大城も引込せ申度候  
へ共、左様にも相成兼候へば、右船の義、度々建白致候事に御座候。  
此の論極めて痛快だ。

外患の  
大銃の  
に決す  
船製

拙子杯御承知の通り、極窮に候へば、實は船の製造杯御沙汰もなく候へば、  
幸と不知顔にて居候方、自分一己の爲めには宜候へ共、二百餘年の御

武は便義  
に資す

船形の事

恩を蒙り、且拙子事三男にて不計三家に被命、三位の尊を穢し、殊には  
恐入候へ共、近き御續き柄と相成、彼といひ、是といひ、日夜天下の御爲を  
相考候に、外患防禦の義は、實に大銃大船に決申候へば、此上衣食  
を減候とも、是非手段致度事に候。上は勿論、三家、溜詰、老中に、五  
六艘位づ、御座候ても、非常の節、無に勝り可申、異形云々の御説も甚  
御尤に候へ共、愚考に文は用故、武は資便義第一と被存候。  
是れ武備の古に泥む可らざるを云ふ。殊に船體に於て、幕閣が異形云々を以  
て、其の拒否の一理由としたるを以て、故らに斯く張膽明目して、其の陋見を  
説破したのであらう。

大銃其外の武器共、たとへ異形にても、便利有用を好候へば、船のみ異形  
にて悪敷と申も、不聞事に有之候。大見する時は、船は人をのせ、物をの  
せ候て、運送無滞致候爲の器に候處、不聞故是迄の船よりよき船  
は無しと存候故、右やう不便利なるを日本形と申やう相成候義に可有

之候へば、形杯如何様にてても、右やうの不見識に不<sub>レ</sub>拘と被<sub>レ</sub>存候へ共、姑息世  
界、とても決斷も六ヶ敷候半故、日本船の形にてても、木柄等手丈夫に出來  
申候はゞ、只今の船にはまし可<sub>レ</sub>申歟。

結語

此れは確かに幕閣諸老よりも、一段の見識と云はねばならぬ。  
右は船を初、三家、溜詰、諸老中等に有<sub>レ</sub>之候へば、内憂には専ら御用に足り  
可<sub>レ</sub>申、外患とても船數だけの義は、御得に可<sub>レ</sub>相成<sub>一</sub>哉、御繁多中御面倒は  
勿論、又愚説持出したると御叱のだんは、推察恐懼致候へ共、鎖國打拂御  
止と、疑惑旁の序、尙又申進候。

齊昭

提出後の  
豫想

齊昭は果して前文を、幕閣の老中(水野忠邦、眞田幸貫等)等に送附した乎、否乎を  
詳にしないが、此の草案の後に、尙ほ左の一節がある。  
認候故爲<sub>レ</sub>見申候。御聽にも入不<sub>レ</sub>申云々と認させ、追て越州(水野)  
よりは、過日信濃(眞田)より申上候通りに御座候へ共、於<sub>ニ</sub>忠邦<sub>一</sub>は、御高

論故云々杯可<sub>ニ</sub>申遣<sub>一</sub>と被<sub>レ</sub>存候。さて〜あさましき男也。

虎之介へ

齊昭忠邦  
脱合

とある。此にて見れば、老中の書簡は、眞田幸貫が、老中を代表して、齊昭に  
答へたるものにて、齊昭の此書も亦た、直接眞田幸貫に向け與へんとしたるも  
のであらう。而して彼が水野忠邦の仕打を豫想して、「ちて〜あさましき男  
也」と評したのは、必らずしも邪推のみではあるまい。彼等兩人は、双方から  
脱合の姿であつたからだ。

### 第八章 高島秋帆

#### 【五二】洋兵の開基高島秋帆

秋帆の功

海外知識の我國に流傳する、第一著は醫事に關するものであつた。而して兵制に至りては、寧ろ徳川末期の輸入と云はねばならぬ。而して其の率先者は、實に高島秋帆であつた。彼が兵事に於ける開拓の功は、醫事に於ける杉田、前野諸人に比して、決して劣る所はなかつた。而して秋帆に江川太郎左衛門あるは、猶ほ杉田に大槻玄澤あるが如く、其の紹述の功は、更らに大なるものがあつた。

天保度の諸藩武備

天保年間にて、聊にても心ある者は、海外の警報に、其の心臓を鼓動せしめないものはなかつた。此れが爲めに、諸藩に於てもそれぞれ、武備の支度を心掛けないものはなかつた。水戸の追鳥狩、長州の羽賀臺大操練、薩摩の天保山

兵式改革の先鞭

調練等は、何れも此の時代に出で來りたるものだ。されど兵器及び兵式に於ては、何れも舊習を株守するか、然らざるも唯だ少しく其の面目を改めたる迄にして、要するに舊式より解脱する能はなかつた。斯る場合に於て、一私人として、其の先鞭を著けたのは、實に高島秋帆であつた。

秋帆の生立

秋帆は近江佐々木の庶流にて、高島郡を領したから、高島を姓とした。天正年間長崎に、移住し、爾來累代町年寄として、荻野新流の砲術家であつた。彼は寛政十年八月十五日、長崎に生れ、十七歳にして父の職を襲ぎ町年寄となり、鐵砲方となり、二十一歳にして長崎會所調役となり、主として會計の要務を掌つた。

西洋火技學習動機

彼が如何なる動機から、西洋火技を學ぶに至つたかは、明白でない。或は太田南畝の「一發西洋火器機、孫吳甲越皆糟糠」の句を誦して、慨然志を起したと云ひ、或はシーボルトが、大阪城の堅牢なるを、人の指示するに答へて、西

洋に火弾あり、之を打込めば、金城鐵壁も、乍ち粉蓋にすと云うたのを聞き、憤然之を學ぶに至つたと云ふものもある。何れにしても秋帆は長崎にありて、海外の形勢に、敢て通曉したと云はざる迄も、多少得る所あり、その刺戟が、彼をして此に至らしめたのであらう。それが文政十二年であつた。即ち彼が三十二歳の時だ。

秋帆火技の師

當時日本に來りたる、和蘭甲比丹デビレニューは、奈翁大戦にも參加した經驗ある武人で、殊に砲術に精通してゐた。秋帆は彼に於て最も適當なる師範を見出し、その在留四年間に、悉く其の要領を會得するに至つた。

自ら新兵器購入

斯くて彼は屢ば長崎奉行所に兵制改革を建議し、火繩筒の代りにゲベル銃五百挺、野戰砲入門、攻城若しくは戰艦を射撃する用として、臼砲四門、砲臺用ホイッスル四門を、和蘭より購入し、之を編成の基礎となし。尙ほ追々と購求し、而して日本にても、此の新擧武器を製造するに至らしめんと旨を説いたが、固より顧みらる可き筈もなく、彼は遂ひにその私財を投じて、長崎奉行の

入門者多し

水陸實地演習

許可を得、軍銃三百挺、狙撃獵銃五十挺、野戰砲六門、臼砲四門、忽徹砲(榴彈砲のこと)三門を購求した。彼の家は元來富裕であつたから、殆んどこれを傾け盡して迄も、その目的を達せんとした。彼の志は、衣食にあらずして、其業を天下に弘通するにあるが爲に、束脩謝儀は勿論、彈藥の費用さへも、徵集しなかつたから、競うて其門に入る者多く。而して諸藩の士亦た來りて、門下に就くもの少くなかつた。されば天保十一年には、門弟三百餘名を、歩兵四小隊、砲兵一隊に編成し、之を訓練し、春秋兩度田上の原にて、實地演習をした。而して彼は又蘭人に就て、船上に大砲を發射することを講究し、洋式の小艇三隻を造り、長崎港内に於て、之を實習した。然も彼の志は、之を天下に行ふにありて、長崎の一角に、唯だ洋兵教授の門戸を張るに止らなかつた。

秋帆の功績

火技中興、洋兵開祖。それ秋帆が本領の存せる所、刀槍を唯一の武器となし、孫吳の外戦術あるを知らざる社會に於て、西歐の兵式、砲術を講究し、其門下より江川坦菴を出し、下曾根金三郎を出し、以て我國の陸軍を開闢せる、其功固に偉大なりとすべし。然れども秋帆、豈獨り火技中興、洋兵開祖として稱す可きのみならんや。海防經營の率先者として、開國論の首唱者として、亦自ら幕末の諸豪に、一頭地を挺んづる者あり。佐久間象山が、鎖國の時論に對抗して、開國説を唱道せるは、世人の稱する所。而かも秋帆の開國説を唱ふる、象山より早く、其所の精確、亦實かに優る所あるに非らずや。渡邊華山、高野瑞阜が、西歐の新風氣を順道せんとして、舊勢力の桎梏に墮れたるは、世人の稱する所。而かも秋帆の幽囚に陥れるは、華山瑞阜と趣を同するに非らずや。其識見の超卓なる、其行藏の曲折多き、宜しく彼數子と與に傳へらるべくして、而して終に寥々聞ゆる無し。豈秋帆の爲に惜まざるを得んや。(徳川三百年史)

【五三】 高島秋帆砲術改正の意見書 (一)

英清戦争

天保十年 (清國道光十九年、西曆一八三九年) より十一年にかけて、英清の葛藤が、阿

意見書提出

片事件から生じた。而して遂ひに開戦となり、清國の敗北となつた。高島秋帆は、此の時機を逸せず、天保十一年九月長崎奉行田口加賀守に、其の意見書を呈した。奉行は之を受理し、更らに之を閣老の許に進達し、その採用せられんことを望む旨を申添へた。此の意見書は、勝海舟が陸軍歴史を編するに際し、劈頭に掲げたるものにて、實に我が兵制改革の端を啓きたる、警鐘とも云ふ可きものだ。

其の本文

當子(天保十一年) 紅毛船入津之上、内風説に申上候。エゲレス人於ニ唐國廣東之地、及ニ騷擾候由、猶當方在留船周講亭唐國出帆前、及レ承候大略申上候次第、全相違無レ之事に奉レ存候。隨而愚昧微賤之身分に而、國家之御大節に相拘り候儀、妄に奉レ冒ニ尊聽候段は、重疊恐不レ少奉レ存候得共、平生之所思申立候儀、御取上にも相成候はゞ、難有仕合、愚存之儀、左に申上候。

此れは英清戦争の事實を特筆し、先づ讀者の注意を促がし、而して後徐々に、

西洋砲術

唐國敗亡の因

唐國砲術  
兒戲に等し

其の意見を開陳するつもりであらう。

西洋蠻夷等之儀は、火炮並船艦之便利を以て、武備第一之事に相定、砲術は最も護國第一の術と仕、専ら盛に相備習熟仕候儀に御座候。殊に近來連年戦争相續き候に付、惣而業合大に相違仕候哉之趣にて、戦争已來戰場實用を相試、砲術一變仕候哉に御座候。

此れは奈翁大戦以來の經驗にて、歐洲の軍事が一變したるを云ふ。

然る處イギリス國之儀は、唐國に較べ候へば、土地偏小に而、殊更其の争端は、十分之非理に御座候得ば、イギリス方戦勝之利無御座一筈候。然る處右様大膽に襲來、唐國大に敗亡に及、イギリス方には、一人の死亡も無之趣は、全く平生所持之武備に由り候儀と、愚按仕候。

唐國之儀は、武備周密に而急度可禦備ニ威嚴可御座一候得共、右様イギリス人共苦勞も無之、一時快心を取候義、初より必然之事と相心得、輕々敷軍艦を仕出し候儀、全く唐國之砲術は兒戲に比しく候と嘲候儀は、

日本砲術の幼稚

護國の術  
知て招侮

兼而蘭人共より承及候義故、右等之譯合にもより候儀にも可有御座一候。

此の如く英清戦争の結果に就て、其の判断を下し、以て大いに當局の注意を喚起する前提とした。

倭皇國之儀は、太古以來神武赫耀仕、諸蠻夷之所ニ畏服に而、天文年中、蠻夷より鳥銃傳來之後、猶御當代も御取用に相成、火炮之義漸々盛に成候義、誠に萬全之御計と、竊に奉ニ感嘆一候。但可憾は、當時諸砲家之術は、西洋に而既に數百年前に、棄廢仕候遅鈍之術、或は無稽之華法等を以て、各門戸を立、互に奇秘仕、徒に競ニ觀美一候事不レ少哉に奉レ存候。

以上は現在日本の砲術の、時代後れであることを説いてゐる。勿論國家御武備之儀は、前々神妙不測之御手當も有之候間、是等之得失に相係り候事も無之。尙又御大方御砲術之義は、同日之論に無御座一候と

奉<sup>ん</sup>存<sup>ぞん</sup>候得共、萬一諸家之様子蠻夷共え漏聞へ、日本之武備は、是戎に限<sup>り</sup>候様心得違候得者、護國之術、却招<sup>し</sup>侮<sup>を</sup>之<sup>の</sup>媒<sup>を</sup>と相成可<sup>し</sup>申哉<sup>し</sup>。如何にも婉曲にして、然も亦た痛快である。護國の術却て招<sup>し</sup>侮<sup>を</sup>の媒<sup>を</sup>となるの句、尤も妙。

砲術未熟の結果の恐れ

諸蠻夷共、於<sup>て</sup>今<sup>の</sup>争亂之時分に御座候得者、敗軍之兵士ども、諸方之海邊にて劫掠<sup>し</sup>仕<sup>は</sup>候儀も御座候由<sup>し</sup>。是等は平生不<sup>レ</sup>畏<sup>れ</sup>死<sup>の</sup>賊に御座候得者、妄<sup>に</sup>侮慢<sup>を</sup>を生じ、吾率土に而、強<sup>し</sup>而求<sup>ふ</sup>水糧<sup>を</sup>候事、絶<sup>て</sup>而有<sup>る</sup>之間敷儀にも無<sup>き</sup>御座<sup>り</sup>。是式之寇に、神武を穢<sup>し</sup>候程之義は有<sup>る</sup>之間敷候得共、諸砲家之術、未熟<sup>に</sup>に御座候得ば、無<sup>き</sup>致方<sup>と</sup>奉<sup>れ</sup>存<sup>候</sup>。以上は日本の武備の不整頓が、動もすれば外侮を招き、國威を潰がすの虞あるを説明したものだ。

【五四】 高島秋帆砲術改正の意見 (二)

長崎に於ける秋帆の立場

高島秋帆は、更らに一步を進め、長崎に於ける自己の立場に付き、左の如く語りてゐる。

隨而長崎表之儀は、異國通商之場所に御座候得ば、右様之不慮(參照 五三)最可<sup>し</sup>戒義に御座候故歟、御備向格別に御嚴密にて、私輩に至迄、砲術師範等被<sup>り</sup>仰付<sup>ら</sup>候程に而、地下人一統安堵<sup>し</sup>仕<sup>は</sup>千萬難<sup>し</sup>有<sup>る</sup>奉<sup>れ</sup>存<sup>候</sup>。依<sup>り</sup>之御國恩之萬分一奉<sup>れ</sup>酬<sup>は</sup>度<sup>に</sup>凝<sup>り</sup>丹<sup>心</sup>、荻野流其外諸家之術共、聊<sup>も</sup>修行<sup>し</sup>仕<sup>は</sup>候得共、十分滿<sup>ち</sup>意<sup>に</sup>之儀も無<sup>き</sup>御座<sup>り</sup>。然る所蠻夷相禦<sup>り</sup>候には、彼方之術相心得<sup>ば</sup>候方、肝要之儀と奉<sup>れ</sup>存<sup>候</sup>。間、相<sup>及</sup>候丈は色々探索<sup>し</sup>仕<sup>は</sup>、彼方砲術之理も承<sup>り</sup>候所、實に尤<sup>も</sup>之筋合に相聞へ、戰場實事に於ては、左も可<sup>し</sup>有<sup>る</sup>之哉と相考<sup>へ</sup>候事而已に御座候得ば、蘭人共諸家之砲術を兼<sup>て</sup>相嘲<sup>り</sup>候儀、不<sup>レ</sup>無理成<sup>ら</sup>一次第と相考<sup>へ</sup>候儀に御座候。



彼是比較

現在日本の砲術の、甚だ恃むに足らざる所以、此の通りだ。彼方の業合は、大略御覽之通にて、本邦玉砲煉之類も、種々秘法と仕候業等御座候得共、逆もボンベン等之烈敷業に及候儀は無之哉と奉存候。餘は御賢察可被爲在候。

在來砲術の缺點

我の彼に若かざる所以を説く。諸家之砲術不精練と申には無之候得共、其儘相濟來候原因は、畢竟自古來之砲術之義は、失火自傷之懼れ多く御座候故、甚危殆之事に相極高貴之御方者、強而御習練無之故、其利鈍之理も、分明に御鑒察難相成、殊に砲術は別に秘術も有之、非常之節は、其場之打方も有之哉にて事濟候。先は砲術之譯柄は、全微賤之師範に有之譯より、終には寒士浪人等之糊口之資に仕、皇國神武之羽翼に相成候程之義無御座候段は、竊に大息仕候。

從來我邦砲術の振はなかつた所以、説き得て分明了。

新兵器の推薦

近頃恐多申上事に御座候得共、砲術之儀は、護國第一之武備に御座候間、乍憚御大方高貴之御方、並御火砲家之御明鑒を以、理非御取捨被爲遊、普く天下之火砲一變仕、實備に相定候様御座候者、吾邦之武威彌光揚仕、御治世永久之吉瑞と、千萬難有奉存候。何卒モルチール筒、並近來發明之筒有之候に付、是等は急度御備にも相成可申奉存候間、江戸表御備等に被成置候而は、如何可有御座候哉。且又諸國海岸之御備向、長崎表、御兩家御備之様子に而、粗推量仕、滿腹之愚意御座候得共、餘り恐入奉存候間、是而已默止仕候。乍憚若御受用被下置候は、望外に奉感佩候。

所謂云はぬは云ふにいやまざるとの俚諺の如く、彼の滿腹の慷慨の存する所、自から言外に看取せらる。

長崎表備の事

猶又非常之節は、當地五組之者、夫々手割持場等え相詰候得共、誠に纒三四人宛之割付に相成居、御奉行所、御手勢向も、甚御人少に付而者、此儘に

而者如何可有御座一候哉。然る處地役共之内には、結構御役料頂戴仕候者共も不レ少候間、右之者え平日武藝等相勵候様被ニ仰付置、非常之節は、夫々手割に割込候様御座候は、御奉行所御手傳もか成に、人數相備可申哉、乍揮簞と御賢察被爲レ在候様奉存候。

右様種々狂言仕候段、不敬之罪難逃奉ニ恐入一候得共、廣東一件に付、年來存念之儘奉ニ申上候儀に御座候間、格別御恩恕被ニ下置一候は、難レ有仕合に奉存候。以上。

子九月（天保十二年）

長崎町年寄

高崎四郎太夫

右要領

以上彼の上書を通覽すれば、清國の現狀に鑑み、日本も何時外患の生ずるやも測られず、而して其の防禦の手段甚だ粗漏、薄弱にして、とても機宜に應ず可くもあらず。されば先づ新式の砲術を練習し、新式の銃砲を充實せしめ、以て

緩急に備へねばならぬ。而して之を行ふには、先づ上より率の導かねばならぬと云ふが、其の主旨であらう。何れにしても彼が此の意見書は、眇たる長崎の町年寄の手より出でたるに拘らず、實に幕閣を動かしたに相違あるまい。

【五五】 鳥居忠耀の反對意見

幕閣評定

高島秋帆の上書は、田口加賀守の賛意を添へたる取次にて、幕閣に進達せられ、幕閣は之に就て、其の評定をした。當時一水野忠邦の懐刀とも云ふ可き目付鳥居忠耀一耀藏一甲斐守一は、左の如き答申をした。

鳥居耀藏 答申

長崎奉行田口加賀守進達仕候長崎町年寄、高島四郎太夫申上候書面御下、評議仕候様被ニ仰渡一候に付、一覽仕候處……一體砲術之儀は、天文年中蠻國より傳來、御家にて専御用に相成、享保以來別而御

世話有之、諸砲術家業合次第に微密に相成、一方之御備に候。然る處、當時西洋に而用候。モルチール筒業合烈敷、急速之便宜敷、格別の御備に可相成一哉に候へば、諸砲術家に而、傳來之如く、中りを專一と仕候業に無之、接戦之節に臨み、多人數群集の所え猛烈之火薬を打込候計りを主と仕候由、夫と申も、西洋諸國習俗は、禮義之國と違ひ、只厚利を謀り、互に勇力を闘し候迄に而、和漢之智略を以て、勝利を取候軍法とは、大に相違仕居候哉に付、西洋に而専ら利用有之候。逆、一概に信用も難レ成。然處、俗情兎角新奇を好は、古今之通弊、況蘭學者流は、奇を好む病。尤、深候間、其末は火砲のみならず、行軍布陣の法より、平日之風俗教習迄も、遵行候様相成候ては、其害少からず、是等之處、前以御深慮有之度奉存候。

是れ則ち鳥居忠耀が、蘭學を嫉む一徹の心より、斯く論出したるものたることは、一讀して之を知るに難くあるまい。

蘭學憎みの一徹心

唐國廣東之地騷亂之次第も、畢竟唐國も、二百餘年之泰平にて、文華のみに流れ、武備廢弛之處、イギリス國は、常々争戦に煉熟仕居候哉に付、唐國敗亡之事にて可有之哉、敢て火砲之利鈍に寄計とも不被レ存候。此れも一理ある言だ。されど亦た火砲が其の勝敗を決する、有力なる因たることも、争ふ可らざる事實である。鳥居は唯だ西洋嫌ひの僻の爲めに、此の顯著なる事實を、抹殺し去らんとするのだ。

つまり護國御備は、平生文武之道厚く御世話被レ成、輕薄之士風一變、節義を専らと仕候處に可有之。

文武の道厚く御世話と云ふ、その武の道が、現時では火砲であることを、看過するとは何事ぞ。

火砲之利を頼み、纔之地役人を指揮仕候位之義を、一方之御備と存候義者、元微賤之もの、偏小之識見より出る所に而、一切御採用には不ニ相成候間、申上候趣者、難レ被レ及ニ御沙汰一旨、被レ仰渡一可レ然奉存候。

意見書却下すべし

鳥居福小  
の見

即ち意見書却下と云ふことだ。彼が如何に蘭學を嫌ひ、西洋流嫌ひなればとて、一國の樞要なる役人として、斯く迄に福見に囚はれたるは、實に憐む可きの至りだ。所謂「福小之識見」とは、高島でなく、鳥居自身のことだ。

器械取寄  
方建言

乍去火砲者元來蠻國傳來之器に候得者、追々發明之術有之哉も難計候に付、萬一諸家々來えのみ傳法相成候様にても、如何御座候間、専門之義に付、井上左太夫、田付四郎兵衛、其外諸組與力之内、砲術師範仕候者之見分被仰付、格別便利之器に候はゞ、銘々家傳之外、修行も仕候而可然哉に付、何れ右器を御取寄之方と奉存候。同役一統評議仕候處、書面之通御座候。則御下げ被成候書面返上、此段申上候。以上。

子(天保十一年)十二月

鳥居耀藏

幕府要路

要するに若し萬一發明の品ありて、それを諸藩の侍のみ傳習しては、幕府に

冥の士の頭

取りて不利であるから幕府でも専門の砲術師範家の者共に、それ々々其の器に付て研究せしめたらば、然る可しであらうと云ふが、その結論だ。今や日本周囲の形勢は、頗る尋常ならざる傾向を來たしつゝあるに、幕府要路の役人共は、却て此の如き頑冥固陋の見に拘泥しつゝあるは、如何にも幕府に人無きを證するものではあるまい乎。

二思想代  
表者の争

【五六】 江川英龍の鳥居意見書に對する駁論

當時幕府には、自から二個の對抗したる思想あつた。其一は漢學流の保守思想にして、兎角蘭學者や、泰西の新説を、目の敵として之を嫉視し。他方は海外日新の大勢に促されて、日本も亦た鎖國の夢漸く醒めねばならぬことに、氣付きたる進歩者流だ。而して云ふ迄もなく、前者は鳥居耀藏之を代表し、後者は荏山代官江川太郎左衛門によりて代表せられた。而して其の衝突は、一たび兩

江川の殿

人が武相海岸防禦巡視に就て現はれ。再び渡邊登、高野長英等の疑獄事件に現はれ。〔參照 二二―二八〕而して今や三たび高島秋帆意見書に對する、採否問題に就て現はれた。今ま試みに江川の、鳥居の意見に對する、駁論の要梗を掲ぐれば、左の通りである。

鳥居の自家撞著

此記〔鳥居の意見書 參照 五五〕を爲し候者は、西洋の事は一向不知人に御座候。それはさておき、此文一寸承り候ては、尤様に候得共、實意は甚艱難仕候。其子細は文中に、西洋諸國習俗は、禮義之國とは違ひ、只厚利を謀り、互に勇力を闘し候迄にて、和漢之智略を以て、勝利を取候軍法とは、大に相違仕居候哉に付、西洋にて、專利用有之候逆、一概に信用も難成候と申。下文には、唐國廣東之地、騷亂之次第も、畢竟唐國も、二百餘年之泰平にて、文華而已に流れ、武備廢弛之所、イギリス國は、常々爭戰に煉熟仕居候哉に付、唐國敗亡之事にて可有之哉、

智略の運用方

敢て火炮之利鈍による計りとも不被レ存候と申は、左候は、唐國諸厄利亞と戰爭之時、何故其智略を以、勝利を取不レ申哉。それも一度二度之事には無レ之、多年之戰爭に付ては、一二度者智略を以て、勝利を取候事も可有レ之候處、無ニ其義一候。

紙上の空

此れは確かに鳥居の論に對する痛棒だ。實例が全くその通りだ。左候而は、智略は人ごとに有レ之候物には無ニ御座候。而其人毎に存付候位之智略は、互に存付可レ申事にて候へば、返々も兵法を熟煉可レ仕之。之外者無レ之。兵は詭道に候へ共、法には奇正有レ之候事にて、其智略と申候も、知レ彼知レ己云々など申候名言を、常に肺肝に銘し置候上にて、時に臨みての智略も出可レ申候へ共、たとへば諸厄利亞人に向ひ候様に、風習も、行軍用兵の法も異に候國と、對戦いたし候半に、彼を知らず候上にて、如何様の智略の出可レ申候半。紙上の空論にて、何とも可有レ被レ申候へども、實地の場合に於て者、唐國敗軍之次第も、恐らくは左様之空論に因り候

地役人指  
揮の事

故には、有<sup>レ</sup>之間敷哉と奉<sup>レ</sup>存<sup>レ</sup>候<sup>〇</sup>  
紙上の空論、喝破し來りて痛快<sup>〇</sup>

差別的  
解者の  
陋見  
外國物必

地役人を指揮仕<sup>レ</sup>候位之義は、實に些細之事に候へ共、此一段は、元來長崎表之防禦を申候事に候間、地役人と申候事にて、本心は此法だに御取用に相成候得ば、日本全國海岸防禦にも相用可<sup>レ</sup>申存<sup>〇</sup>寄御座候<sup>〇</sup>其仔細は、長崎の防禦に用<sup>レ</sup>候て、果して宜敷候はゞ、全國海岸にも可<sup>レ</sup>用は、必然の勢に御座候<sup>〇</sup>然るに纔に地役人の一句を取て、微賊之識見杯と申候は、畢竟高きに居れば、物が言ひよきにて、事の是非得失は差置、先貴賤之沙汰のみに相成候事、口を杜<sup>レ</sup>候根源に御座候<sup>〇</sup>階級的、差別的成見に囚はれて、自から動く能はざる者の陋は云ふ迄もなく、それを以て他を律するに至りては、實に天下の公論を杜<sup>レ</sup>絶する所以だ。駁し得て極めて明快である。

右様被<sup>レ</sup>申候をも、例の好奇の言と可<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>申候へ共、それは西洋新來之説を

しし好奇  
ならず

取用候故に、左様に被<sup>レ</sup>思候事にて、元來鐵砲が西洋より傳はり候事にて、其時には新來に有<sup>レ</sup>之、其上異國より來り候事を取用候とて、好奇と申譯に者無<sup>レ</sup>之。儒道も佛道も、異國より來り候事にて重寶仕<sup>レ</sup>居候品も多く候を、それを<sup>レ</sup>用候とて、好奇とは不<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>申候<sup>〇</sup>無用之玩物を愛し候はゞ、好奇とも可<sup>レ</sup>申候得ども、有用之事物を取用候は、決して好奇には無<sup>〇</sup>御座候<sup>〇</sup>

探長補短  
の要

此れは室に入りて戈を奪ふの論法だ。本來鐵砲其物が外來、儒佛亦た然り苟も我に必要あらば、採て以て我用となす可<sup>〇</sup>是れ從來我國古來よりの常道だ。何んぞ獨りモルチール筒に於てのみ、之を怪まん哉と云ふのだ。

【五七】 徳丸原の實地演習

意見の若干は聽納

秋帆與力格取立

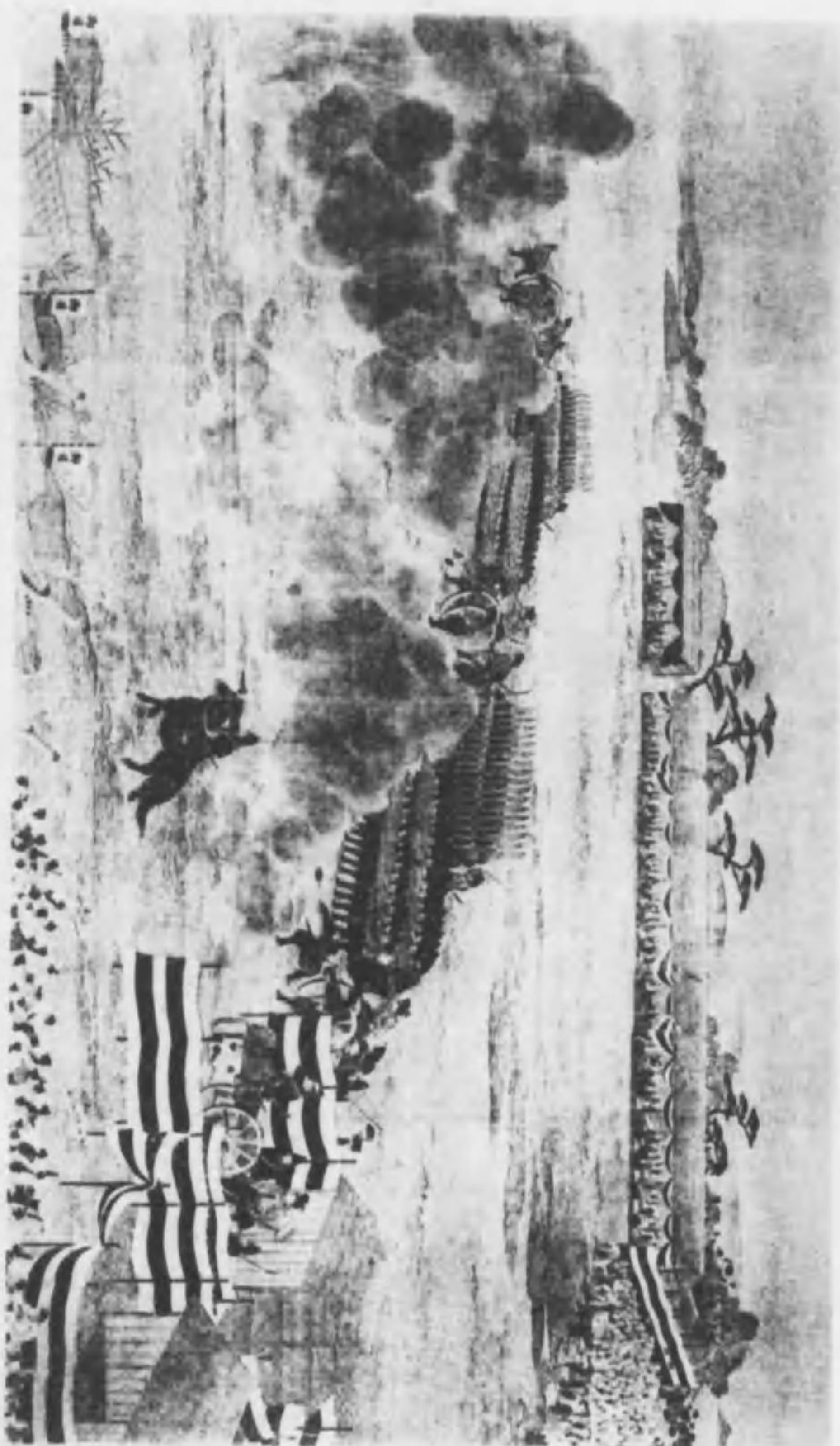
鳥居、江川兩派の論旨は、略ぼ前掲にて其の要領を盡してゐる。(參照 五五、五六) されど議論は議論として、外患の日に眼前に迫り來らんとする豫感は、苟も少しく神經の大局に向て動くものには、生ぜざるを得ず。されば高島秋帆の意見書は、少くとも其の若干は聽納せられ、天保十二年辛丑三月には、與力格に取り立てられた。

長島町年寄

高島四郎太夫

江戸招致

長崎表唐人取締向、並唐方商賣仕法組替、御仕法改に付而者、會所銀線立直、骨折出精相動候に付、新規被召抱、諸組與力格被仰付、其身一代限七人扶持被増下、會所調役頭取可相動候。此れは其の表向の理由以外に、彼が砲術に於ける貢獻を識認したるが爲めなることは、想像する迄もあるまい。而して彼は江川英龍の建議に原さ、愈よ江戸に招致せられ、其技を實地に試演することとなつた。此れは水野忠邦が、其の



(藏所氏章成坂有爵男將中軍陸故本原) 圖之武演原丸德帆秋島高

江川英龍  
入門

懐刀とも云ふ可き、鳥居忠耀の説を斥け、江川の説を採用したるものにて、  
水野としては能く其の方針を誤らなかつたと云ふ可きであらう。而して高島の  
入門者の第一は、實に江川英龍であつた。

長崎町年寄高島四郎太夫え砲術門入之義奉<sup>レ</sup>伺書付

江川太郎左衛門

長崎町年寄高島四郎太夫義、西洋砲術熟練之趣、承及候處、此度御  
用に付、出府仕、私義も參府仕候間、同人へ門入之上、逗留中稽古  
仕度奉<sup>レ</sup>存候へ共、不<sup>レ</sup>苦義に可<sup>レ</sup>有<sup>ニ</sup>御座<sup>一</sup>候哉、依<sup>レ</sup>之奉<sup>レ</sup>伺候  
以上。

丑(天保十二年)四月

若し高島を以て、火技の中興、洋兵の開基とせば、之を日本全國に弘通せしむ  
るに至つたのは、實に江川英龍の力大に居ると云はねばならぬ。されば高島、  
江川は、實に我が軍器兵制の改革に取りては、同功一體と云はねばならぬ。



秋帆出府  
實演

高島秋帆は、幕府の徵令に應じ、其の新獲の武器、及び門人を引連れ出府した。而して天保十二年五月九日、武州徳丸原に於て、試演することとなつた。徳丸原は、板橋の西北志村、赤塚村の間に互る荒川沿岸の田野である。試演者は高島四郎太夫其伴高島淺五郎、其の門人長崎地役人近藤雄藏等にて、其他長崎、江戸、伊豆、周防、薩摩、總州、水戸、肥前、遠州、參州、上野、備前、越前、など、各地方の者共があつた。之を見ても如何に高島秋帆の門下に、各藩の人々が輻湊しつゝ、あつたか判知る。而して其の砲試演の助手中には、野戰齋藤彌九郎の名などがある。彌九郎は即ち篤信齋にて、現代有名の劍客だ。當時徳丸原を去る半里程の赤塚村松月院に、高島四郎太夫、並に門人止宿所の標札を掲げ、百十六人分の糧食、焚出を下し置れたとあれば、此にて其の演習に參加したる人数も、百人内外であつたことが判知る。

此の試演の結果に就ては、監視者の位置を占めたる幕府御銃砲方、井上左太夫は、或は「至而不出來に御座候」と云ひ、「童子戰に均敷仕方に御座候」と

井上左太夫  
の非難

江川英龍  
の辨駁

云ひ、「不益の義に御座候」と云ひ、極めて高島秋帆に取りて、不利益なる報告書を提出してゐる。江川は亦た之に對して詳細なる駁説を述べてゐる。而して井上が、高島が指揮進退に蘭語を用ひるを、非難したに答へて、

異國と申候て忌み嫌ひ候はゞ、唐土文字も、異國言語に相違無之。又天竺、琉球、朝鮮、和蘭陀、南蠻、蝦夷までも雜りあり候。夫を悉く去り候はんには、日本本來の語のみにては通用仕がたき事ども多く可有之候。畢竟異國語に候とも、遣馴れ候へば、自國の語の如くに相成候事に御座候。愚按には、唐音にても、蘭語にても、軍兵を指揮仕候如きは、便利を主と仕候てよろしきに隨ふ方、然る可く候はん、是を和語に翻へし候とも、却而不便に候はゞ、無益の義に可有之候。

と云うてゐる。何れにしても兩者思想の相距る、決して近きでない。其の新舊思想の衝突を來たす可きは、決して疑を容れない。

高島四郎太夫火業打試之儀に付申上候書付 井上左太夫

此度於「德丸原」、長崎町年寄高島四郎太夫、其外御用立有無之儀可申上旨被仰渡、左ニ奉申上候。

新銃砲の

一 モルチノール筒、ボンペン玉、ホーイツスル筒、小形ボンペン玉と唱候は、玉火矢筒、又は砲烙筒と唱候筒にて、一覽仕候處、寛文以來、享保之度、厚以思召御秘事に相成候御筒之儀に引くらべ候得者、莫大之相違にて、其上筒重異國製之事故、御用立申間數旨、先達而も由上置候。然ル處猶又業書、其外諸流之傳書へ引合候處、日本諸流にて、常々相試候砲烙玉業前之儀は、敵陣へ打込、土中へ深く打込不レ申、發し燒立候を專一に仕候業に御座候。常々稽古仕候は、費懸候事故、木筒にて鉛色紙かは、其外等を用候に付、別而土中へ深く仕込不レ申様打放仕候。

ボンペン玉

右ボンペン玉之義は目方重く製し、土中へ深く打込み發候仕方にて、假令テ申候へば、地雷火を敵陣へ打込候様成業にて、諸流砲烙玉の業と引くらべ候へ者、一事兩様の譯柄と奉レ存候。右モルチノール筒、ホーイツスル兩様之筒、其銅色も可也ニ相見、其中藥持の所、一段細く、火門之付方等、心を用候筒にて、其上遠國より御取寄にも相成候義に付、上納被仰付候はば、臺車等手輕の仕立、早放にて數打仕候様に工夫仕候はば、御用にも相立可レ申と奉存候。

一切御用に立まじ

前書之内、モルチノール筒、並ホーイツスル筒、此度上納等被仰付候はば、先年開製之筒、田安より上納仕候先例も御座候に付、業前工風仕候へば、御用にも相立可レ申候。其外之筒、井同人業前とも、一切御用に立申間數奉レ存候。

右之通、田付四郎兵衛へ相談之上、此段奉申上候。以上。

丑(天保十二年)六月

井上左太夫

〔陸軍歴史〕

### 第九章 高島秋帆の失脚

【五八】江川幕命を受け高島の術を皆傳す

秋帆賞賜

幕府の守舊者流は、高島秋帆徳丸原の試演に就ても、其の非難を加へたれども、  
〔参照 五七〕然も事實は譏誣よりも有力にして、幕府も全く新式の砲術を無視す  
る譯には參らなかつた。乃ち天保十二年七月廿五日附にて、左の書付三通、長  
崎奉行柳生伊勢守宅に於て、高島秋帆に申し渡した。

金 五百兩

諸組與力格長崎町年寄

高島四郎太夫

其方所持之大筒貳挺、御用に付、御留めに相成、書面之通、御金被下候間、

可レ得ニ其意一候。

銀子、貳百枚

肩書同所

高島四郎太夫

其方異國之火術等心得能在候段、譽置候様御沙汰に候。猶此上厚心  
掛火術にも不限、彼國之武器等相心得候て、御爲にも可相成一品有之候は  
ゞ、搜索いたし、自分共迄申上候様可致候。且又此度於徳丸原一火術  
見分有之候に付而者、彼是入費も可有之事に付、爲御手當一書面之通、  
銀子被下候間、可レ得ニ其意一候。

肩書同所

高島四郎太夫

砲術傳授  
の事

其方傳來罷在候、火術傳來之秘事迄、不殘於當地方（江戸）御直參之内、  
執心之者壹人え致ニ傳授、右名前等届可申候。且又右之外諸家え相傳候  
義は仕間敷候。

以上三通は、何れも、

右者水野越前守殿以ニ御書付一被ニ仰渡一候間、申渡候。

第九章 五八 江川幕命を受け高島の術を皆傳す

對外策の  
進抄一證

とある。固より三通共に、水野忠邦の指揮命令によりて、實行せられたことは分明だ。

即ち高島の武器は、其の若干を幕府が買上げた。而して幕府は高島の現在を賞し、將來を奨勵した。而して其の火術は、直參の者一人に皆傳す可く、決して他藩の者には傳授す可らずと命じた。此にて幕府の對外政策が、幾許の程度迄進歩したるかを、測定するに足るのみならず、亦た水野其人の見識の程度をも、測定するに足るものがある。

されど尙  
繼承の  
傳を江川に  
術

要するに水野は、國防の等閑にす可らざるだけは氣付いたが、未だ天下と共に、天下の力を擧げて、此國を守ると云ふ程には進んでゐなかつた。乃ち眼を海外に轉ずる際にも、尙ほ幕府對諸藩の干係に就ては、幕府の傳統的政策的繼承者たるを免れなかつた。

秋帆の意は、固より江川に在つた。彼が徳丸原に於ける試演も、畢竟江川の盡力であつた。然も江川は葦山代官として、江戸に居住せず、故に秋帆は下曾根

金三郎を指名した。されど水野忠邦は、江川の用ふ可きを認め、左の命令を高島秋帆に下した。

其方心得能 在 候 火術傳來之秘事迄、不殘下曾根金三郎へは傳授不仕、御代官江川太郎左衛門へ傳授可仕候。

右者水野越前守殿御書取を以、被二仰渡一候段、長崎奉行柳生伊勢守申渡。

江川の免  
許皆傳

此の如くして江川の熱心は、遂ひに酬いられた。江川は四月入門願の伺を幕府に差出し、五月には再願書を出した程であつた。而して彼は直ちに出藍の譽を得た。

砲術傳授請候 義御届書

私儀高島四郎太夫砲術傳授請候 機被二仰渡一候に付、同人心得能 在 候 砲術傳來之秘事、不殘傳授請申候。依之此段御届 申上候。以上。

丑七月

江川太郎左衛門

江川の功績

乃ち左に皆傳の許可命令を受ければ、右に皆傳濟の届書を差出すと云ふ次第にて。高島、江川兩人の關係は、決して尋常一様ではなかつた。要するに高島の火術も、江川微りせば、到底之を天下に廣播するに至らず、而して又た江川微りせば、之を大成する能はず。而して江川は、單に受身の門人たるのみならず、其の學んだる所を基本として、更らに新たなる研究を累ねたれば、其の成績は著々として、實に見る可きものがあつた。

秋帆其術を江川太郎左衛門に傳へんとす

某氏曰、聞老水野越前守忠邦、嘗て秋帆に達して曰、其方心得罷在候、火術傳來之秘事迄、不レ殘於ニ當地、御直參の内、執心之者壹人へ傳授致し、右名前等届出可レ申、且又右之外、諸家へ猥りに相傳へ候儀仕而敷候と。而して秋帆人に謂て曰く、江川君は明敏卓見の士なり、而して我をして徳丸ヶ原に於て、我が意の如く銃陣を演ずることを得せしむる者は君の力なり、今日我が炮術を公に君に傳ふる事を得ば、我が幸此に過ぎず。惜い哉、君は東都に住せず、今官命ありて在都、旗下の士壹人にあらざれば、公に之を傳ふる事能はず。因て止む事を得ず、下曾根金三郎君を指名すと。然り

而して、忠邦秋帆をして、特に江川氏に傳へしむ。故に秋帆、欣然として之を坦庵(江川氏)に報道すと云。(陸軍歴史所載、江川氏秘記)

【五九】高島流の普及

秋帆砲術の解放

時勢は驚く可き長足の進歩をした。天保十二年辛丑七月廿五日附、水野忠邦の書付もて申渡したるには、「御直參の内、執心の者一人に、火術を傳へ、右の外諸家え相傳候義は、仕るまじく」と制限したが。天保十三年壬寅六月には、左の如く改めて達した。御目付え

諸組與力格、長崎會所調役頭取

高島四郎太夫

右四郎太夫は先達而出府之節、兼而心得罷在候。火術傳來之秘事迄、不レ殘御直參之内、執心之者一人え致ニ傳授、右之外諸家え猥に相傳候。義者仕間敷旨申渡置候處、以來不レ及其義、御直參者勿論、諸家執心之者え者、勝手次第傳授可レ仕旨可レ被ニ申渡一候。尤異様之冠物衣服等不ニ相用、常體之笠或は陣笠、野服、小袴、陣羽織等に而、可レ致ニ稽古一候様可レ致旨をも、可レ被ニ申渡一候。

右之通長崎奉行え相達候間、承合候向も有レ之候は、稽古いたし不レ苦旨可レ被ニ相達一候。

幕議大變

是れ實に一般的解放だ。如何に滿一個年を出でざる以内に於て、幕議が斯く迄大なる變遷をなしたかを見れば、外勢の切迫が、日一日よりも頻繁と、其の刺戟を、暗黙の間に加へ來つたことが判知る。

江川の術亦解放

此の如き解放令を高島秋帆が受取つた以上は、その門派の魁首たる江川に於て

も、同様たる可きは固より當然の事だ。

高島流砲術指南之義に付伺書

當六月、中諸組與力格長崎町年寄高島四郎太夫心得罷在候。砲術之義、御直參者勿論、諸家執心之者え勝手次第傳授可レ仕旨被ニ仰渡一候。趣承知仕候。然る處去丑(天保十二年)七月、中、私義四郎太夫砲術傳授可レ受旨被ニ仰渡一候。付、同人傳來之秘事不レ殘傳授請候間、是迄譜代之家來共えは稽古爲レ仕候へども、他向より弟子取候。義無レ之候處、已來砲術執心之者、指南請度旨申込候。向も御座候は、稽古爲レ仕候而も、不レ苦義に可レ有ニ御座一候哉、此段奉レ伺候。以上。

寅八月

江川太郎左衛門

此の如き伺書を出し、彼は公然幕府より其の許可を得た。

私義、高島流砲術指南之義相伺候處、伺之通り、信濃守殿(閣老眞田幸貫)被ニ仰渡一候。段、御達之趣承知仕候。右爲ニ御請一申上候。以

上

寅九月七日

江川門下  
漢有志輻

江川兵制  
改革に銳

一大危禍

江川太郎左衛門

此に於て江川の門には、天下の有志者、何れも輻湊した。就中、信州松代城主眞田幸貫の臣、佐久間修理(象山)勘定奉行川路左衛門尉(聖謨)參政本多越中守、仙臺儒士大槻平次(磐溪)其他の門人、旗本及び諸藩を合して、四千人に及んだと云ふ。其の隆なる以て知る可しだ。乃ち明治時代に於ける陸軍の頭目の一人、大山巖の如きも、此れは後年のことであるが、亦た江川門下であつた。此の如く高島之を西に唱へ、江川之を東に和し、日本從來の砲術、及び兵制は、茲に一大進歩をなすの氣運に際會した。されば江川は、此の機會に於て、或は鐵彈の鑄方や、鐵砲の製造や、大砲の鑄造や、或は新奇なる大砲を、西洋より買入るゝことや、銳意して日本兵制の革新に従うた。然るに好事魔多し。天保十三年十月に至りて、忽ち高島秋帆の身上に、一大危

鳥居の腹

禍が落下した。此事に就ては、更らに語る可き必要がある。但だその原因を、大攫みに云へば、保守派の代表者とも云ふ可き、鳥居忠耀の惡辣なる手腕が、此事にも及びたるものと判断す可きであらう。鳥居の手は、既に無人島事件、即ち渡邊、高野等の疑獄事件にも動いた。(參照 二一—二八) 彼は、苟も己と異りたる立場にある者は、徹底的にやりつけずんば息まざる、腹黒漢であつた。而して彼の目指す相手は、渡邊、高野疑獄事件の際にも、恐らくは其の背後の巨人と認められた江川であつた如く、此の高島事件も、其の目指す相手は、決して高島一人ではなかつたであらう。實に世の中は、油斷がならぬ。特に鳥居の如き腹黒漢に睨まれては、彌よ油斷が出来ない。

【六〇】 高島秋帆の罹難 (一)

高島秋帆權難の顛末は、秋帆の家來共が、江川に内報したる一書、最も其要を得てゐる。

乍恐極御内密奉<sub>二</sub>歎願<sub>一</sub>候<sub>〇</sub>

口上覺

一 當十月二日朝(天保十三壬寅年)四郎太夫義例之通御奉行所へ出勤仕候處、其儘御引留に相成、於御白洲、伊澤様御直御吟味、其末同日暮に至り、揚屋入被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>〇件淺五郎義は、同日朝より出役仕、歸宅間もなく晝入ツ時(午後二時)頃、町年寄福田源四郎能越、御用之義有<sub>レ</sub>之間、麻上下に而御役所へ出勤仕候様之旨に付、直に源四郎一同能出候處、父四郎太夫吟味筋有<sub>レ</sub>之、揚屋入申付候に付、其方義同役預け被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>候。別同役藥師寺宇右衛門預り罷在候。家來之内城戸治入、杉林嘉平兩人共、同日被<sub>二</sub>召捕<sub>一</sub>入牢被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>候。

以上は藪から棒に、突如として、秋帆父子が遺厄の始まりを陳べた。

四郎太夫御吟味の趣旨

一 天保十亥年迄、元唐通詞相勤候、彭城清左衛門と申者、唐人より密買之品持出候節、唐人屋敷表門に而改出され候一件、四郎太夫手限に而、程克取計、清左衛門儀、右亥年出奔仕候一條。

此義門番人共より四郎太夫へ伺出候節、清左衛門名前其儘申立候得者、死罪にも可<sub>二</sub>相成<sub>一</sub>筋合に付、番人より相伺候義、表通り之儀に候哉、相尋候處、右之義は助命爲<sub>レ</sub>致度との番人共存寄に候は、其趣に而勘辨もいたし可<sub>二</sub>申立<sub>一</sub>方も可有<sub>レ</sub>之旨、返答に及び候處、是又内々存寄相尋候との義に付、此方に而も、内々物話候迄之事に付、彼是指圖は不<sub>二</sub>致申置<sub>一</sub>候處、番人共一同何卒清左衛門助命爲<sub>レ</sub>致度趣に付、同人之名前者不<sub>二</sub>差出<sub>一</sub>届書御役所へ申上、四郎太夫方えも同様之届いたし候得共、右一件、極内々は、右内情之有<sub>レ</sub>之次第、其節御在勤戸川様目安方迄申届候。尤御聞置に相成、然る處清左衛門其節出奔いたし、此節外事に而清左衛門被<sub>二</sub>召



密買人清  
左出奔事  
件露顯

唐通詞德  
太郎賄賂  
の事

事前に昇  
進を漏ら  
す

捕一候處、前斷之始末申上。門番人共も御糺に相成候處、四郎大夫差圖を以て、塵芥之内より拾出し候。趣御届申上候旨申上候由。善惡此節御糺無レ之に付、其節之記録留寫し取、揚屋入不ニ仰付一以前に差上置候處、右清左衛門一件は、御奉行に而も、能く御分り被レ爲成候故、此一條者申披相濟候由に御座候。

一 唐通詞神代德太郎より賄賂を取、同人壹人昇進等申立候筋にも可レ有レ之之旨、御尋に付、決而左様之譯勿論無レ之義に付、其旨御答申上候事。

一 四郎大夫昇進筋等相願候義に付、田口加賀守へ賄賂差出候御義に可レ有レ之御糺に付、決而左様の筋無レ之旨御答申上候事。

一 其方出府途中より、江戸表に而未だ被ニ仰出も無レ之、其方身分之義、結構可レ蒙レ仰積りに有レ之趣等、神代德太郎え申越候義、如何之心得に候哉との御尋に付、如レ仰申遣候義相違無レ之、德太郎八年來懇意に候

處、昇進も仕候様との義、兼而同人相祈候義に而承知仕候筋、先以同人え同意候義に而、外に申上候筋も無レ之申上候處、未だ被ニ仰渡も無レ之義相洩候段者、不埒之至候間、御大法に可ニ相拘との義に付、甚不心得に有レ之候段恐入候旨申上候。御奉行にも、德太郎え遣候書狀、御取入に相成候事と相見申候に付、包候義、何分出來不レ申候。

右は誰より承知いたし候哉、御尋に付、久世伊勢守殿用人金子敬之進より粗風聞之趣を以、道中聞候義を申遣候旨御答申上置。御尋之義は、右三ヶ條之趣に御座候。十月二日揚屋入被ニ仰付一候以來、十一月七日迄、御呼出も無ニ御座一候。

如何にも毛を吹いて癢を求むるの仕方である。此れはその罪状によりて高島を糺明するでなく、高島を糺明せんが爲めに、其の罪状を調製したものと認めねばならぬ。尙ほ高島昇進の一件を、事前に漏らしたと云ふ罪状に就ては、そ

毛を吹い  
て癢を求  
む

事前漏洩の釋明

目的高島を罪する

の家來共は、左の如く釋明してゐる。

四郎太夫身分結構被仰渡候。月日は、丑(天保十二年)前之正月廿二日に、田口様へ被仰渡、其末長崎へ御歩ひに相成候處、四郎太夫義は、閏正月廿二日長崎出立仕、大阪に而金子よりの書狀被見仕候而、同所より徳太郎へ書狀仕候。大阪著仕候日は、二月十九日に而御座候。金子より之書狀者、田口様へ被仰渡候前、正月廿二日後之義に而、未だ不被仰出以前と申義にも無御座候。四郎太夫罪は、先此一ケ條と奉存候。然るに前に申上候通り、田口様より被仰渡者無御座候。共、御老中様よりは、前正月廿二日に田口様へ被仰渡に相成、右に而も御大法に相拘り候と申御筋に御座候哉、於私式は、公邊之義不心得に付、實以察痛仕居候義に御座候。

但し御扶持米之義は、前正月廿二日より不被下置候。高島昇進の件を、老中より長崎奉行田口に申渡したのは、正月二十二日だ。

にあり

而して高島は其の翌月即ち閏正月廿二日長崎を發し、二月十九日に大阪にて金子より昇進の風聞を知らずる書狀に接し、更らに其旨を神代に通じた次第なれば、事前に機密を漏洩したと云ふ譯には成る可きものではあるまいとは、家來共の觀察だ。併し何れにしても其の目的は、高島を罪するにありて、罪あるが爲めに、高島を拘執したのではない。されば如何に辯明しても、容易に釋放せらる可き見込は無譯だ。

【六一】 高島秋帆の罹難 (二)

秋帆の家宅搜索

尙ほ高島秋帆家宅搜索等に就ては、左の如き次第である。

- 一 右同日(秋帆揚屋入の日)十月二日(天保十三年)八時頃(午後二時頃)與力衆同心其外役々大勢被召連、四郎太夫宅え被相越、先以石火矢鐵砲始武具類一

切、其外手許書物悉皆御取上に相成、家財之内、日用入用之外、品々は封附、土藏は勿論、裏門出入口等迄も封印に被成。尤武器之内、見付惡敷侍具足等は其儘残しに相成、家財之内にも、上品洗紋等者御取上に相成申候。一同三日の夜、左之通被二仰渡一候。

町年寄共え

高島四郎太夫義、吟味之義有之召呼、揚り屋え差遣置、惣領高島淺五郎義は、預け申付置候。右妻子其外召仕共、夫々手當いたし、爲二慎置一可申候。家財諸道具之義は、其方共立合、相改封印いたし、不取散一様可致置一候。追而御用之筋者差出可申、其旨相心得、火之元之義は、別而入念精々可申付一候事。

寅(天保十三年)十月三日

一 御取上之石火矢等は、長崎會所え御預に相成、鹽硝は高木定四郎様御預、四郎太夫是迄御預、唐人屋敷前御臺場は、與力朝會彦太夫様御預りに相成候

町年寄共へ申渡

取上銃砲の始末

囚人駕籠取立風評

由に御座候

一 町年寄之内壹人御役所附と申役人兩人宛、四郎太夫宅番に相成、晝夜とも膝代り之番に相成居申候。一 四郎太夫義、江戸表え御差出に相成候旨に而、囚人駕籠三挺御取立に相成候趣、頃日風評仕候。萬一其通りに相成候節者、私共之内、是非く出府も仕度心魂を碎申候得共、前斷被二仰渡一候通り、慎被二仰付一候身分に付、相願候とも、逆も御免には相成間敷、是而己心痛至極罷在候。隨而重々奉二恐入一候得共、其節に至候は、私共代りに相成候人物御撰被二成下一候様之義者、相叶申間敷哉、御聞濟も被二遊被下候は、其仁を以、萬端之組引仕候。様奉二伏願一候。一 前斷奉二申上候四郎太夫所持武器之内、具足之義、出府中相求候方者、分限よりは美々敷方に而、其外手入等仕置候よりも、先者見へ宜敷、或は御取上に相成候品之内には、唐蠻産に而分限不相當、宜敷相

秋帆所持品の事

見候品も可有之、此義は御館入諸家様御頼に而、唐蠻へ誂遣し持渡相納候後、御注文通りに無之旨に而、御差返しに相成候得者、唐紅毛方へ代銀仕拂候跡に付、無餘儀一手許え持圖相成候義、間々御座候。勿論注文申遣候義は、御奉行所伺濟之上之義に而、持渡候節請取方之義も時々伺濟之上に而取入申候。尤何某様御頼と申義者、書載不仕候。是迄之振合に御座候。

一 四郎太夫義、外に此節重き御答筋御座候哉者、不奉存候へ共、是迄取計申候義、一統種々と相考候へ共、是どと突留候惡事も無之。乍併何等之御聞込も可有御座一哉、前斷奉申上候御ケ條に候へ者、重き御沙汰之義は、如何可有御座一哉。萬一侈奢之御ケ條に陥り候様御座候而者、前條申上候譯合に付、款敷奉存候。天正年以來連綿仕候家筋之義に付、分外之品も所持罷在可申者、哀筋々様に於而、御賢察被遊被下候様奉仰願一度奉存候。

取て者修すにあら

秋帆痛手

此の一點は、高島に取りて痛手に相違なかつたであらう。高島は固より裕福であつた。而して彼は好事家であつた。されば尋常一様の町年寄としては、武器以外に於ても、奢侈がまじき持物が少くなかつたであらう。その諸家よりの注文品を取次ぎ、それが諸家に不向にて、高島家負籠となつたと云ふは、幾分か事實でもあつたらうが、恐らくは回護の言葉であらう。

【六二】 高島秋帆の罹難 (三)

高島秋帆家來共の内密書は、尙ほ左の如く續いてゐる。

一 銀六貫目程、金にして凡百兩、外に有坂(薩助、秋帆門人防州人)より石火矢注文代之内に、金百兩差向に相成居、都合貳百兩之分も封付に相成候に付、日用遣ひ方に仕度候間、御下げ被成下度奉願候得共、御免無之、

秋帆家の日用金の事

秋帆家  
來の過

日用之義は、親類同役より見續候様御沙汰に成申候。

一 江戸表其外之御義は、相心得不申候得共、當地役人は迄入牢、或は御咎被仰付候者之落著被仰付候迄者、御扶持米、受用銀とも被下置候。來御振合に御座候處、四郎太夫義は、右兩條共、此節不レ被下置候親類同役共より扶助仕候様被仰渡然る處、親類同役中、何とも逼迫にて、自分取續假成に罷在候迄之義に付、向々も實以難溢罷在。就而は四郎太夫家内も、別而取約め、家來當勤之者而已、日々饑渴を凌ぎ候手當而已に相成、勤に出不申。是迄給扶持等遣し來候者多人數有之、其内に者、孤獨老衰之者も有之。是等は往々之處に而渴命に及候外無之と歎息仕、誠に見るに難忍言語候計に御座候。

以上は如何に高島秋帆の揚屋入が、其の一家及び家來に迄、迷惑、困究を及ぼしつゝあるかを説くもの。

秋帆得罪  
の眞因

一 去る未年(天保六年乙未)當表御取締被仰出、四郎太夫義、八ヶ年之間

得罪顛末

日夜心魂を碎、誠に寢食を怠り、御忠節相勤、長崎會所一廉の備銀も、出來候様出精相勤、諸雜費等は手許より持出し、御趣意行届候様苦惱仕候得共、于今至り候而者、無證義に而、所謂喬木風の障烈敷と申古語、此節に迫り候義と、一統悲歎罷在候義に御座候。猶又一つは西洋流之嫉妬より之義とも、愚案仕候義に御座候。

此の一節は、秋帆が罪を得たる原因に就て語りたるもの。而して更らに具體的に其の顛末を左の如く語りてゐる。

本庄辰助  
讒訴

一 本庄辰助(茂平次とも云ふ)と申者、元當地之者に而、毎度江戸表へ罷出、去々子年(天保十一庚子年)妾並妾之妹、右二女一同江戸へ引越、四郎太夫滯府中、其頃御目付水野采女様、鳥居要藏様(彌藏、甲斐守、忠耀)へ四郎太夫義を、形ちも無レ之義を以、書面讒訴仕候義、當春暄と相分り申候。自然は右之讒訴相響さ候譯には無レ之哉と奉存候。右辰助義、當時鳥居様御取次相勤居候由に御座候。此者は於當地一博奕仕、兼而不人物之者に

江川の援  
助を求む

而、欠落仕候者之由に御座候。前斷兩女召連候に付而者、御關所御切手等之手數、如何之手續に而出府仕候哉に奉存候。斯る事情は高島家來共の陳述を俟つ迄もなく、固より江川に於ては、百も承知の事であつたらう。

一 四郎太夫身分之義、前斷奉申上候次第之義に御座候得者、格別御懇に兼々被爲思召上候に付、此節之義、何卒御慈悲を被爲施被爲下候はゞ、廣大之御高恩冥加至極、一統之者、生々世々難有仕合奉存候。何分にも御賢慮之程、重々奉伏願候。右之趣、小野金三郎様、下曾根金三郎様（兩人共に秋帆の門人）へも奉歎願一度奉存候へ共、差付私より奉呈書一候而者、御思召之程、如何可有御座一哉と、差控申候。右御兩君様へ奉達ニ御聽候義は、乍恐御賢慮之義宜敷奉存候。以上。

寅（天保十三年）十一月七日

高島四郎太夫内

横川喜野右衛門

西田堅吉

江川太郎左衛門様

美服患人  
指

以上を通讀すれば、如何に高島秋帆が、突然名譽の位地から、拘囚の身に早換りしたる、その罹難の事情が判知る。所謂「美服患人指」高明逼「神惡」高島秋帆も、漸く其の宿志が伸び、之を天下に施さんとするの刹那に於て、乍ち失脚す。實に人の命運程意外のものはない。

【六三】 高島冤罪の禍因 (一)

只名望高  
きが故

抑も高島秋帆の罹難に就ては、固より當人に、此れと斥す可き罪過があるでは

人 橋 昭 張 本

一 茂 平 次 の 計

ない。唯だ彼が砲術上に於ける、革新派の急先鋒たるが爲めに、而して彼の盛名が天下に流布し、其の名望、勢力が、同輩を壓する爲めに、遂に憎悪や嫉妬の犠牲となつたのだ。

これに就ても第一は鳥居忠耀、第二は福田九郎兵衛、第三は本庄茂平次の三人が、秋帆を冤罪に陥れた張本人と云ふ可きもの。中にも本庄茂平次が、其の禍機の原を爲してゐる。本庄茂平次は、前掲の本庄辰助のことだ。(参照 六一) 彼は本來長崎地役人中の、身分尤も輕き者の子にして、高島の家に来同様出入したが、其の所持の悪しき爲めに、高島家より擯斥せられ、遂に長崎より江戸に出で、劍道指南者の門に入り、劍術を學んだ。其頃鳥居忠耀も、其の指南者を家に招き、公務の餘暇、劍術を學び、その爲め茂平次も、鳥居の相手なすこととなり、遂に鳥居の門に出入し、やがて鳥居の親信する所となつた。然るに鳥居は、水野忠邦の知遇を得、目付より勘定奉行に昇進し、而して高島も亦た諸組與力格となり、江戸に召され、その砲術を徳丸原に實演し、面目を

茂 平 次 の 秋 帆 煽 揚

立 身 取 成 を 説 く

施して還つた。本庄は此間に在りて、心に思ふ所あり、天保十二年十一月廿日に、江戸より長崎に歸著し、その翌日秋帆を訪問し、久濶を謝した。高島は固より虚心坦懐の漢なれば、何等舊惡を思はず、打ち解けて、江戸の近狀などを聞もし、語りもした。

爾來茂平次は屢ば高島を訪問し、一夕閑談の次、鳥居の人物を稱讚し、而して高島の砲術に於ける功勞の拔群なるを説き、然るに幕府が斯程の功勞者を、只だ諸組與力格に止むるは、如何にも其意を得ぬ次第。與力は將軍に謁見の出來ぬのみか、御老中の席にさへ出づる能はざる卑しき身分だ。御身の如き方は、少くとも御目見以上に上せ、田付、井上、江川、下曾根(何れも砲術を以て立つ者、而して江川、下曾根は秋帆門人)と同様の身分に進められて然る可きことであらう。然るに斯る事の行はれないのは、畢竟長崎奉行たる田口、戸川等の不見識と申すものだ。されば鳥居殿にも、竊に某に向て『高島の取扱は氣の毒なり』と申された。御身若し意あらば、某御身の爲めに、必らず鳥居殿に取成すで

賄賂擄取の計

あらうと、詞巧みに説き勧めた。此れは果して鳥居の意を承けた事である乎、若しくは茂平次一個の思付であつた乎。恐らくは一個の思付であつたらう。而して若し高島が宜しく頼むと云ふに於ては、飽迄彼から賄賂を擄取せんとの下た心であつたことは、固より詳しく語る迄もあるまい。

秋帆の詰責

然るに案に相違して、高島は此の勧誘に應せざるのみならず、色を正うし、言を嚴にして、茂平次の不心得を詰責した。

茂平次福田に奔る

此に於てか小人の常として、茂平次は、其怨を報うべく、直ちに反對派の福田に奔つた。福田九郎兵衛は、高島と同格の長崎町年寄の一人だ。彼は高島よりも年長者であり、その上座を占め、頗る威権ある者であつたが、高島が諸組與

福田の高島嫉妬

力格に進み、江戸表に召され、面目を施して還りて以來、己は其の下位に坐するのみかは、從來の威権も頓に落ちて、心頗る平かならざるものがあつた。此に於て自然に地役人等の仲間にも、黒白兩派が出で來つた。即ち黒(九郎)

兩姦結託

組が福田派で、白(四郎)組が高島派だ。高島は固より大人の心地にて、福田とも打解け交らんと、節を屈して、望みたるが。福田の方は、頑として之に應じなかつた。

此に於てか奸智に長けたる本庄茂平次は、乍ち福田の懐中に飛び込み、彼と相ひ結託して、高島を譏構するの資料を作爲した。福田は固より高島を目の敵としたれば、本庄の所説に、一儀もなく同意し、それぐ贈遺する所多かつた。而して福田も亦た單に高島を陥るのみならず、自ら其の昇進を希望した。蓋し本庄は、鳥居の手にて、彼を御勘定格長崎町年寄頭取に推擧す可しとの甘言もて、彼に啗はしめたと云ふとだ。

本庄茂平次の惡計

小才子の爲事件錯綜

正々堂々の争ひの中にも、一つの小才子、多少の奸智に長けて居る者が入ると云ふと、事件が錯雜して様子が變つて來る。即ち正々堂々の争ひは轉じて見苦しい争ひとなるといふことは、是亦歴史



白黒二派の争ひ

茂平次議言條々

上多くの事件が證明して居ります。恰も此時に當つてさう云ふ奸智に長けた者が一人出て来たのであります。それは即ち本庄茂平次と云ふ男で、もとは長崎の低い地役人でありましたが、長崎で罪を得浪人となつて、流れ／＼して江戸に出て、遂に鳥居甲斐守の家來となつて使役せられたのであります。而してもと／＼さういふ役に立つた人として、辯舌には長じて居る。所謂小才子である。自分の發達を圖る爲には随分他人を陥れても顧みないといふ型の人間であります。それで高島秋帆先生に説いて、江戸に出て立身出世をせられたらば宜からうと述べたが、秋帆先生はそれを斥けられた。さて又茲に長崎に於て秋帆先生に憧らざる一の黨派がある。町年寄の福田九郎兵衛といふ人の一派である。福田は九郎兵衛で、高島先生は四郎太夫、所謂白と黒との喧嘩といふことになつたのであります。茂平次は一方の白い方で外れましたから、今度は黒い方に行つて大に説き、又江戸に歸りて秋帆先生の有ること無いことを主人の鳥居に報告をした。一説には、鳥居が茂平次を長崎の事情偵察の爲めに遣つたのであつて、豫定の通り進行したのであるといふことであります。其處は大分隱微に互ることよく分りませぬ。兎に角茂平次が秋帆先生を怨み、江戸に歸つて主人鳥居に報告したところの事はどうかといふに、先づ第一に高島は大砲小銃を澤山賣込んで居るといふのであります。即ち先刻申し通り秋帆先生が自費を抛つて國防の爲に圖つたことが、今は反つて仇となつて讒言の最も大きな材料となつた。それから秋帆先生は長崎の山の半腹に石垣の宏大な邸を築いた。いざ旗を上げると云ふ時には立て籠らんと云ふ川意をして居ると云ひ、それから熊本に人を出して兵糧を買つて居る。是は先生の方では天保の大饑饉に鑑みて萬一の爲に買はれたのであるが、茂平次は是れ龍城の時の兵糧であると云ふ讒言をした。斯の如く武器を買ひ、兵糧を貯へる其資

伊澤美作の秋帆同情

産は何處から出たかと云へば、遙かに海上へ乗出して外國人と密貿易をした。即ち國禁を犯して儲けた金である。即ち外國と通じて野心を逞しうせんとすると、なか／＼巧みに仕組んで報告を致したのであります。其の時の長崎奉行なる伊澤美作守政義は秋帆先生に大いに同情して、一切さう云ふこととはないと辯解を致して呉れたのであります。一方は幕府の利けた者たる甲斐守でありますから、水野越前守も遂に秋帆をば、吟味の爲に江戸に呼出すと云ふことになつたのであります。これが天保十四年の三月であります。(高島秋帆先生追遠法會記事所載、三上參次氏講演)

### 【六四】鳥居高島を審問する

鳥居陥罪に強む

高島は長崎に於ける奉行、伊澤美作守政義の審問に、極めて明白なる答辯を與へた。伊澤は寧ろ高島の同情者であり、理解者であつて、事は此儘落著す可きであつたが。江戸に於ける鳥居甲斐守忠耀は、當時町奉行として、水野の信任する所となり、極力彼を罪に陥る可く強めた。

秋帆江戸引致

鳥居は固より高島に對して、何等の恩怨なきものだ。但だ彼は林述齋の子にして、本來漢學者出身であり、殊に西洋流の事をば、讐敵の如く憎惡し、高島の建白に就ても、反對の意見を提出したる程であつたことは、既記の通りだ。

本庄羅織の事情

〔參照 天五〕されば彼は本庄の探偵説を聞き、恐らくは鳥居が、本庄をして、探偵をなさしめたかも知れない。彼を長崎に於て、天保十三年十月二日、審問したるに止らず。遂ひに江戸に引致することとなつた。此れは翌年即ち天保十四年三月であつた。

秋帆捕案

本庄は高島が、身を挺し、産を傾けて、國防の爲めに努力したるを、却て謀反の支度と羅織した。而して其の審問者が、鳥居甲斐守であつたのは、重々高島に取りては、災厄の事であつた。

居宅構築の事

黨を語り、鯨獵に事寄せ、長崎港外に足溜を設け、異國の兵を引き入れんとするの異謀を企てたとの事が、其の重なる罪案であつた。而して小島郷に於ける彼の居宅が、石壁土塀を堅固に修理し、城郭同様に築き立てたる事。及び門人池邊啓太を、肥後に遣はし、米穀を買入れたる事等亦然りだ。

秋帆答辯

然も高島は是等の罪案に對して、固より十二分の答辯をした。彼は其の武器の準備に就ては、其の報國の丹心より、其の折々奉行の認可を経て、外國より輸入したる事を告げ。且つ彼が先祖高島河内守の子、八郎兵衛が、天正二年近江より長崎に下りたる以來、太閤の下知にて頭人となり、徳川家に至つて、代々町年寄を勤めつ、ある家柄たることを告げ。且つ父四郎兵衛の時より、鐵砲方をも命せられたれば、相應の武器を蓄ふるは動向當然の事であることを告げ。更らに邸宅の如きは、崖地の上であれば、石垣を築いたのは、其の落崩を防ぐ爲めに外ならざるを告げ。而して門人池邊啓太を、肥後に遣はしたるは、天保八年

罪狀一もなし

毛を吹き疵を求む

秋帆の同情者

饑饉の歳、長崎市中、糧食缺乏に際し、奉行の許可の下に、町會所の金も  
 て、人を四方に派し、米穀を買入れたる迄の事であるを告げ。而して若し異心  
 ありとせば、今にも其の米穀を蓄へある可きに、左ることなきは、是れ一時應  
 急の爲めであつた證據であると告げた。  
 斯る次第なれば、如何に鳥居が酷吏の本領を發揮して、高島を羅織せんとする  
 も、到底其の種子となる可きものが無かつた。  
 然も此儘高島を釋放せんこと、鳥居に於ては、其の面目を傷け、其の威信を失  
 ふ所以なれば、如何にもして、高島を罪す可き種を搜索す可く、本庄茂平次に  
 命じ、彼をして高島反對派の福田等と力を協せ、之を蒐拾せしめた。  
 高島の爲めには、其の門人にして且つ恩人たる江川太郎左衛門、及び曾て長崎  
 奉行であり、今は江戸に還りたる伊澤美作守、若しくは川路左衛門尉、聖謨な  
 ど、何れも救解、釋放に盡力したが。鳥居が其職に在る間は、到底齒が立たな  
 かつた。然も如何に鳥居が羅織せんとするも、高島を重罪犯人として、彼に重

罪案決定の遅延

辟を課す可き事實は、到底發見す可きもの、一も是れなかつた。  
 されば鳥居の在職中は、高島は未決囚として揚屋に拘禁せられ、而して足掛  
 け四年即ち弘化三年丙午七月に至りて、漸く其の罪案が定つた。然もそれは鳥  
 居失脚後の事であつた。

### 第十章 鳥居と澁川

#### 【六五】 水野の三羽鳥

水野腹心に乏し  
 水野忠邦は、天保十二年四月以來、上には將軍家慶の信任を専らにし、下には幾多の吏僚を使用し、銳意以て改革の業に當つた。其の一斑は既記の通りだ。  
 (參照 二九一五) 而して若し彼に弱點ありとせば、彼の同僚に、腹心の友なく、彼の屬僚に忠誠の股肱なきとであつた。彼の同僚は、何れかと云へば、已むを得ずして彼に威壓せられ、その後を追隨したに過ぎなかつた。彼の屬僚中には、川路聖謨、羽倉外記などの能吏あつたが、其の最も彼に用ひられたる者共は、何れかと云へば、彼を利用し、彼に因りて、其の銘々の所欲を逞うせんとする徒輩に過ぎなかつた。而して其中にも、三羽鳥とも云ふ可きは、鳥居忠耀、澁川六藏、後藤三右衛門だ。而して水野の改革も、畢竟此の三人に誤られた。

水野を誤る者

鳥居の父

鳥居の人

天性の酷吏

殊に鳥居に誤られたと云ふ可きであらう。  
 鳥居は林述齋の第二子だ。述齋は松平定信が、林家を續がしむ可く、特に美濃岩村城主松平乘瀧の第二子を選抜したる林衡だ。彼は定信の眼識に違はず、林家中興の主となり、第三世大學頭信篤以來、大いに振うた。彼は單に學問上に於ける、幕府の顧問たるばかりでなく、政事上にも、幾許の干係を繋いだ。而して彼の交友は、上は大名より、旗本、民間の學者、其他にも普く、其の勢望は鬱として、一世の泰斗と云ふ可き程であつた。忠耀は彼の二男にして、旗本鳥井家を襲いだ。少壯にして磊落、不羈、屢は花街に流連し、能く下情を詳にした。而して人と爲り、權變縱橫、才鋒無前、最も吏務に通曉した。天保八年大鹽平八郎事變に際し、彼は目付として、其の裁判に立ち合ひ、大いに其職に適うたとの評判を博した。  
 斯くて水野忠邦に識拔せられ、天保十二年冬には勘定奉行に擢んでられ、甲斐守に任じた。而してやがて更らに町奉行に轉じ、直接改革の事業を擔當した。

妖怪と稱せらる

凡そ江戸府内に於ける天保度改革は、殆んど悉く彼の手を藉らざるものはなかつた。而して其の辛辣、酷厲なる、畢竟彼の性格の反射と見る可きものであらう。彼は天性酷吏の風があつた。而して酷吏は概ね奸吏である如く、彼も亦た同様であつた。

彼は耀藏と云ひ、甲斐守に任じたから、之をもじりて、彼を妖怪と稱した。乃ち水野忠邦の弟、跡部山城守の如きも、乃兄願くは妖怪に氣を附け給へと諫めし程であつた。されど水野に取りては、此程調法の男は無つた。彼は當時の俗吏に稀なる學問もあり、口敏手利、所謂の口八丁、手八丁と云ふ男であつた。而して最も機敏にして、水野の云はんと欲する所は、預め之を察し、己れより之を切り出し、水野の行はんと欲する所は、預め之を觀て、己れより之に著手すと云ふ程であつた。而して其の冷酷の性格は、水野も、鳥居も、自然に契合する所が無いでも無かつた。然も水野の志は、天下に存し、一國の宰相とし、身を挺して、其の任ずる所に殉せんとするにあつた。水野には少くとも、

水野と一點契合一

事件製造の名人

十二分の責任觀念があつたことだ。されど鳥居に至りては、實にさる堂々たる大人の襟度は無つた。彼は徹頭徹尾、酷吏傳中の一人たるに過ぎなかつた。而して鳥居の特質として、擧ぐ可きは、其の陰險にして且つ残忍に、殆んど忍ぶ可らざる事無きと同時に、其の憎惡、嫉妬の心が、頗る猛烈であつた。されば人一たび彼に觸れば、必らず彼の爲めに陥られ、彼の爲めに罪せられた。

鳥居は實に事件製造の名人であつた。彼の天保十年無人島事件もて、渡邊、高野等を罪に陥れたるが如きも、若し鳥居一人の所業と云ふ能はずんば、鳥居預りて力ありと云ふ可く。天保十二年十二月、矢部駿河守定謙の職を視ひ、之を改易し、彼をして憤懣食を絶ち、以て死するに至らしめたるも、鳥居及び原主計頭の讒によると稱せられてゐる。而して高島秋帆の罹難に至りては、既記の通りだ。(参照 六〇—六四)

されば苟も忠良の士にして、鳥居と立場を殊にするものは、殆んど鳥居の爲めに、禍を被らないものは無つたと云ふ可き程であつた。若し鳥居をして

立場異なる者の迷惑

其志を逞くせしめたならば、江川坦庵の如きも、固より其の重なる犠牲者の一人たる可きであつたが。但だ江川は門地もあり、而して其の背後には、頗る有力の人々ありて、容易に彼の手を著く可き餘隙がなかつた爲めに、江川は僥倖にも、其咎を受けずして済んだ。

耀甲斐の話

鳥居の異名妖怪

天保の末の頃より、御茶部屋へ妖怪川でたり。其元を尋るに、八代洲河岸の林の中より出で、怪をなすことさまざまなり。ひつじの年の生れにや、羊歳と號するものから、其性紙を好み、若き頃は吉原に形をあらはし、みすがみをも樂み、年たけて越前奉書に腹をあはせ、自天狗帖の大天狗となり、多くの人をつまみ投ること紙花にひとしく、先づ櫻田の美濃紙を食ひ、又下谷の駿河半紙をも喰殺し、或は修験者を鼠半切に巻込み、芝居を淺草紙に包み、女藝者はわる紙にてしほりからげ、紙(市)中をおびやかしたる事擧てかぞへがたし。其手下には一ツ日貢ぞう、小菅幸ぞう、金田故ぞうなどいふ化物多く付隨ひて、紙ぎぬたのことくとんとんとたゞきちらし、世の中いと騒々敷、終には紙(神)の罟を蒙り、奉書を受けて氣くすの籠目に乘せられ、半紙半生の體にて、引裂捨られん事遠かるまじ。(天言筆記)

紙中おびやか

【六六】 澁川六藏の蘭學取締意見 (一)

六藏の家格

鳥居に次で、其の位地は少しく卑くけれども、水野に取りて有用の一人は、實に澁川六藏であつた。彼名は敬直、父を助左衛門と云ふ、家世幕府の天文方を勤め、飯田町中坂の賜邸に住す。世祿二百俵、目見以上であつた。六藏は和漢の學問は云ふ迄もなく、蘭學に通じ、少にして天文方見習となつた。水野は彼の才學の優秀なるを聞き、擧げて書物奉行を兼帶せしめた。されど其職たるや、二百俵高七人扶持、若年寄支配焼火の間目見以上にして、奉行と云ふも、漸く新番の上にいるのみにて、未だ直接に閣老と應對を爲し得可き位地ではなかつた。

水野に識らる

鳥居と結

然るに忠邦は、屢ば彼を密室に延き、諮問する所があつた。而して六藏も亦た忠邦の爲めに、其言を盡くした。其の一斑は既記の通りだ。(參照 四〇一四二)而して彼と鳥居とは、其の年齢に於ても一十三年には鳥居は四十六歳、澁川は三十一歳一相違し、其の位地に於ても、鳥居は二千五百石一十三年五月功をもて五百石加増三千石となる一の町奉行にして、澁川は前記の通り、相違し、其の學問に於ても、鳥居は林家の出にして、漢學出身であり、澁川は天文方の出にして、寧ろ蘭學者を以て、其の本領としてゐる。然も彼等は互ひに相ひ結托し、互ひに相ひ協戮した。

進歩阻止に傾く

澁川は蘭學者として、尤も進歩的思想の急先鋒たる可き筈である。然るに彼は往々にして、進歩の氣運を阻止するに傾いた。例せば天保十年己亥七月、蘭學、蘭書取締に關する意見書の如きが、その證據である。

蘭學取締意見本文

蘭學之儀は、享保年中、有徳院様(八代將軍吉宗)御開き被遊候より以來、追々天文、地理、醫術等迄古今未發之事迄相開け、御國益と相成候儀は至

和蘭風説書取締

御深慮故と、常々私共難有奉存候。然處近來浮薄之徒多御座候而、名聞之蘭學は、實用之儀を心掛不申、只管奇説をのみ穿鑿附會仕、各相誇候様成行、御深慮と齟齬仕候のみならず、反而世を惑し候。媒と相成申候。其儘に差置候は、往々御政事之害とも相成可申候間、急度此節御取締御座候而、學術衰廢不仕候様奉存候。依而存込候趣左に申上候。

以上は寧ろ漢學出身の鳥居の口から出づ可きもの。而して却て蘭學者たる澁川の口より之を發す。その水野忠邦を始め、幕閣の議を動すもの、偶然ではあるまい。

一 第一御取締可有御座候は、和蘭人差出候風説書に御座候。と云ひ、

以來は異國動靜之儀は勿論、本邦之事に係り候儀は、猶更精細に相認め、入津之日、印封致し奉行へ直に可差出旨、蘭人へ申渡候様、長崎奉行え

蘭書取締  
の事

可被<sup>レ</sup>仰<sup>レ</sup>渡<sup>レ</sup>一哉。則<sup>レ</sup>差<sup>レ</sup>出<sup>レ</sup>候は、其儘<sup>レ</sup>江戸表<sup>レ</sup>差上<sup>レ</sup>候上、其筋<sup>レ</sup>へ御下<sup>レ</sup>相成<sup>レ</sup>反譯<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>成<sup>レ</sup>置<sup>レ</sup>候ば、急度<sup>レ</sup>御備<sup>レ</sup>に可<sup>レ</sup>相成<sup>レ</sup>一哉に奉<sup>レ</sup>存<sup>レ</sup>候。と云ひ、從來<sup>レ</sup>長崎<sup>レ</sup>の通詞<sup>レ</sup>共<sup>レ</sup>の手<sup>レ</sup>にて反譯<sup>レ</sup>したる風説<sup>レ</sup>書<sup>レ</sup>中の、重要<sup>レ</sup>なるものは、原文<sup>レ</sup>の儘<sup>レ</sup>、封印<sup>レ</sup>して、江戸<sup>レ</sup>に發送<sup>レ</sup>す可<sup>レ</sup>しとの意味<sup>レ</sup>だ。而<sup>レ</sup>して彼は更<sup>レ</sup>らに和蘭<sup>レ</sup>人持渡<sup>レ</sup>の書籍<sup>レ</sup>は、其<sup>レ</sup>の幕府<sup>レ</sup>よりの誂<sup>レ</sup>品<sup>レ</sup>は勿論<sup>レ</sup>、彼等<sup>レ</sup>が個人<sup>レ</sup>的<sup>レ</sup>所有<sup>レ</sup>品<sup>レ</sup>として、持渡<sup>レ</sup>りたる書籍<sup>レ</sup>をも、

以來<sup>レ</sup>はたとへ自分<sup>レ</sup>所持<sup>レ</sup>之<sup>レ</sup>品<sup>レ</sup>たりとも、渡來<sup>レ</sup>の節<sup>レ</sup>、奉行<sup>レ</sup>所<sup>レ</sup>役人<sup>レ</sup>立合<sup>レ</sup>、大小<sup>レ</sup>通詞共<sup>レ</sup>之<sup>レ</sup>改<sup>レ</sup>めを請<sup>レ</sup>、萬一<sup>レ</sup>邪教<sup>レ</sup>之<sup>レ</sup>噂<sup>レ</sup>も有<sup>レ</sup>之<sup>レ</sup>書物<sup>レ</sup>類<sup>レ</sup>は、來秋<sup>レ</sup>歸帆<sup>レ</sup>迄<sup>レ</sup>封印<sup>レ</sup>かびたんえ預置<sup>レ</sup>候歟、又は彼地<sup>レ</sup>に而<sup>レ</sup>御手<sup>レ</sup>當有<sup>レ</sup>之<sup>レ</sup>歟、別<sup>レ</sup>に是等<sup>レ</sup>之<sup>レ</sup>儀<sup>レ</sup>取扱<sup>レ</sup>候御役人<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>建<sup>レ</sup>置<sup>レ</sup>候様<sup>レ</sup>相成<sup>レ</sup>候。而<sup>レ</sup>は、御入用<sup>レ</sup>にも相響<sup>レ</sup>可<sup>レ</sup>申<sup>レ</sup>哉と奉<sup>レ</sup>存<sup>レ</sup>候。

此<sup>レ</sup>の如<sup>レ</sup>く取締<sup>レ</sup>る可<sup>レ</sup>しと云<sup>レ</sup>うてゐる。而<sup>レ</sup>して更<sup>レ</sup>らに甚<sup>レ</sup>だしきは、左<sup>レ</sup>の一節<sup>レ</sup>だ。

一 近年<sup>レ</sup>は諸大名<sup>レ</sup>之内<sup>レ</sup>、家來<sup>レ</sup>之<sup>レ</sup>ものえ蘭學<sup>レ</sup>爲<sup>レ</sup>仕<sup>レ</sup>砲術<sup>レ</sup>書<sup>レ</sup>其外<sup>レ</sup>、疊書<sup>レ</sup>類<sup>レ</sup>等<sup>レ</sup>追々和解<sup>レ</sup>爲<sup>レ</sup>仕<sup>レ</sup>候由<sup>レ</sup>。就<sup>レ</sup>而<sup>レ</sup>は蘭書<sup>レ</sup>類<sup>レ</sup>をも、數多<sup>レ</sup>く所藏<sup>レ</sup>いたし候に付、終<sup>レ</sup>に者

諸大名家  
來蘭學の  
事

建議動機  
如何

公邊<sup>レ</sup>御備<sup>レ</sup>御手<sup>レ</sup>薄<sup>レ</sup>之<sup>レ</sup>趣<sup>レ</sup>、取沙汰<sup>レ</sup>いたし候様<sup>レ</sup>相成<sup>レ</sup>、尤<sup>レ</sup>不可<sup>レ</sup>然<sup>レ</sup>哉に奉<sup>レ</sup>存<sup>レ</sup>候。以來<sup>レ</sup>手醫師<sup>レ</sup>之内<sup>レ</sup>に、其職<sup>レ</sup>に付<sup>レ</sup>蘭學<sup>レ</sup>仕<sup>レ</sup>候儀<sup>レ</sup>は格別<sup>レ</sup>、家來<sup>レ</sup>共<sup>レ</sup>之内<sup>レ</sup>え、別段<sup>レ</sup>蘭學<sup>レ</sup>爲<sup>レ</sup>仕<sup>レ</sup>候儀<sup>レ</sup>は、不<sup>レ</sup>相成<sup>レ</sup>一候段<sup>レ</sup>、急度<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>仰<sup>レ</sup>出<sup>レ</sup>候様<sup>レ</sup>仕<sup>レ</sup>度<sup>レ</sup>奉<sup>レ</sup>存<sup>レ</sup>候。此<sup>レ</sup>れは正<sup>レ</sup>しく諸大名<sup>レ</sup>に對<sup>レ</sup>する蘭學<sup>レ</sup>禁止<sup>レ</sup>令<sup>レ</sup>も同様<sup>レ</sup>だ。彼<sup>レ</sup>れ澁川<sup>レ</sup>六藏<sup>レ</sup>は、自<sup>レ</sup>から蘭學者<sup>レ</sup>にして、然<sup>レ</sup>も四圍<sup>レ</sup>の事情<sup>レ</sup>も、一通<sup>レ</sup>りは心得<sup>レ</sup>居<sup>レ</sup>る可<sup>レ</sup>き筈<sup>レ</sup>なるに、此<sup>レ</sup>の如<sup>レ</sup>く時勢<sup>レ</sup>と逆行<sup>レ</sup>する建議<sup>レ</sup>を爲<sup>レ</sup>したの<sup>レ</sup>は、果<sup>レ</sup>して何<sup>レ</sup>の爲<sup>レ</sup>め乎。何<sup>レ</sup>れにしても蘭學者<sup>レ</sup>たる彼<sup>レ</sup>が、漢學者<sup>レ</sup>出身<sup>レ</sup>にして、保守<sup>レ</sup>黨<sup>レ</sup>反對<sup>レ</sup>黨<sup>レ</sup>の魁<sup>レ</sup>首<sup>レ</sup>と云<sup>レ</sup>ふ可<sup>レ</sup>き鳥居<sup>レ</sup>忠耀<sup>レ</sup>と結托<sup>レ</sup>したの<sup>レ</sup>も、決して不思議<sup>レ</sup>はあるまい。

【六七】 澁川六藏の蘭學取締意見 (二)

保守派迎  
合か

澁川<sup>レ</sup>は己<sup>レ</sup>れ自ら<sup>レ</sup>蘭學者<sup>レ</sup>でありながら、其<sup>レ</sup>の廣布<sup>レ</sup>弘通<sup>レ</sup>に就<sup>レ</sup>ては、尤<sup>レ</sup>も不利益<sup>レ</sup>なる



意見を開陳した。是れ果して保守派の意志に迎合したる爲めであつた乎、將た己獨り新知識を専らにして、他に之を煩つを欲せざる爲めであつた乎。抑も彼自ら一種の保守黨であつた乎。何れにもせよ、彼は頗る保守的の口吻を漏らしてゐる。

無用器物  
風景板行  
種類を取

一 和蘭人持渡物之内、本邦に而必用之織物、器物、地圖之類は格別、差而入用にも無之奇巧之器物、並風景人物等之板行物之類は、以來惣而持渡申間敷旨、被仰出候方可然哉に奉存候。

是れ和蘭人の文物輸入に制限を加へんとするものだ。されど流石に彼も蘭學絶對禁止には反對であつた。彼はその藥が餘りに利き過ぎんとを虞れ、左の如く蘭學禁止の害を擧げてゐる。

蘭學禁止  
の無益

一 唯今蘭學御禁止相成候とて、是迄之習俗一洗可仕様は無御座候。返而竊に相學び候様成行可申哉、是迄は表向に學び候故、其害も露れ易く御座候得共、竊に學び候得ば、其弊も潜み候に付、急には難相知候間、

儒家偏見

不可然哉に奉存候。盜賊等を捕へ候に、手先無レ之而は、其筋之事も難知ごとく、蘭學者無レ之候は、夷情も分り申間敷、且は蘭學を被レ禁候とて、好事之風相止み候と申様にも難相成哉に奉存候。但儒家に而は、蠻學に而國益とも不相成候に付、御禁止も可然と申。或は蘭學不仕ものは、其職に居候ものに而も、我愚を掩ひ候ため、同斷御禁止之方可然旨申なし。蘭學に耽り候者は、唯此儘可被差置哉と申候得共、各偏見と奉存候。時勢を考へ、後世を思慮仕候得ば、能々斟酌可仕儀と奉存候。

保守派の  
手先

彼は此の如く中庸らしき意見を吐いてゐるが、然も何れかと云へば、彼の中庸説は、保守派の手先と見るの外はあるまい。

工夫新案  
の取締

一 近年は自身蘭學不仕候者に而も、蘭學者を相招き、其説を承り、彼是附會いたし、或は儀器類を製作いたし、工夫新案と申成類多御座候。是等も追々増長仕候は、難被捨置儀も出來可仕候間、夫々

蘭字亂用  
香の割裁

御取締方も可有御座一哉に奉<sub>レ</sub>存候。一 本邦之風景人物地圖等を、西洋風に彫刻出版賣買仕、又は賣藥之名目を蘭字に而相認、看板に差出、又衣類調度之内に而同様之文字を染、又淺學之醫師は、蘭名を蘭字に而藥袋に認候類は、至而賤少之儀には御座候得共、蟻の穴より堤崩るゝとの俚諺のとく、追々募候節は、國體を損し、風俗を亂し候基とも成行可<sub>レ</sub>申哉。是等惣而急度御差留御座候方可<sub>レ</sub>然に奉<sub>レ</sub>存候。

度譯書流  
布禁止の  
事

一 曆學醫術天文書並其枝葉に類し候究理書等之類、其職々之もの反譯仕置候儀は格別、猥に世上え流布仕間敷旨、被<sub>二</sub>仰出<sub>一</sub>候様仕度奉<sub>レ</sub>存候。此の如く彼は只管蘭學を、其の專門者たる局部に限りて、之を天下に公行せざらしめんと欲した。右之廉々は早々御取締有<sub>レ</sub>之候様奉<sub>レ</sub>存候。惣而世上一般好事に馳せ、何

取締運行  
な求む

事も新奇をのみ競ひ候人情に付、只今急度其法則相立不<sub>レ</sub>申候半而は、往々大害とも相成可<sub>レ</sub>申候。一日之苟安、數百年之大患也とも申候得ば、何れにも難<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>捨置<sub>一</sub>儀と奉<sub>レ</sub>存候。乍併惣而私動向に格別關らざる儀を申上候は、恐入候得共、兼々御立入仕候に付、幸に存付候儀を、押包罷在候も、却而不<sub>レ</sub>宜候間、極密此段申上候。

と云うてゐる。而して其の意見書の受取主が、水野忠邦であることは、固より云ふ迄もあるまい。彼が保守的の意見書は、必らずしも蘭學者取締の意見書のみには限らない。

蘭科醫書彫刻之儀ニ付申上候書付

鳥居甲斐守

泰西名醫彙講、彫刻賣弘之儀、淺草茅町貳丁目儀八店書物屋伊八願出候旨、町年寄館市右衛門申出候に付、去寅(天保十三年)七月、御書付を以被<sub>二</sub>仰出<sub>一</sub>候通、醫學館に改之儀及三廳合一候處、多紀安良より、下ヶ札を以、近來蘭學盛に行れ、右様之蘭書彫刻致候ば、漢土之醫學追々廢れ候様可<sub>二</sub>相成<sub>一</sub>候間、彫刻不<sub>レ</sub>致方に申聞候に付、漢土之醫學追々廢れ候様可<sub>二</sub>相成<sub>一</sub>之懸念一通り尤之様に相

多紀安良  
の彫刻反  
對

豐夷の書  
に純駁あり

天文曆數  
醫術の書

開候得共、縱令者漢土之學術にも精粗有之、又豐夷之書籍にも純駁無之とも難レ申、謂れなく蘭方醫書彫刻不ニ相成ト申も、事實偏倚に相聞可レ申、書籍漢蘭之無ニ差別、精粗純駁を見極、彫刻申付候方、平坦に可レ有レ之哉。尙又及ニ懸合ニ候處、醫家有用之書に無レ之、旁彫刻不レ致方に申聞候。專門之者にて取調候儀、彼是可レ申筋者無レ之管に候得共、一體漢蘭之無ニ差別、總而世教において害に相成書籍者彫刻差止候而已ならず、草稿迄も取上候儀に御座候。且又西洋諸國之書籍、兎角新奇之說を以、僞眼を眩惑爲レ仕候事多く、元より好ましからぬ儀に付、兼而抑留仕度候得共、天文、曆數、醫術書、豐夷之書とて、専ら御採用相成、既に官醫にも蘭科専門之者も御座候上は、蘭科にて治驗有レ之候藥方漢土之醫術には有用之書にも有レ之間敷候得共、蘭科専門之者に於ては、極而有益之書に可レ有レ之も難レ計、純駁精粗之辨なく、只漢土之醫學廢れ可レ申との懸念、或は醫家有用之書に無レ之との見込を以、彫刻差止候者、一己之學ぶ所に而已偏僻仕、如何にも狹隘之論に墮リ、却而廣く醫術精詣之者出來候様、厚く御世話被レ爲レ在候御趣意にも觸れ可レ申哉。専門之者には候得共、安良申聞候趣を以、治定難レ仕候間、是迄學問所に於て、書籍改方撮合も可レ有レ之候間、一應同所御儒者存寄御尋御座候趣に仕度、依レ之草稿式册相添、此段申上候、以上。

二月

鳥居 甲斐 守

承付 書面之書籍何之通、彫刻可ニ申付旨被ニ仰渡、奉ニ承知ニ候。

卯二月十九日

〔追加市中取締類集〕

〔六八〕 澁川六藏の改革促進の意見書

亦天保改  
革に賛成

澁川六藏は、一方に於ては、保守派に迎合する如き、蘭學取締の意見書を提出しつ、も、他方に於ては、水野の天保度改革に就て、最も賛成を表し、然も之を刺戟し、之を促進せしめ、更らに之を徹底的に厲行せしめんとしてゐる。彼が天保十四年五月附にての意見書の如きは、滔々として盡くることなき長文にて、然も言々、句々、其の剴切を極めてゐる。

浮説防止  
の法

日光御參詣相濟候は、御政事向緩み可レ申との流言、舊冬以來世上申觸し候に付、定見無レ之ものは、追々節義取失ひ候様相見、歎敷次第に御座候。然る處今般無ニ御滞ニ參詣被レ爲レ濟候に付(天保十四年四月十三日、將軍家御日

光に發興、二十一日還城。此機に乗じ、今一段嚴格に御手を不被下候而は、浮説を止め、群小之志を挫には、相成申間敷哉に奉存候。……萬一御政體、聊にても緩み候は、忽土崩瓦解可致は、必然に而、此節は御新政之砌より、大切之折柄故、不願懼、存意之程言上仕候。

此れが彼れ澁川の意氣込だ。而して彼は左の如く進言してゐる。

一 御趣意一貫難仕様に相見へ候得共、一體之處は、格別相改り候に付、今一變仕候は、享保之御模様にも至り可申奉存候。就而は、一昨年之通、表出御被遊候而、追々諸事御改正被遊候得ども、猶御安心難被遊事共多端に付、猶亦一層嚴重被仰出候品も可有之間、各其旨相心得候様被仰出御老中方より、諸向踏込不宜事共、御演達有之候は、一統舊冬以來之妄説を心附可申候間、其機を不レ失御世話有之候は、是迄面を改候者は、心を改候様罷成、光明正大之御徳輝速に遠境邊土迄可二行届は、掌に視るが如くに御座候。何卒御英斷を以、早

今一變を要す

々被仰出候様奉存候。

此の如く彼は天保十二年四月以來の改革を、天保十四年五月に於て、更らに色上げせんと企てた。

過失搜索の姦黨

一 御改正の儀、實は諸役人心不平に候得共、表向は只管踏込候様子に而、各々功勞を争ひ、奔競之風一般に御座候處、昨年(天保十三年)秋頃より、其風相替り、御奉公踏込相勤候者を、衆人目を屬し候儀、尤甚敷、絲謬髮誤も、種々申觸し候。就中越前守殿(水野忠邦)大和守殿(堀親雲)並鳥居甲斐守、伊澤美作守殿儀、彼是誹謗仕、此人々だに無レ之候は、志を得可申とて、死力を出し、過失を搜索仕候由、右は未だ姦黨殘居候故に御座候。御聰明に被爲レ渡候上は、其言悲辭を以、奉欺、浸潤膺受之讚懇可達御聽様は、有レ之間敷候得共、衆口金を鏢す之喻も御座候上は、何分御油斷被遊間敷候。……古今尤可恐は、讒賊之人に御座候間、衆惡レ之必察焉之聖語を、御服膺可被遊候。

受封氣少  
燃頭の叙

此の如く彼は其の反對者を、一人も残らず追ひ拂ふ可しとの説を進めた。當時改革の鋒先が漸く鈍り、反對の氣勢が漸く生せんとする徴候は、上記を見ても、自から諒會せらるゝ所あるであらう。

五分の成

日付人撰  
の事

一 御改正以後僅二ケ年に而、斯迄速に御模様改り候は、全く御親政故之義に御座候。乍併天下を通覽仕候得ば、漸五分通程御趣意行届候事故、中々以御安心難レ被遊候。此上數年を経候は、全く可レ行届と申者も有レ之候得とも、御政務に年限無レ之事に候得ば、未長く當時之御模様被レ爲レ在度奉レ存候。……根本を改革致し候義は、御政務之眼目に候得ば、第一に御目付之人物御撰被遊、剛直に而權貴を避けず、鐵面御史とも可レ申ものを御用ひ被遊、諸向忌憚候様仕度奉レ存候。當時は誰も御目付を狎侮り候故、萬事緩み易く、自然思召貫き不レ申候。此御役は、樞機之職に而、諸役人之手本に罷成候に付、鳥居甲斐守勤役中は、御表之者共、一同嚴肅之體に相見へ、思召速に下に通達仕候。是に而御

奥向女中  
整理の事

察可レ被遊候。……唯今御徒目付等を御糾明被遊候は、清白之者兩三輩には不レ可過と奉レ存候。速に此御場所より御一洗之儀、專要に奉レ存候。當御代程御儉素に被レ爲レ在候儀は、終に承り傳へ不レ申、末々迄も奉レ感候得共、奥向女中は、寛政中よりも、多人數之由、下々沙汰仕候。(原註 寛政度西丸へ被レ爲レ入候節、御附女中九拾餘人之處、右大將様西丸へ被レ爲レ入候節、御附女中貳百人と申候、信偽之處は、素より不レ奉レ存候。)惣而節儉之政は、奥向より始り候事に而、男子と違ひ、女子は尊卑、賢不肖、一統の道理分り兼、實に養ひ難き者故、尋常之掟に而は、納得不レ仕、御政道多分是より破れ申候。澁川は此の如く奥向にさへも、更に手を著く可く進言した。而して彼は果して奥向には、既に水野の反對熱が、そろく沸騰しかけつゝあつたとに氣附てゐた乎、否乎。實に世は様々である。

有司の惡計

當年は御改革に付騒々しく、至て陰氣なる事のみなり。暮に至りて金水引御停止仰出され、役方より通し者を以て寺院よりの使の様に、金水引を内々に賣り呉れよと、種々様々にたらし、賤しぬれ共、御法度の事なればとて、一向に之を取あへざりしかども、餘りに強ひて頼みぬる故に、濫々ながら少し計り密々に商ひしに、翌日直ちに御奉行所へ呼出され、御符の上十貫文の料料なりしと云ふ。總て斯様の類にて料料を仰付けられし者、其數仰山の事なりと云ふ。播磨とやらん、阿波とやらん、何か法に背きし者有りし由にて、千人餘も呼登せになりしが、之等も悉く料料仰付けられしと云ふ。總て料料の錢は、炭屋安兵衛方にて是を引受けて取計らへる由なるが、日々此料料錢の仕立に追はれぬる程の事なりと云ふ。又北の新地に之迄格子、衣類等の事、幾度となく、くれなくと仰渡されし事の貫かすして、近頃は賣女の類衣服に前垂を當てぬる様に仰付けられ、其通にて居たりしが、程なく年も改りぬる故、内々ながら衣服の事を伺ひしに、「袖は苦しからず、縮縮にても教付は相成らざれ共、縮縮は仔細なし」との事なる故、一統に正月の晴著にとて、縮縮縮縮等にて十二月廿日頃に至りて、漸々と一統に仕上げし由なるに、廿日過ぎに至り、暴かに木綿の外は相成らずと仰出されしにぞ、何れも呆れ果て、「最早年内日數迫りぬる事なれば、今更縮服を拵へしとて正月の間にも合ひ難ければ詮すべなし、正月も寝巻の衣類にて済ますべし」と決著せしと云ふ。されども折角と拵上げし晴衣服の、一つも間に合へる物なければ、其もたれ吳服商人に及び、

法令朝變  
幕改

年末の寂

大抵は拂方をなさざる故、何れも大に困窮に及びぬる由を、其筋へ入込める吳服屋共に聞き候ひぬ。其外市中一統に金銀不融通にて、至つて寂寥たる事共なり。廿八日晴、廿九日曇、夜に入り終夜大雨なりし故、斯くては元朝も如何あらんと思ひしに、卯の刻頃に至りて雨止つぬ。「浮世の有様」

### 【六九】 澁川六藏の海防に関する姑息論

家康遺訓  
の引用

澁川六藏の意見書は、實に混々として底止する所を知らず、能く委曲を盡してゐる。彼は家康の遺訓を持ち出し、將軍側向の權を抑ふ可きを説き、又た家康の好學を援き來りて、將軍自から經史の講筵を開らさ、之に臨まんとを、希望してゐる。而して海防に就ては、尙ほ左の如く論じてゐる。

海防の事

一 當時海防之義、厚御世話被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>在候は、御尤至極に候得共、右に付諸向異域之砲術等を、専ら研究 仕、諸事疊法に無<sub>レ</sub>之而は難<sub>レ</sub>用 様相成 申候。尤長短得失之

程、取捨可<sup>レ</sup>有<sup>レ</sup>之は勿論に御座候故、蠻法は惣而難<sup>ニ</sup>取用<sup>一</sup>筋には無<sup>ニ</sup>御座候得共。唯今俄に蠻法相學<sup>ビ</sup>候<sup>ト</sup>ても、決<sup>レ</sup>而彼には難<sup>レ</sup>及<sup>レ</sup>候故、未熟之兵を以<sup>テ</sup>精練熟知之蠻船に向<sup>ヒ</sup>候<sup>ト</sup>より、從來學<sup>ビ</sup>慣<sup>レ</sup>候本邦之法を精練<sup>仕</sup>候方、最上之良策と奉<sup>レ</sup>存<sup>候</sup>。異國に而は、砲術並航海之事に付、學校を設<sup>ケ</sup>、軍師を撰<sup>ビ</sup>、研究<sup>仕</sup>候故、實以日新之奇巧有<sup>レ</sup>之、年々舊法を變<sup>革</sup>仕<sup>候</sup>故、折角本邦に而習學<sup>仕</sup>候内には、最早彼國には其上に出<sup>テ</sup>候法を取用<sup>ヒ</sup>候<sup>ト</sup>に付、成敗利害は論ずる迄も無<sup>レ</sup>之、徒<sup>ニ</sup>失費多く相成<sup>候</sup>のみに御座候。

澁川の謬

此れは實に蘭學者たる澁川六藏の意見として、心外千萬の事だ。彼は門人は決して師よりも優る能はずと、前提してゐる。此れが第一の間違ひだ。西洋日新の砲術を學習してさへ、尙ほ彼に及ぶ能はざるに、我が舊法を墨守し、如何にそれを精練したりとて、彼に及ぶ可き道理やある。我の舊法が、彼に及ばざるが故なればこそ、彼の砲術を學ばんとするではない乎。此れは故らに舊來の砲術

船舶製造の事

家に語<sup>ビ</sup>るの言<sup>で</sup>なければ、故らに新式の砲術家を毀<sup>ル</sup>の言<sup>で</sup>あり、然らざれば保守派に迎合する説である。若し然らずして澁川を中心よりの意見とせば、彼が聰明なる蘭學者たるに似氣なく、其の見識の餘りに固陋なるに、驚かざるを得ない。

其外船之製造に至<sup>候</sup>而は、たとひ異國之法、最簡至便に候<sup>ト</sup>も、祖宗より御制度被<sup>ニ</sup>建置<sup>一</sup>候<sup>ト</sup>上は、蠻製に擬造<sup>仕</sup>候<sup>ト</sup>義は、尤不可<sup>レ</sup>然哉に奉<sup>レ</sup>存<sup>候</sup>。

此の意見の如きは、實に國を誤<sup>ル</sup>の妄説である。此れが頑固の漢學者流の言ならば、左迄の不思議はないが、蘭學者たる澁川の言としては、實に意外至極だ。總而海防は、日本國一體之儀に而、強而土地之要害のみに拘<sup>ル</sup>べき筋にも無<sup>ニ</sup>御座候得ば、文武之御世話行届、御府庫充實<sup>仕</sup>候<sup>ト</sup>上<sup>に</sup>而被<sup>ニ</sup>仰出<sup>一</sup>候<sup>ト</sup>は、人情安堵<sup>仕</sup>、御備向堅固に相成<sup>可</sup>レ<sup>申</sup>奉<sup>レ</sup>存<sup>候</sup>。文武は根本、海防は枝葉に候得ば、本末之次第亂<sup>ス</sup>る様<sup>仕</sup>度、海防之義に付、諸向品々迎

文武は根本、枝葉は海防

異船恐るるに足らず

合之弊も出来仕候様相見候に付、能々御鑒察可被遊候。但異國船渡來可仕との流言有之候得共、異人とても無名之師を起し可申様無御座候間、邊釐を不開様仕置候は、當今別而可恐筋とは不奉存候。乍併海防之爲に、武備嚴重に相成、情弱之士氣を挽回仕候勢にも至り候は、幸之義故、只々虛文に流れず、實用之工夫御座候様奉存候。

如何にも尤らしき言だ。文武は根本、海防は枝葉とは、誰しも異論なき所、然も其武たるものが、徒らに舊法を墨守するのみにては、何の役にも立つ可き様が無い。

濫川意見の影響

若し水野忠邦をして、其の力を我が武備の充實に用ひ、高島秋帆、江川坦菴(太郎左衛門英龍)等の意見を、十分に實行せしめたらんには、天保の末期に於ても、決して未だ晩きに失しはしなかつたであらう。然るに水野程の有力者にして、専ら力を此に致すとを閑却したのは、畢竟濫川などの意見が預りて其責ありと

云はねばならぬ。癸丑(嘉永)甲寅(安政)の際に於て、幕府が米艦の浦賀灣突入に際して、周章狼狽したのも、其の一半の責任は、此の如き姑息の意見を、當局者に勧めたる濫川六藏が、負はねばならぬ。

〔七〇〕 風俗及び官紀

濫川六藏は、随分微細に涉りて、改革の促進を痛論してゐる。

芝居の害

一 三芝居淺草へ御引移に相成候得共、矢張其土地之風俗相亂れ申候。淺草迎も、御府内之義故、後來一統之風俗に推移り可申は、必然に御座候。一體芝居之義、奥向女中並武家迄之風義に拘り、淫風を長じ候。第一に御座候上、町奉行與力同心共、右之場所より賄賂受用之廉、多端に而、品々不正之事共御座候由、旁難被拾置儀故、三都は勿論、國々迄に芝居御制

芝居制禁の説



江戸芝居  
座移轉

禁被<sup>きんは</sup>二仰出<sup>いだし</sup>一夫々<sup>ひとりひとり</sup>商賣<sup>しょうばい</sup>替<sup>か</sup>被<sup>は</sup>二仰付<sup>いだし</sup>一候<sup>ごう</sup>様<sup>さま</sup>奉<sup>ほう</sup>存<sup>ぞん</sup>候<sup>ごう</sup>。左<sup>ひだり</sup>候<sup>ごう</sup>は、産<sup>うぶ</sup>業<sup>わざ</sup>を失<sup>うしな</sup>ひ候<sup>ごう</sup>ものも可<sup>べ</sup>有<sup>あ</sup>之<sup>の</sup>候<sup>ごう</sup>得<sup>え</sup>共<sup>ども</sup>、素<sup>もと</sup>より不良<sup>ふりやう</sup>之<sup>の</sup>民<sup>たみ</sup>に候<sup>ごう</sup>上<sup>うへ</sup>、風俗<sup>ふうぞく</sup>を害<sup>がい</sup>し候<sup>ごう</sup>には難<sup>かた</sup>替<sup>か</sup>と奉<sup>ほう</sup>存<sup>ぞん</sup>候<sup>ごう</sup>。既<sup>すで</sup>肥<sup>ひ</sup>後<sup>ご</sup>熊<sup>くま</sup>本<sup>ほん</sup>並<sup>なら</sup>備<sup>び</sup>前<sup>まへ</sup>岡<sup>おか</sup>山<sup>さん</sup>等<sup>ら</sup>は、いづれも、遊<sup>あそ</sup>所<sup>ところ</sup>芝<sup>しば</sup>居<sup>い</sup>無<sup>な</sup>之<sup>の</sup>故<sup>ゆゑ</sup>、風俗<sup>ふうぞく</sup>他<sup>た</sup>國<sup>こく</sup>より格<sup>かく</sup>別<sup>べつ</sup>に相<sup>あ</sup>見<sup>み</sup>へ候<sup>ごう</sup>由<sup>よし</sup>に御<sup>ご</sup>座<sup>ざ</sup>候<sup>ごう</sup>。

猿若町新  
設

三<sup>さん</sup>都<sup>と</sup>は勿<sup>な</sup>論<sup>ろん</sup>國<sup>こく</sup>々<sup>々</sup>迄<sup>まで</sup>も、芝<sup>しば</sup>居<sup>い</sup>御<sup>ご</sup>制<sup>せい</sup>禁<sup>きん</sup>と云<sup>い</sup>ふとに<sup>な</sup>れば、日<sup>に</sup>本<sup>ほん</sup>國<sup>こく</sup>中<sup>ちゆう</sup>演<sup>えん</sup>劇<sup>げき</sup>全<sup>ぜん</sup>廢<sup>はい</sup>と<sup>な</sup>る譯<sup>わけ</sup>だ。天<sup>てん</sup>保<sup>ほう</sup>十<sup>じゅう</sup>二<sup>に</sup>年<sup>ねん</sup>十<sup>じゅう</sup>月<sup>げつ</sup>、堺<sup>さかい</sup>町<sup>ちやう</sup>、葺<sup>ふ</sup>屋<sup>や</sup>町<sup>ちやう</sup>の芝<sup>しば</sup>居<sup>い</sup>燒<sup>せう</sup>失<sup>しつ</sup>後<sup>ご</sup>、兩<sup>りやう</sup>座<sup>ざ</sup>並<sup>なら</sup>に操<sup>あやつ</sup>人<sup>にん</sup>形<sup>ぎやう</sup>座<sup>ざ</sup>、何<sup>い</sup>れも淺<sup>あさ</sup>草<sup>くさ</sup>に移<sup>い</sup>轉<sup>てん</sup>の命<sup>めい</sup>あり、同<sup>どう</sup>十<sup>じゅう</sup>三<sup>さん</sup>年<sup>ねん</sup>二<sup>に</sup>月<sup>げつ</sup>同<sup>どう</sup>所<sup>ところ</sup>にて替<sup>か</sup>地<sup>ち</sup>を與<sup>あた</sup>へらる。尙<sup>なほ</sup>ほ木<sup>き</sup>挽<sup>まき</sup>町<sup>ちやう</sup>の芝<sup>しば</sup>居<sup>い</sup>も、同<sup>どう</sup>所<sup>ところ</sup>に移<sup>い</sup>轉<sup>てん</sup>せしむると<sup>な</sup>り、三<sup>さん</sup>町<sup>ちやう</sup>分<sup>ぶん</sup>の替<sup>か</sup>地<sup>ち</sup>一<sup>いっ</sup>萬<sup>まん</sup>七<sup>しち</sup>十<sup>じゅう</sup>八<sup>ぱち</sup>坪<sup>へい</sup>と云<sup>い</sup>ふ。四<sup>し</sup>月<sup>げつ</sup>より町<sup>ちやう</sup>名<sup>な</sup>を猿<sup>さる</sup>若<sup>わ</sup>町<sup>ちやう</sup>と稱<sup>しょう</sup>す。爾<sup>じ</sup>來<sup>らい</sup>歌<sup>か</sup>舞<sup>ぶ</sup>伎<sup>ぎ</sup>役<sup>やく</sup>者<sup>しや</sup>は、此<sup>こ</sup>の三<sup>さん</sup>町<sup>ちやう</sup>内<sup>ない</sup>に限<sup>かぎ</sup>りて、他<sup>た</sup>町<sup>ちやう</sup>に住<sup>す</sup>するを禁<sup>きん</sup>じ、又<sup>また</sup>外<sup>ぐわい</sup>出<sup>しゅつ</sup>の際<sup>さい</sup>は、編<sup>あみ</sup>笠<sup>がさ</sup>を著<sup>つ</sup>くると<sup>し</sup>た。然<sup>しか</sup>も遂<sup>つい</sup>ひに澁<sup>しぶ</sup>川<sup>がわ</sup>の意<sup>い</sup>見<sup>けん</sup>通<sup>つう</sup>りには、行<sup>おこな</sup>はれなかつた。

奥表坊主  
取締の事

一<sup>いっ</sup>御<sup>ご</sup>役<sup>やく</sup>人<sup>にん</sup>之<sup>の</sup>氣<sup>き</sup>合<sup>あ</sup>を惑<sup>わ</sup>亂<sup>らん</sup>仕<sup>し</sup>、只<sup>ただ</sup>管<sup>くだん</sup>御<sup>ご</sup>政<sup>せい</sup>務<sup>む</sup>に緩<sup>ゆる</sup>みを希<sup>こ</sup>ひ、流<sup>りゅう</sup>言<sup>げん</sup>浮<sup>ふ</sup>説<sup>せつ</sup>を申<sup>まを</sup>觸<sup>ふ</sup>し候<sup>ごう</sup>は、奥<sup>おく</sup>表<sup>へい</sup>坊<sup>ぼう</sup>主<sup>しゆ</sup>共<sup>ども</sup>に御<sup>ご</sup>座<sup>ざ</sup>候<sup>ごう</sup>。是<sup>こゝろ</sup>等<sup>ら</sup>は嚴<sup>げん</sup>敷<sup>しき</sup>御<sup>ご</sup>穿<sup>せん</sup>鑿<sup>さく</sup>之<sup>の</sup>上<sup>うへ</sup>、不<sup>ふ</sup>良<sup>りやう</sup>之<sup>の</sup>者<sup>もの</sup>共<sup>ども</sup>、夫<sup>それ</sup>々<sup>ごと</sup>御<sup>ご</sup>沙<sup>さ</sup>汰<sup>た</sup>被<sup>は</sup>レ遊<sup>あそ</sup>候<sup>ごう</sup>様<sup>さま</sup>奉<sup>ほう</sup>存<sup>ぞん</sup>候<sup>ごう</sup>。且<sup>かつ</sup>又<sup>また</sup>諸<sup>しよ</sup>家<sup>か</sup>より諸<sup>しよ</sup>役<sup>やく</sup>人<sup>にん</sup>之<sup>の</sup>頼<sup>たの</sup>みと唱<sup>な</sup>へ、御<sup>ご</sup>用<sup>よう</sup>向<sup>むか</sup>等<sup>ら</sup>承<sup>うけたま</sup>り合<sup>あ</sup>候<sup>ごう</sup>手<sup>て</sup>寄<sup>よ</sup>に仕<sup>つか</sup>候<sup>ごう</sup>。右<sup>みぎ</sup>之<sup>の</sup>懸<sup>か</sup>り合<sup>あ</sup>ひは、萬<sup>ばん</sup>端<sup>たん</sup>留<sup>りゆう</sup>守<sup>しゆ</sup>居<sup>い</sup>役<sup>やく</sup>之<sup>の</sup>者<sup>もの</sup>、取<sup>とり</sup>引<sup>ひ</sup>致<sup>いた</sup>し候<sup>ごう</sup>に付<sup>つ</sup>、終<sup>つひ</sup>には是<sup>こゝろ</sup>より諸<sup>しよ</sup>役<sup>やく</sup>人<sup>にん</sup>之<sup>の</sup>賄<sup>わい</sup>賂<sup>ら</sup>之<sup>の</sup>道<sup>みち</sup>相<sup>あ</sup>開<sup>ひ</sup>け候<sup>ごう</sup>而<sup>しか</sup>已<sup>や</sup>ならず、御<sup>ご</sup>政<sup>せい</sup>務<sup>む</sup>存<sup>ぞん</sup>外<sup>ぐわい</sup>漏<sup>ろう</sup>泄<sup>しや</sup>仕<sup>し</sup>、御<sup>ご</sup>失<sup>しつ</sup>體<sup>たい</sup>之<sup>の</sup>事<sup>こと</sup>と奉<sup>ほう</sup>存<sup>ぞん</sup>候<sup>ごう</sup>。以<sup>い</sup>來<sup>らい</sup>重<sup>おも</sup>き御<sup>ご</sup>役<sup>やく</sup>人<sup>にん</sup>は勿<sup>な</sup>論<sup>ろん</sup>、末<sup>すえ</sup>々<sup>ごと</sup>輕<sup>かろ</sup>き御<sup>ご</sup>場<sup>ば</sup>所<sup>じよ</sup>迄<sup>まで</sup>も、諸<sup>しよ</sup>家<sup>か</sup>頼<sup>たの</sup>みは、一<sup>いっ</sup>切<sup>せつ</sup>不<sup>ふ</sup>相<sup>さう</sup>趣<sup>すゑ</sup>被<sup>は</sup>レ仰<sup>おほ</sup>出<sup>し</sup>候<sup>ごう</sup>様<sup>さま</sup>奉<sup>ほう</sup>存<sup>ぞん</sup>候<sup>ごう</sup>。

奥表坊主  
共の害

彼<sup>かれ</sup>は此<sup>こゝろ</sup>の如<sup>ごと</sup>く奥<sup>おく</sup>表<sup>へい</sup>の坊<sup>ぼう</sup>主<sup>しゆ</sup>共<sup>ども</sup>に手<sup>て</sup>を著<sup>つ</sup>くるを建<sup>けん</sup>白<sup>はく</sup>した。幕<sup>まく</sup>府<sup>ふ</sup>の奥<sup>おく</sup>表<sup>へい</sup>の坊<sup>ぼう</sup>主<sup>しゆ</sup>は、何<sup>い</sup>れも支<sup>し</sup>那<sup>な</sup>の宦<sup>くわん</sup>官<sup>くわん</sup>の類<sup>るい</sup>にて、彼<sup>かれ</sup>等<sup>ら</sup>は卑<sup>ひく</sup>き位<sup>いち</sup>地<sup>ち</sup>にありながら、頗<sup>さ</sup>る威<sup>い</sup>福<sup>ふく</sup>を弄<sup>ろう</sup>してゐた。而<sup>しか</sup>して幕<sup>まく</sup>吏<sup>し</sup>に對<sup>たい</sup>し、諸<sup>しよ</sup>大<sup>だい</sup>名<sup>めい</sup>よりそれ<sup>ごと</sup>くお出<sup>で</sup>入<sup>い</sup>と稱<sup>しょう</sup>する者<sup>もの</sup>を頼<sup>たの</sup>み置<sup>お</sup>き、その人<sup>ひと</sup>々<sup>ごと</sup>を、諸<sup>しよ</sup>大<sup>だい</sup>名<sup>めい</sup>の便<sup>べん</sup>宜<sup>い</sup>に用<sup>もち</sup>ふる慣<sup>かん</sup>例<sup>れい</sup>があつた。澁<sup>しぶ</sup>川<sup>がわ</sup>はそれ<sup>ごと</sup>くも一<sup>いっ</sup>切<sup>せつ</sup>禁<sup>きん</sup>ず可<sup>べ</sup>しとした。

儒醫後嗣  
者半高の

一<sup>いっ</sup>儒<sup>じゆ</sup>者<sup>しや</sup>、醫<sup>い</sup>者<sup>しや</sup>共<sup>ども</sup>、學<sup>がく</sup>術<sup>じゆつ</sup>之<sup>の</sup>者<sup>もの</sup>え世<sup>せ</sup>祿<sup>りく</sup>被<sup>は</sup>レ下<sup>くだ</sup>候<sup>ごう</sup>は、御<sup>ご</sup>手<sup>て</sup>厚<sup>あつ</sup>之<sup>の</sup>義<sup>ぎ</sup>には御<sup>ご</sup>座<sup>ざ</sup>候<sup>ごう</sup>得<sup>え</sup>共<sup>ども</sup>、却<sup>かへ</sup>て子<sup>こ</sup>孫<sup>そん</sup>不<sup>ふ</sup>學<sup>がく</sup>無<sup>む</sup>術<sup>じゆつ</sup>之<sup>の</sup>者<sup>もの</sup>出<sup>で</sup>來<sup>らい</sup>之<sup>の</sup>基<sup>もと</sup>に而<sup>しか</sup>、不<sup>ふ</sup>可<sup>か</sup>然<sup>ぜん</sup>と奉<sup>ほう</sup>存<sup>ぞん</sup>候<sup>ごう</sup>。以<sup>い</sup>來<sup>らい</sup>儒<sup>じゆ</sup>者<sup>しや</sup>、醫<sup>い</sup>者<sup>しや</sup>、天<sup>てん</sup>文<sup>ぶん</sup>方<sup>かた</sup>等<sup>ら</sup>は、其<sup>その</sup>子<sup>こ</sup>孫<sup>そん</sup>術<sup>じゆつ</sup>業<sup>ぎやう</sup>宜<sup>い</sup>候<sup>ごう</sup>は、格<sup>かく</sup>別<sup>べつ</sup>、左<sup>ひだり</sup>も無<sup>な</sup>之<sup>の</sup>候<sup>ごう</sup>は、半<sup>はん</sup>高<sup>たか</sup>に

小普請高  
漸減の事

小普請の  
愚昧情弱

被<sub>レ</sub>仰付<sub>レ</sub>後來精業之節に至り、元高に復し候はゞ、可<sub>レ</sub>然哉に奉<sub>レ</sub>存<sub>レ</sub>候。是のみならず、小普請に入<sub>レ</sub>候者も、其儘高被<sub>レ</sub>下<sub>レ</sub>候はゞ、心得方不<sub>レ</sub>宜者共は、御奉公可<sub>レ</sub>相勤<sub>レ</sub>心底に無<sub>レ</sub>之、晏然と致し、自棄自暴之人、多分に相成<sub>レ</sub>申<sub>レ</sub>候。是亦向後は人物宜、文武之道相嗜み候者は格別、左も無<sub>レ</sub>之者共は、百俵以上は一同半高に被<sub>レ</sub>仰付<sub>レ</sub>、其子之代に至<sub>レ</sub>而も、同様に候はゞ、又其半高相減じ、百俵に至<sub>レ</sub>候迄は、何代に而も、追々減高被<sub>レ</sub>仰付<sub>レ</sub>、百俵以下は、本高三分一相減じ候様相成候はゞ、士氣引立筋と奉<sub>レ</sub>存<sub>レ</sub>候。且是迄身持不<sub>レ</sub>宜、小普請之面々、甲府勝手被<sub>レ</sub>仰付<sub>レ</sub>候節も、減高之御沙汰無<sub>レ</sub>御座<sub>レ</sub>候故、左迄難儀之趣に相聞不<sub>レ</sub>申<sub>レ</sub>候。以來百俵以上之者は、惣而百俵高に相減じ、百俵以下は、其高半減に被<sub>レ</sub>仰付<sub>レ</sub>候方と奉<sub>レ</sub>存<sub>レ</sub>候。一概には難<sub>レ</sub>申<sub>レ</sub>候得共、小普請は一種愚昧情弱之氣味有<sub>レ</sub>之、峻嚴之法に無<sub>レ</sub>之而は、難<sub>レ</sub>治<sub>レ</sub>様に奉<sub>レ</sub>存<sub>レ</sub>候。彼は又た左の如く無用の役所を合同するを、痛論してゐる。

餘り細微  
に入る

當時とても無用の御役有<sub>レ</sub>之候。中にも御作事方、御普請方、小普請方は、三役所に相分れ、銘々専務御座<sub>レ</sub>候由に候得共、畢竟いづれも土木之事を主<sub>レ</sub>り候。職に御座<sub>レ</sub>候上は、右三役所、以來一役所に御ま<sub>レ</sub>とめ被<sub>レ</sub>遊<sub>レ</sub>候而、奉行三人に罷<sub>レ</sub>成<sub>レ</sub>候はゞ、右に準じ下々支配向多分相減じ、三役所宿弊果而、一洗<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>仕<sub>レ</sub>奉<sub>レ</sub>存<sub>レ</sub>候。其外御勘定吟味役も、以前之如く、兩人に相減じ、御勘定衆人數は、當時之半減に相成、小普請支配組頭、御徒目付組頭等不用之御役をば、以來減じ切に被<sub>レ</sub>仰付<sub>レ</sub>候はゞ、人之耳目を驚かさずして、冗官沙汰之意に相叶<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>申、惣而冗員を省<sub>レ</sub>候事、當今之急務と奉<sub>レ</sub>存<sub>レ</sub>候。澁川の意見は、概して痛快だ。されど彼は聊か重箱の隅を、楊枝もてほじくる氣味無しとはしない。水野が其言を悉く用ひなかつたのも、固より止むを得なかつたであらう。然も水野をして屑々乎たる苛察の政事家と云はしめたるも、亦た彼及び彼の上<sub>レ</sub>官たる鳥居忠耀等の進言、愆愆、刺戟、勸説の力、與つて

大に居るものと認定せねばなるまら。

〔七二〕民政及び財政

正 勘定所改

澁川六藏は、復た幕府の地方政治、財政等に就き、縷々その改革意見を提出してゐる。

苛斂誅求

一 諸役所之内、御勘定所は、更に御改正不行届、因循之意甚敷、當時も兎角十組問屋等之義、相復し可申との目論見有之。(參照 三九) 其外萬端收斂之意味甚敷、御失體の事共に御座候由、此御場所より格別人數相減じ、奉行初めに、御役金御手當等をも、格別省略不仕候而は、諸向へ響き、御節儉之廉相立申間敷奉存候。而して彼は更に幕府の税吏が、苛斂誅求を事とするを説きて曰く、

御勘定向は、前々より末を逐ひ、利を射るもの多く、輿利之説行れ易く、上下交利を征し候風儀故、たとへ御失體之事に而も、御益とさへ存候得ば、下を損し候而も、上を益し、目前に米金御藏入多分に候得ば、府庫之充實と心得、實に盗臣にも劣り候儀に御座候。右故御料所も、更に改革不行届一種々不正之事有之、私共承り候而は、切齒扼腕に堪へ不申候。

其の實例

斯くて彼は其の實例として、左の如く事實を挙げ來つた。

御料所不取締之事、中々難ニ申上盡一候得共、先一事を可ニ申上候。平岡文次郎支配所越後水原に遊所拾八九軒有之候處、江戸表御改正之趣承知仕、文次郎より夫々商賣替申渡候に付、家作を改め、各産業相替り申候。然る處小笠原信助支配能成候に付、同人手代園部源次郎右支配所へ罷下り候上、即ち御趣意之品々誹謗致し、以前之通遊所差免し候由、此一事に而も、手附手代共之情態御察可被遊候。ケ様之義は小事に候得共、

貨幣改革  
意見

貨幣現在  
の狀

此外細民共より金銀を掠取り、或は御年貢米納方之義に付、種々不正之取計方有之、或は訴訟等之義に付、如何敷取扱方等有之候義は、此者共之常情之趣に候。

彼は進んで金銀貨幣の上に、一大猛断もて、一大改革を施行せしめんとした。

一 古今を通覽仕候に、何れ之代に而も、國初は府庫充實仕候故、金銀之位も尊く、實に國寶と相見へ候得共、太平久敷候得ば、上下共に奢侈に成行、金銀に差支へ候故、勢金銀之位を落し候而も員數を不増候而は、一時之急を辨じ難き様能成候。夫に而一過は相凌ぎ候得共、是より物價騰貴いたし、士民益々困窮し、世上之金銀多くは富商大賈之手に併せられ候に付、流用不宣、又候金位を相減、終には國初の金銀には似而非なるものに成行、名ありて實無之故、諸民不服に相成、禍亂之源、是より兆し申候。

斯く一般的の總論をなす、更らに現在の實況に付て、左の如く切言してゐる。

其の歴史  
的考察

金銀座取  
拂意見

當時之金幣小判小粒之分は、六金四銀程に相當り、貳朱金は、一金四銀程にも相當り候由。其上目方相減、只々急を救ひ候ために、品位目方共品々入狂ひ、大判、小判、壹分判、貳朱金、壹分銀共、一々量に當り不申、國寶とは難し申様罷成候。

と云ひ。之を歴史的に考察して、

曆數を考へ候へば、元祿度始而御吹替相初り、正徳に至り、復古之御目論見有之候より、享保に亘り、元文度迄大數二十三年程懸り、漸くに一定仕候趣に相見、誠以御六ヶ敷事と相聞候。

と叙し、而して愈よ其の意見を、左の如く開陳した。

當時格別之御省略中に候得共、金銀座被二建置一候以上は、金銀之源有之候故、人は是を頼み、兎角心弛みに相成勝に而、御省略難二行一奉レ存候。後年又候取立被レ遊候共、一旦は金銀座御取拂、天一之數を斷然と御裁切り被レ遊、金銀を吹増し候義は、以來御止め被レ遊候義を、人々に相